

表紙:「里山はっけん隊！」

次世代を担う子どもたちが貴重な自然環境に親しみ、自然を守っていくことの大切さを認識する機会の提供として、(公財)神奈川県公園協会と市民団体「柳谷の自然に学ぶ会」の皆様にご協力をいただきながら平成 20 年度より実施している事業です。

樹林、草地、水辺(水田、湿地、細流)が組み合わさった良好な谷戸環境が残る柳谷(県立茅ヶ崎里山公園)で、2 年を 1 サイクルとして夏・冬・春・秋の全 4 回、自然環境とワークショップ、お楽しみプログラムを実施しています。

平成 26 年度から 27 年度にかけて実施した第 4 期は、「つながり」をテーマとして自然観察やワークショップを実施しました。

表紙の絵は、参加者の皆さんが当日に「はっけん！」した生きもの同士のつながり(食物連鎖など)や、自然、里山と人とのつながりを描いたものです。

はじめに

本市ではこれまで、平成 22 年度に策定した「茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)」をはじめとする諸計画に基づき、望ましい環境の実現に向けて市民・事業者の皆様とともに施策を推進してきております。現計画である環境基本計画(2011 年版)の策定に当たっては、茅ヶ崎市環境審議会や公募による市民会議の委員の皆様から数々の貴重なご意見をいただきました。この中で、大きな改善点となった進行管理の方法につきましては、前年度の検証結果を活かせるようタイムラグを少なくし、次年度の施策推進に向けた予算要求に反映できるシステムを構築し、定着してきております。

この進行管理では、前年度に取り組んだ施策の進行状況をまず担当課が振り返り、その後、環境審議会委員の皆様による審議を経て、9 月に答申という形で集約したご意見をいただいております。ご覧いただいておりますこの報告書では、環境審議会の答申を踏まえて市が検討いたしました次年度(平成 28 年度)の施策展開をお示しております。

平成 27 年度の環境審議会答申におきましては、これまでの進捗状況に対して、1)分散配置された環境担当課間の調整機能、2)自然環境分野、3)生活環境及び共通分野、4)全般的な事項の 4 つの項目ごとにご意見、ご指摘をいただきました。また、重点施策の進捗状況について評価とコメントをいただくとともに、今年度は計画の中間期に当たることから目標の進捗状況についても中間評価とコメントをいただきました。この答申及び評価は、環境審議会委員の皆様にご尽力いただき、短期間に審議を重ねて取りまとめていただいたものであり、市といたしましてもこの内容を真摯に受け止め、平成 28 年度予算及び施策への反映に向けて検討を進めてまいりました。

また、本年度は環境基本計画(2011 年版)の運用開始から 5 年が経過することから、重点施策の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえて計画の内容を見直し、目標及び重点施策の優先度やスケジュールを一部変更する予定です。中間見直しを経た目標の達成に向け、重点施策の確実な推進を図ってまいります。

今後も、より良い環境を次世代に引き継いでいくために、本市の環境基本計画に基づいた環境行政の着実な推進に努めてまいりますので、市民、事業者、市民団体等の皆様の一層のご理解とご支援を賜りますようお願いいたします。

平成 28 年 3 月

茅ヶ崎市長 服部 信明

目次

I. 平成 26 年度における目標および重点施策の進捗状況に対する評価と 平成 28 年度の施策展開	3
1 体系図	4
2 目標と実績(総括表)	6
3 重点施策の進捗状況に対する評価(総括表)	8
4 茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)の進行管理について	10
テーマ 1 特に重要度の高い自然環境の保全	16
1.1 コア地域の保管理体制、財政担保システムの確立	
1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生	
テーマ 2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	42
2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり	
2.2 生物多様性の保全方針の策定	
テーマ 3 資源循環型社会の構築	52
3.1 4R の推進	
3.2 地域資源を活かす地産地消の推進	
テーマ 4 低炭素社会の構築	72
4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進	
4.2 交通行政における温室効果ガスの排出削減	
テーマ 5 計画を確実に進めていくための人づくり	88
5.1 本計画推進のための庁内における環境意識の向上と人材育成	
5.2 市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援	
5.3 学校における環境教育の充実	
もっと知りたい！ちがさきの環境	102
II. 茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)進捗状況報告書(平成 27 年度版)に対する答申	103
III. 茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)進捗状況報告書(平成 27 年度版)に対する 市民意見への回答	113

※本書は今年度より、「年次報告書」から「環境審議会答申への対応と次年度の施策展開」と名称を変更しております(11 ページを参照)。

I. 平成 26 年度における目標および 重点施策の進捗状況に対する評価と 平成 28 年度の施策展開

茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)では、1年間の取り組みを振り返り、その結果を次年度以降に確実に活かしていくため、重点施策に焦点を絞った迅速な評価と課題の抽出を行い、次年度以降に取り組むべき事項を検討することとしています。平成 27 年度は本計画の中間年度に当たることから、重点施策に加え目標についても中間評価と課題の抽出を行いました。

本章では、平成 27 年 6 月に「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書」にて報告した平成 26 年度の取り組み状況に対する茅ヶ崎市環境審議会からの評価を踏まえて、市が検討した平成 28 年度の施策展開の内容をお示ししています。

1 体系図

テーマ	施策の柱	目標
テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全	1.1 コア地域(※)の保全管理体制、財政担保システムの確立 1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生	1 コア地域の適切な保全管理を行うため、各地域における指標種の生育・生息状況について、市民によるモニタリング調査を平成23年度(2011年度)から実施し、データの更新を行っていきます。 2 各コア地域の自然環境を保全するため、平成25年度(2013年度)までに、コア地域ごとの活動組織を設置し、保全管理計画を作成します。 3 緑被面積(人工草地を除く)を平成32年度(2020年度)時点で市域の28.5%(約1,019ha)以上確保します。 4 経営耕地面積を平成32年度(2020年度)時点で348haを目標とします。
テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり 2.2 生物多様性の保全方針の策定	5 平成24年度(2012年度)までに自然環境の保全に関する条例を制定し、消失の危機にある自然環境を保全していきます。 6 平成25年度(2013年度)までに保全すべき地域の指定を行い、貴重な自然環境を有する地域を保全していきます。 7 「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」を平成24年度(2012年度)までに策定し、市域の生物多様性を保全していきます。 8 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインを平成24年度(2012年度)までに作成し、市民・事業者等への周知を図っていきます。
テーマ3 資源循環型社会の構築	3.1 4Rの推進 3.2 地域資源を活かす地産地消の推進	9 市民1人1日あたりの資源物を除いたごみの排出量を平成32年度(2020年度)までに574gにします。 10 リサイクル率を平成32年度(2020年度)までに34.7%にします。 11 地元農畜水産物を取り扱う店舗を、平成32年度(2020年度)までに90店舗にします。 12 学校給食における地産農水産物の使用品目数について、平成32年度(2020年度)まで15品目以上を維持します。 13 環境に配慮した農業に取り組む農業者や協力を増やします。
テーマ4 低炭素社会の構築	4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進 4.2 交通行政における温室効果ガスの排出削減	14 市域のCO ₂ 排出量を平成32年度(2020年度)までに約1,165千tCO ₂ (平成2年度(1990年度)の約80%)にします。 15 「ちがさきエコシート(茅ヶ崎市環境家計簿)」から1世帯・1事業所あたりのCO ₂ 排出量を把握し、前年に比べエネルギー使用量を削減できた家庭・事業者の数を増やします。 16 市民1人あたりの年間公共交通利用回数を平成32年度(2020年度)までに455.5回にします。
テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり	5.1 本計画推進のための庁内における環境意識の向上と人材育成 5.2 市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援 5.3 学校における環境教育の充実	17 庁内における環境意識の向上を図るために、茅ヶ崎市独自環境マネジメントシステムの周知啓発を徹底するとともに、生物多様性や地球温暖化問題に関する庁内での学習の機会を積極的に提供します。また、研修への参加、先進的取り組みを行っている自治体等への視察を積極的に実施します。 18 市民の環境意識の向上を図り、環境に関する活動への参加者数等を増やします。 19 各学校と地域との連携による環境教育を充実させ、地域資源を活用した環境学習の回数を増やしていくとともに、スクールエコアクションの導入による各学校での環境活動を継続的に実践していきます。

(※)コア地域:「茅ヶ崎市自然環境評価調査」において特に重要な地域として挙げた清水谷、平太夫新田、赤羽根十三区、
ながやと なめがや やなぎやと やなぎしま
 長谷、行谷、柳谷、柳島の7地域のこと。

しみずやと へいだゆうしん であかばねじゅうさんず

本計画策定時に掲げた次の目標は、進行管理の中で一部変更しています。(下線部は変更箇所)

- 目標 9 市民 1 人 1 日当たりの資源物を除いたごみの排出量を平成 32 年度(2020 年度)までに 603gにします。
- 目標 11 生産者直売施設の数と登録している農業者数を、平成 32 年度(2020 年度)までに 4 施設・60 人に増やします。
- 目標 12 学校給食における地場産農水産物の使用品目数を、平成 32 年度(2020 年度)までに 15 品目に増やします。
- 目標 14 地域の CO₂排出量を平成 32 年度(2020 年度)までに約 524 千t CO₂(平成 20 年度(2008 年度)の約 63%)にします。

重点施策	重点施策の推進を支え、補完する施策
1 コア地域ごとの保管理体制の構築と保管理体制の作成・実施 2 財政担保システムの確立 3~12 各コア地域における施策	1.1(1)コア地域の保全に向けた地域指定と活動への参加の促進
13 コア地域をつなぐみどりの一体的な保全・再生 14 農業支援による農地の保全・再生 15 耕作放棄地の再生にあたっての生物多様性への配慮	1.2(1)コア地域をつなぐみどりの保全・再生とネットワーク化 1.2(2)農地の多面的機能を考慮した保全・再生と農業の促進 1.2(3)水環境の保全 1.2(4)歴史的・文化的遺産の保全・活用
16 自然環境の保全に向けた条例の制定 17 保全すべき地域の指定 18 自然環境庁内会議の設置	2.1(1)自然環境に配慮した土地利用の誘導 2.1(2)快適で安全な住環境の確保
19 生物多様性の現況調査と「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定 20 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成	2.2(1)動植物の生育・生息環境の保全 2.2(2)海岸の自然環境の保全
21 リフューズ(要らないものを買わない・断る) 22 リデュース(ごみの排出を抑制する) 23 リユース(繰り返し使う) 24 リサイクル(資源として再生利用する)	3.1(1)4Rの推進に向けた既存の取り組み等の継続 3.1(2)適正なごみの排出・収集・処理ときれいなまちづくり
25 地産地消の推進 26 環境に配慮した農業の普及促進	3.2(1)地域資源を活かした農水産業の推進 3.2(2)環境に配慮した農業の普及啓発
27 情報発信・啓発活動の推進 28 家庭・事業所における省エネ機器等の導入支援 29 市事業における省エネ機器・新エネルギーの積極的導入	4.1(1)市民・事業者における取り組みの支援 4.1(2)市における率先的な取り組み
30 乗合交通の利便性向上 31 徒歩・自転車利用の促進	4.2(1)自動車の走行に伴う環境負荷の低減
32 庁内の環境意識の向上 33 庁内における人材育成	5.1(1) 市における環境配慮の取り組みの推進
34 意識啓発・人材育成 35 現在活動している市民や市民活動団体、事業者による環境保全の取り組みの支援	5.2(1)市民への情報提供や市民参加による意識啓発の推進 5.2(2)事業活動に伴う環境負荷の低減 5.2(3)環境に関する活動の支援
36 地域と連携した環境教育 37 学校における取り組みの支援	5.3(1)学校における環境教育の推進

(*) 平成 27 年度は本計画の中間年度に当たることから、施策の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえて一部目標及び重点施策の見直しを行っております。

2 目標と実績(総括表)

テーマ	施策の柱	平成32年度(2020年度)までの目標	数値目標	実績値	担当課	ページ
テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全	1.1 コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立	1 コア地域の適切な保全管理を行うため、各地域における指標種の生育・生息状況について、市民によるモニタリング調査を平成23年度(2011年度)から実施し、データの更新を行っていきます。	—	平成27～29年度に実施予定	景観みどり課	P.16
		2 各コア地域の自然環境を保全するため、平成25年度(2013年度)までに、コア地域ごとの活動組織を設置し、保全管理計画を作成します。	—	—	景観みどり課	
	1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生	3 緑被面積(人工草地を除く)を平成32年度(2020年度)時点で市域の28.5%(約1,019ha)以上確保します(※)。 ※緑被面積(人工草地を除く)は、平成5年度(1993年度)には市域の35.2%(約1,259ha)でしたが、平成17年度(2005年度)には市域の31.0%(約1,109ha)となっています。このまま推移すると平成32年度(2020年度)には、市域の25.8%(約923ha)程度まで減少することが予想されます。	28.5%	29.5%(平成22年度)	景観みどり課	P.36
		4 経営耕地面積を平成32年度(2020年度)時点で348haを目標とします。(※) ※平成19年度(2007年度)の経営耕地面積は387haであり、このまま推移すると平成32年度(2020年度)には、335ha程度まで減少することが予想されます。	348ha	362ha(平成25年度)	農業水産課	
テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり	5 平成24年度(2012年度)までに自然環境の保全に関する条例を制定し、消失の危機にある自然環境を保全していきます。	—	—	景観みどり課	P.42
		6 平成25年度(2013年度)までに保全すべき地域の指定を行い、貴重な自然環境を有する地域を保全していきます。	—	—	景観みどり課	
	2.2 生物多様性の保全方針の策定	7 「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」を平成24年度(2012年度)までに策定し、市域の生物多様性を保全していきます。	—	—	景観みどり課	P.48
		8 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインを平成24年度(2012年度)までに作成し、市民・事業者等への周知を図っていきます。	—	—		
テーマ3 資源循環型社会の構築	3.1 4Rの推進	9 市民1人1日あたりの資源物を除いたごみの排出量を平成32年度(2020年度)までに574gにします。	574g	654g(平成26年度)	資源循環課	P.52
		10 リサイクル率を平成32年度(2020年度)までに34.7%にします。	34.7%	22.5%(平成26年度)	資源循環課	
	3.2 地域資源を活かす地産地消の推進	11 地元農畜水産物を取り扱う店舗を、平成32年度(2020年度)までに90店舗にします。	90店舗	33店舗(平成26年度)	農業水産課	P.64
		12 学校給食における地場産農水産物の使用品目数について、平成32年度(2020年度)まで15品目以上を維持します。	15品目以上	15品目(平成26年度)	学務課	
		13 環境に配慮した農業に取り組む農業者や協力者を増やします。	—	—	農業水産課	

テーマ	施策の柱	平成32年度（2020年度）までの目標	数値目標	実績値	担当課	ページ
テーマ4 低炭素社会 の構築	4.1 「茅ヶ崎市 地球温暖化 対策実行計 画」の推進	14 市域のCO ₂ 排出量を平成32年度(2020年度)までに約1,165千tCO ₂ (平成2年度(1990年度)の約80%)にします。	約1,165千tCO ₂	約1,254千tCO ₂ (平成25年度 暫定値)	環境政策課	P.72
		15 「ちがさきエコシート(茅ヶ崎市環境家計簿)」から1世帯・1事業所あたりのCO ₂ 排出量を把握し、前年に比べエネルギー使用量を削減できた家庭・事業者の数を増やします。	—	—	環境政策課	
	4.2 交通行政に おける温室 効果ガスの 排出削減	16 市民1人あたりの年間公共交通利用回数を平成32年度(2020年度)までに455.5回にします。	455.5回	435.4回 (平成26年度)	都市政策課	P.82
テーマ5 計画を確実に 進めていく ための人 づくり	5.1 本計画推進 のための庁 内における 環境意識の 向上と人材 育成	17 庁内における環境意識の向上を図るために、茅ヶ崎市独自環境マネジメントシステムの周知啓発を徹底するとともに、生物多様性や地球温暖化問題に関する庁内での学習の機会を積極的に提供します。また、研修への参加、先進的取り組みを行っている自治体等への視察を積極的に実施します。	—	—	環境政策課／ 景観みどり課	P.88
	5.2 市民・事業 者の環境意 識啓発・人 材育成、活 動の支援	18 市民の環境意識の向上を図り、環境に関する活動への参加者数等を増やします。	—	—	環境政策課	P.93
	5.3 学校におけ る環境教育 の充実	19 各学校と地域との連携による環境教育を充実させ、地域資源を活用した環境学習の回数を増やしていくとともに、スクールエコアクションの導入による各学校での環境活動を継続的に実践していきます。	—	—	環境政策課	P.98

●目標の進捗状況の検証について

本計画では平成32年度を目標年度として、平成23年度より各種施策を実施しています。

目標については、達成状況の確認や社会状況・情勢の変化を踏まえた妥当性等の検証を行い、必要に応じて計画期間中においても変更を行います。

なお、平成27年度は本計画の中間年度に当たることから、目標の進捗状況に対する中間評価と見直しを実施しており、平成28年度以降に一部目標が変更となる場合があります。

3 重点施策の進捗状況に対する評価(総括表)

評価基準: A=極めて順調に進んでいる(90%以上) B=概ね順調に進んでいる(75~89%)
 C=ある程度進んでいる(60~74%) D=あまり進んでいない(40~59%)
 E=今後、積極的な取り組みが必要(39%以下)

(※) 施策実施担当課については、実際に施策の推進状況を確認する中で取り組みを実施している課を掲載(環境基本計画進捗状況報告書(平成27年度版)より抜粋)しており、「環境基本計画(2011年版)」に掲載している担当課とは異なる場合があります。

テーマ	施策の柱	重点施策	施策実施担当課 (※) (太字は主担当課)	担当課 による評価	茅ヶ崎市 環境審議会 による評価	ページ
テーマ1 特に重要 度の高い 自然環境 の保全	1.1 コア地域の保 全管理体制、 財政担保シス テムの確立	1 コア地域ごとの保全管理体制の構築と保全管理計画の作成、実施	環境政策課 景観みどり課 公園緑地課	D	D	P18
		2 財政担保システムの確立	財政課 景観みどり課	D	D	P20
		3 周辺の市民の森や大洞谷などの樹林と樹林をつなぐ環境を再生し、清水谷を源流とする駒寄川とその周辺の水田等の活用による生物多様性の向上を目指すとともに、水源地の保全を図ります。【清水谷】	景観みどり課 公園緑地課 下水道河川建設課 教育政策課 青少年課	B	C	P22
		4 清水谷を孤立させないために、周辺の市民の森や大洞谷、水田などの自然環境を保全します。また、(仮称)小出第二小学校用地については、周辺の保全すべき貴重な自然環境に配慮した活用を図ります。【清水谷】				
		5 現存する水害防備保安林及び移植樹林の保全管理のルール、システムを確立します。【平太夫新田】	環境政策課 景観みどり課 公園緑地課	D	D	P24
		6 地域の人たちとの連携による管理体制を確立します。【平太夫新田】				
		7 湿地や細流、樹林等の多様な環境が結びついていることを考慮し、隣接する藤沢市と連携した水源地の保全、樹林地の保全に努めます。【赤羽根十三図】	景観みどり課	C	C	P26
		8 土地所有者と市の協議において、土地利用後の樹林や草地等の保全、周辺の広葉樹林との一体的な保全、市民に対する開放(環境学習の場、野鳥観察、市民による保全管理等)を要望していきます。【長谷】	景観みどり課	D	D	P28
		9 生物の生存基盤など多面的機能をもつ水田の保全方法を関係者と協議し、実行します。また、水田や畑、樹林等の多様な環境が結びついていることを考慮し、自然のままの細流の保全方法を関係者と協議するなど、一体的な保全を図ります。【行谷】	農業水産課 環境政策課 景観みどり課 下水道河川建設課	E	E	P30
		10 県と連携し、県立茅ヶ崎里山公園だけでなく、柳谷周辺地域も含めた保全を図ります。【柳谷】	広域事業政策課 環境政策課 環境保全課 景観みどり課	C	C	P32
		11 家々で管理されている立木を含めたまとまりのある樹林地等の良好な里山景観を保全していきます。【柳谷】				
		12 海岸侵食による砂浜の減少を防止し、クロマツ林の保全、海浜植生の保全に努めます。【柳島】	農業水産課 環境政策課 景観みどり課 公園緑地課	C	C	P34
	1.2 コア地域をつ なぐみどりの 保全と再生	13 コア地域をつなぐみどりの一体的な保全・再生	農業水産課 景観みどり課 道路建設課 公園緑地課 下水道河川建設課 社会教育課	B	D	P38
	14 農業支援による農地の保全・再生	農業水産課				
	15 耕作放棄地の再生にあたっての生物多様性への配慮	農業水産課 環境政策課 景観みどり課	B	B	P40	

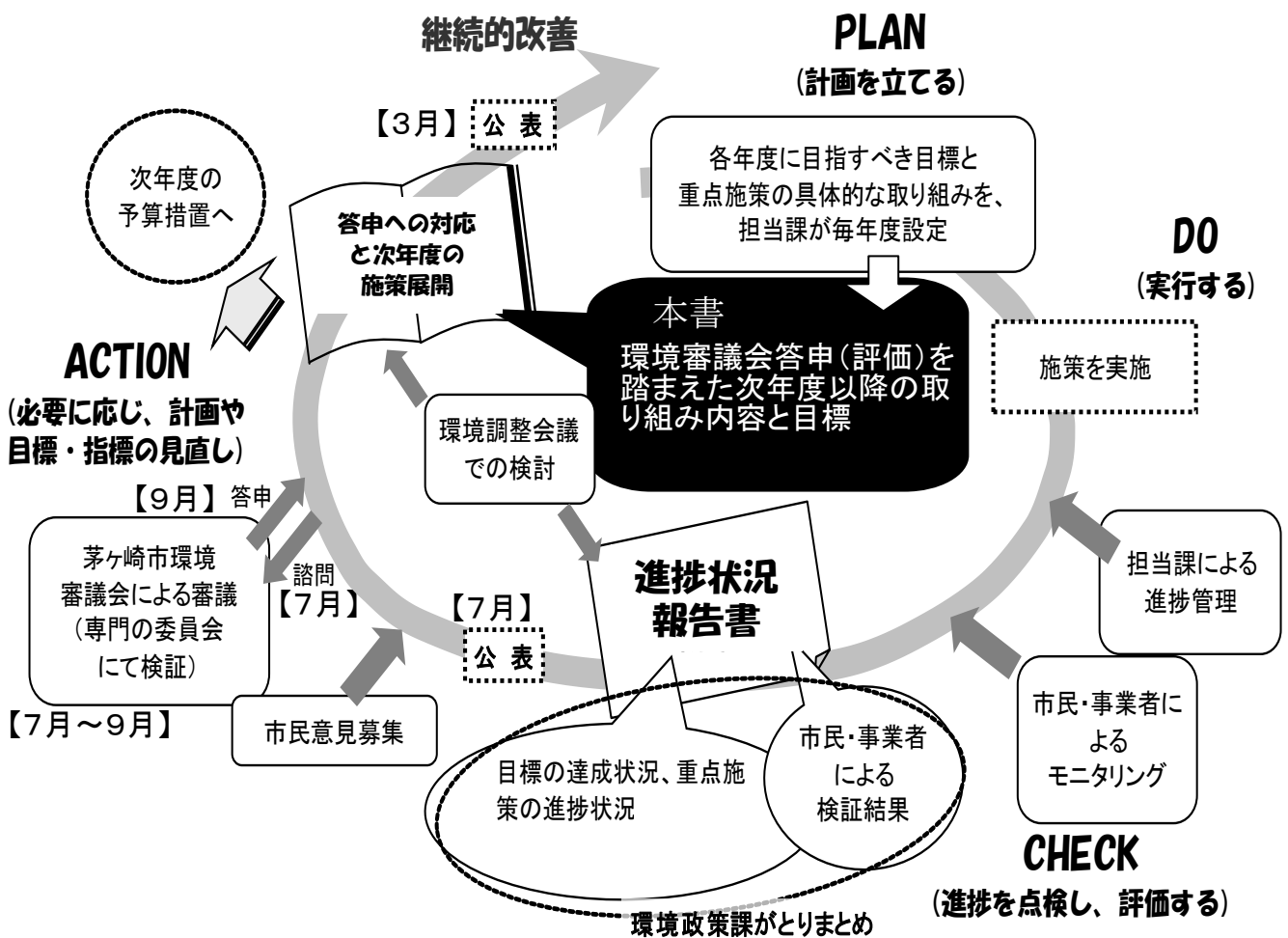
テーマ	施策の柱	重点施策	施策実施担当課 (※) (太字は主担当課)	担当課 による評価	茅ヶ崎市 環境審議会 による評価	ページ
テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり	16 自然環境の保全に向けた条例の制定	環境政策課 景観みどり課	E	E	P44
		17 保全すべき地域の指定				
		18 自然環境庁内会議の設置	景観みどり課	C	D	P46
	2.2 生物多様性の保全方針の策定	19 生物多様性の現況調査と「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定	景観みどり課	E	E	P50
		20 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成				
テーマ3 資源循環型社会の構築	3.1 4Rの推進	21 リフューズ(要らないものを買わない・断る)	資源循環課	B	B	P56
		22 リデュース(ごみの排出を抑制する)	資源循環課	B	B	P58
		23 リユース(繰り返し使う)	市民相談課 資源循環課 環境事業センター	C	C	P60
		24 リサイクル(資源として再生利用する)	農業水産課 環境政策課 資源循環課 環境事業センター	B	B	P62
	3.2 地域資源を活かす地産地消の推進	25 地産地消の推進	保育課 農業水産課 学務課	A	B	P68
		26 環境に配慮した農業の普及促進	農業水産課 環境政策課 景観みどり課	C	C	P70
テーマ4 低炭素社会の構築	4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進	27 情報発信・啓発活動の推進	拠点整備課 環境政策課	B	B	P76
		28 家庭・事業者における省エネ機器等の導入支援	環境政策課 産業振興課	B	B	P78
		29 市事業における省エネ機器・新エネルギーの積極的導入	安全対策課 環境政策課 環境事業センター	B	B	P80
	4.2 交通行政における温室効果ガスの排出削減	30 乗合交通の利便性向上	都市政策課	B	B	P84
		31 徒歩・自転車利用の促進	安全対策課 都市政策課 道路管理課 道路建設課	B	B	P86
テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり	5.1 本計画推進のための庁内における環境意識の向上と人材育成	32 庁内の環境意識の向上	職員課 環境政策課 環境保全課 資源循環課 景観みどり課	B	C	P90
		33 庁内における人材育成				
	5.2 市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援	34 意識啓発・人材育成	環境政策課 社会教育課	B	B	P94
		35 現在活動している市民や市民活動団体、事業者による環境保全の取り組みの支援	環境政策課 環境保全課 資源循環課 景観みどり課	C	C	P96
	5.3 学校における環境教育の充実	36 地域と連携した環境教育	環境政策課 環境保全課 資源循環課 景観みどり課 学校教育指導課	B	B	P100
		37 学校における取り組みの支援				

4 茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)の進行管理について

茅ヶ崎市環境基本条例では、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、市長が環境に関する施策等について報告書を作成し、公表することを定めています。

「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)」では、計画全体の迅速な進捗を図るため、早い段階で取り組みの検証結果をまとめ、市民の意見も取り入れた軌道修正や次年度の予算措置に反映できるようなPDCAサイクルを構築することとしており、現在、2冊の報告書を用いた進行管理を実施しています。

市は、前年度の取り組み状況を、毎年7月発行の「進捗状況報告書」にて公表し、市民の皆様からのご意見をいただいた後、茅ヶ崎市環境審議会に諮問し評価をいただいています。さらに、皆様からの評価を踏まえて検討した次年度の施策展開を、毎年3月発行の「環境審議会答申への対応と次年度の施策展開」と次年度の施策展開(※)(本書)で公表することで、「評価して見直す」という進行管理の仕組みを実現しています。



▲ 環境基本計画 年間の進行管理図

茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)では、5つのテーマごとに施策の柱を設け、特に力を入れる施策(重点施策)を挙げています。また、目指すべき環境の将来像の実現に向けて、施策の柱ごとに目標を設定しています。

次ページからは、これまでの目標の進捗状況、平成26年度の重点施策の進捗状況についての環境審議会評価と、その評価に対する市の対応及び平成28年度の施策展開を掲載しています。

各施策のページに掲載されている「環境審議会評価」は、平成27年9月に茅ヶ崎市環境審議会から提出された答申から抜粋したものです。

なお、「平成26年度の取り組み概要と担当課評価」については、平成27年6月に発行した「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(平成27年度版)」に掲載しています。

「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)」(平成23年3月策定)および「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(平成27年度版)」(平成27年6月発行)は、市ホームページにも掲載しておりますので、併せてご参照ください。



「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)」
(平成23年3月策定)



「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)
進捗状況報告書(平成27年度版)」
(平成27年6月発行)

※本書は前年度まで「年次報告書」という名称で発行しておりましたが、この名称では「前年度にすでに実施した取り組みを報告する」といった意味合いが強く、次年度の施策展開を主にお示しする本書の内容と合致しない点が生じてしまうため、本書より「**環境審議会答申への対応と次年度の施策展開**」と名称を変更しております。

市民の皆様には名称変更により混乱を招きかねず申し訳ございませんが、ご理解くださいますようお願いいたします。

■環境審議会評価に対する市の対応

--

・環境審議会答申に対する今後の対応について記載しています。

■目標の変更履歴（～平成26年度）


年度(平成)	内容
〇〇	・△△△△△△△△△△△△△△△△△△

・「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）」では、目標についてその進捗状況や市の環境の現状等を踏まえ随時見直しすることを可能としています。計画の進行管理の中で目標指標の変更が生じた場合に、いつどのような変更を行ったのか記載しています。


平成28年度の施策展開

■具体的な取り組み内容

(1) ○○

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
△△△△△△△△△△△△				●●課
△△△△△△△△△△△△			継続 予定	××課

(2) □□

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
△△△△△△△△△△△△				●●課
△△△△△△△△△△△△	～より実施予定			××課

- ・平成28年度に実施する具体的な取り組みとスケジュール、担当課について項目別に記載しています。
- ・取り組みを実施する年度を矢印で示しています。
- ・平成29年度以降も取り組みを継続する予定のものについては、「継続予定」としています。
- ・特記事項がある場合にはその旨を記載しています。
- ・担当課欄には、取り組みを実際に行う部署名を記載しています。また、市以外の主体が行っている取り組みについては、その名称等を記載しています。

■平成28年度実施事業と予算額

事業名	当初予算案 (A)	平成27年度 予算額 (B)	増減額 (A-B)	担当課
▲▲▲▲▲	○○千円	××千円	△△千円	●●課
▲▲▲▲▲	○○千円	××千円	△△千円	××課

・平成28年度の当初予算案の金額を事業ごとに記載しています(事業ごとの記載が困難な場合はこの限りではありません)。

■重点施策の変更履歴 (～平成26年度)

年度(平成)	内容
○○	・△△△△△△△△△△△△△△

・目標指標と同様、計画の進行管理の中で変更が生じた場合に、いつどのような変更を行ったのか記載しています。

テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全

施策の柱1.1 コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立

目標1

コア地域の適切な保全管理を行うため、各地域における指標種の生育・生息状況について、市民によるモニタリング調査を平成23年度(2011年度)から実施し、データの更新を行っていきます。
【目標担当課:景観みどり課】

■目標1の進捗状況

●各地域における指標種の生育・生息状況(コア地域7カ所および城之腰・汐見台地区)

モニタリング調査(自然環境評価調査) ※表中の数字は確認した指標種数を示す

年度(平成)	清水谷	平太夫新田	赤羽根十三図	長谷	行谷	柳谷	柳島	城之腰(参考)	汐見台(参考)
15~17年度(※1)	53	25	38	21	59	60	22(※3)	29	17(※3)
23年度(※2)	53	25	36	21	56	59	28(※3)	29	17(※3)
確認した指標種数の変化	0	0	-2	0	-3	-1	6	0	0

※1 全市的に実施。

※2 コア地域7カ所および城之腰・汐見台地区で実施。

※3 柳島、汐見台は海岸指標種のみの数値。

■目標の進捗状況に対する中間評価(担当課および環境審議会)

担当課評価	順調に進んでいる
<ul style="list-style-type: none"> 平成22、23年度の「自然環境評価再調査」については市民の方々のご協力を得て無事に実施することができ、平成24年度中に指標種の生育・生息状況のデータを更新することができたため、「順調に進んでいる」と評価しました。 得られたデータは「まっぶdeちがさき」を通じて地図情報を含めて公開するとともに、特別緑地保全地区を指定する際の範囲設定などに活用しています。平成27年度から実施する第3回自然環境評価調査の調査結果(平成29年度取りまとめ予定)については、「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の検討などに活用できるよう事業を進めます。 自然環境評価調査については調査員の高齢化等が進む中で調査員の知識、経験の継承など、継続的に実施していくための工夫が必要です。 	

環境審議会評価	順調に進んでいる
<ul style="list-style-type: none"> 自然環境の経年変化を正確につかむためには調査方法の統一が必要である。 調査員を増やすための工夫、育成とともに評価調査の結果を施策に活かすことが必要である。 	



■環境審議会評価に対する市の対応

<ul style="list-style-type: none"> 自然環境評価調査にご協力いただく市民の方々などと調整し、自然環境の状況をより適切に把握し、経年変化が確認できるよう努めます。 平成27年度下半期から実施する自然環境評価調査の調査員を増やすための取り組みとして実施した調査員養成講座の参加者の中で、約10名の方から実際に調査にご協力いただける意向を確認しています。新たな調査員をはじめ、前回調査より引き続きご協力いただける方々も含め、円滑な調査の実施に向けた事前説明や調査実施時の支援等を引き続き行ってまいります。 評価調査結果は、市ホームページ等で公開し周知するとともに、生物多様性地域戦略の策定、みどりの基本計画の改定、コア地域における保全管理計画の作成などに活用してまいります。 	
--	--

■目標の変更履歴(～平成26年度)

年度(平成)	変更内容
23~26	・なし(詳細は重点施策①および③~⑫を参照)

目標2

各コア地域の自然環境を保全するため、平成25年度(2013年度)までにコア地域ごとの活動組織を設置し、保全管理計画を作成します。

【目標担当課: 景観みどり課】

■目標2の進捗状況

コア地域名	保全管理計画	活動組織	備考
しみずやと 清水谷	あり	あり	・平成23年度に特別緑地保全地区に指定。 ・平成25年度に保全管理計画を作成。 ・平成26年度に「清水谷を愛する会」と協定締結。 ・「清水谷を愛する会」により保全管理作業を実施。
へいだゆうしんでん 平太夫新田	なし	あり	・赤羽根十三区の保全管理計画作成後に保全管理計画を作成予定。 ・市占地域において「相模川の河畔林を育てる会」により保全管理作業を実施。
あかばねじゅうさんず 赤羽根十三区	なし	なし(有志あり)	・他のコア地域より優先して保全管理計画を作成予定。 ・有志による保全管理活動を実施。
ながやと 長谷	なし	なし	・モニタリング調査を年1~2回実施。 ・一部で学校建設が予定されているが、土地利用計画が未確定。
なめがや 行谷	なし	あり	・環境市民団体「ちがさきエコワーク」の「茅ヶ崎の自然環境を考える会」や「茅ヶ崎野外自然史博物館」による保全管理活動を実施。
やなぎやと 柳谷	あり (神奈川県)	あり (神奈川県)	・茅ヶ崎里山公園里山保全管理計画を作成(平成20年度神奈川県作成)。 ・保全管理作業の実施(神奈川県公園協会、茅ヶ崎里山公園倶楽部、市民団体、市)
やなぎしま 柳島	あり (柳島キャンプ場内)	市 (柳島キャンプ場内) 神奈川県 (砂浜や飛砂防備保安林)	・柳島キャンプ場における保全管理計画を作成(平成24年度)し、計画に基づく保全管理作業を実施。 ・柳島キャンプ場外におけるモニタリング調査の実施。 ・砂浜や飛砂防備保安林について神奈川県による保全管理を実施。

■目標の進捗状況に対する中間評価(担当課および環境審議会)

担当課評価	順調でない
<p>・清水谷については、平成23年度に市内初の特別緑地保全地区に指定し、平成25年度に保全管理計画を作成することができました。また、平成26年4月に市民団体「清水谷を愛する会」と保全に関する協定を結び、自然環境の保全管理の体制を整えることができています。</p> <p>・柳谷については神奈川県が策定した保全管理計画や県が所管している活動組織があり市も一部参加しています。柳島にある砂浜や飛砂防備保安林については神奈川県により保全管理がなされており、適宜情報交換を行っています。市の施設であるキャンプ場においては市の保全管理計画があり、市職員などによる保全活動を実施しています。この2つの地域については、自然環境保全に関してある程度市が直接的に関与できる状況にあります。</p> <p>・一方、保全管理計画がない地域は平太夫新田、赤羽根十三区、行谷、長谷の4地域です。平太夫新田については、活動組織があるほか、赤羽根十三区、行谷では市民有志や市民団体により保全活動を行っていただいています。長谷については土地所有者により一部で学校建設が予定されており、具体的な土地利用計画が未確定なため、活動組織の設置や保全管理計画の作成は現段階では難しい状況です。</p> <p>・民有地の地域については土地所有者の意向を踏まえて施策を推進することが必要であり、自然環境の保全についてご理解をいただきながら推進していく必要があります。</p>	

環境審議会評価	順調でない
<p>・清水谷以外のコア地域の活動組織、保全管理計画の策定がかなり遅れている。7つのコア地域に2地区(城之腰、汐見台)を加え、9エリア中の達成エリア数を数値目標として設定してはどうか。</p>	

■環境審議会評価に対する市の対応

<p>・保全管理計画については、(仮称)赤羽根字十三区周辺特別緑地保全地区保全管理計画の平成27年度中の作成を目指して作業を進めています。続いて平成28年度からは平太夫新田における保全管理計画の具体的な検討を進めていきます。その後、長谷や行谷について土地所有者の意向や土地の利用状況を踏まえて検討を行っていきます。</p> <p>・本計画では、コア地域を優先的に保全するとしています。まずは、現在計画に位置づけをしている7つのコア地域における目標達成を優先し、2地区(城之腰、汐見台)については自然環境評価調査において経過観察し、状況に応じて保全方法を検討してまいります。</p>
--

■目標の変更履歴(～平成26年度)

年度(平成)	変更内容
23～26	・なし(詳細は重点施策①および③～⑫を参照)

重点施策

① コア地域ごとの保管理体制の構築と保全管理計画の作成、実施

■概要

- ・各コア地域に即した保管理体制を構築し、保全管理計画を作成します。
- ・保全活動組織が円滑に運営できるよう、必要な支援を行います。
- ・コア地域の自然環境の保全が効果的に進められているか、市民と連携してモニタリング調査を行い、改善策を講じながら取り組みを進めます。

■平成26年度における主な取り組みと課題

ア 主な取り組み

- ・清水谷について、「清水谷を愛する会」と協定を結び保管理体制を整えることができました。
- ・赤羽根十三区について、特別緑地保全地区指定に向けた取り組みを優先的に進め、ある程度順調に取り組みを進めることができました(重点施策⑦を参照)。
- ・平太夫新田の保全管理については、河川管理者である国との意思疎通を図りつつ、現地の安全面等も考慮して管理作業を進めることができました。

イ 課題

- ・目標2で掲げている目標年度をすでに経過していますが、特別緑地保全地区への指定等と合わせて確実に進めていく必要があります。
- ・各地域の関係者に、当該地の自然環境保全に対して十分な理解を得られるよう、時間をかけて協議等を行っていく必要があります。

■環境審議会評価と市の対応

平成26年度の取り組みに対する環境審議会評価	D
評価できる点	
<ul style="list-style-type: none"> ・清水谷について、市民団体「清水谷を愛する会」との協定や保全管理活動、広報活動は評価できる。 ・清水谷以外のコア地域についても、保全管理計画の作成に向けた部分的な進捗は見られた。 	
今後検討すべき課題	
<ul style="list-style-type: none"> ・多くのコア地域で保全管理計画の作成や活動組織づくりが進んでいない。 ・清水谷では保全管理計画が策定されたが、計画のとおりに進んでおらず、運用の検証も行き改善につなげていく必要がある。 ・コア地域の重要性に係る情報発信、市民活動団体の人員の増加と若手の育成が課題であり、保全管理をする市民や自然環境評価調査員の育成システムを総合的に企画する必要がある。 ・学校での教育や自治会での取り組みを通じて、若い世代を育成する長期的な計画が重要である。 ・今後、地権者へ特別緑地保全地区の指定などについて説明する際に、清水谷などの先進地域の将来像を見せるなどの工夫をした方がよいのではないかと。 	



環境審議会評価に対する市の対応

平成27年度中に対応・実施しているもの

- ・平成27年度中の赤羽根十三区の特別緑地保全地区指定及び保全管理計画作成を目指して作業を推進しています。その中で、土地所有者の方へ地域の特徴や自然環境における重要性をお伝えしています。
- ・清水谷での保全管理作業にあたっては、「清水谷を愛する会」と打ち合わせを行いながら進めています。
- ・環境に関する出前授業として、学校の授業の中で自然観察会等への支援を行っており、今後も継続して実施します。
- ・柳谷、柳島について、関係者とともに保全管理計画に基づいた保全管理作業を進めています。

平成28年度以降に対応予定のもの

- ・清水谷については特別緑地保全地区の指定及び保全管理計画の作成が完了しているため、引き続き保全管理に関する協定を締結している市民団体「清水谷を愛する会」との協力により保全管理活動を進めてまいります。
- ・平太夫新田については、国との調整を図りながら平成28年度以降に保全管理計画作成に向けた作業を進めてまいります。その後、長谷や行谷について土地所有者の意向や土地の利用状況を踏まえて検討を行っていきます。
- ・赤羽根十三区について、保全管理計画に基づく保全を進めます。
- ・柳谷、柳島については、引き続き関係者とともに保全管理計画に基づいた保全管理作業を進めます。

その他

- ・各地域の関係者に、当該地の自然環境保全に対して十分な理解を得られるよう、時間をかけて協議等を行っていく必要があります。

平成28年度の施策展開

■具体的な取り組み内容

(1) 各コア地域に即した保全管理体制や保全管理計画の構築・作成

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
保全管理計画の作成(赤羽根十三図)	→	運用開始 予定		景観みどり課
活動組織体制の確立(赤羽根十三図)	→	→	継続 予定	
保全管理計画の作成及び活動組織体制の確立(平太夫新田)		→	継続 予定	

(2) 保全活動の実施及び支援

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
「保全管理計画」に基づく活動の推進(清水谷、柳谷、柳島)	→	→	継続 予定	景観みどり課 公園緑地課
「清水谷を愛する会」と連携した保全作業と物品購入等の支援(清水谷)	→	→		景観みどり課
市民団体による保全作業の支援(平太夫新田)	→	→		
市民有志との協働による保全作業(赤羽根十三図)	→	→		
市民団体による保全作業の支援(行谷)	→	→		
「広報ちがさき環境基本計画特集号」によるコア地域の周知	→	→		環境政策課

(3) 市民と連携したモニタリング

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
市民とともに現地のモニタリング調査(長谷、柳島)	→	→	継続 予定	景観みどり課
自然環境評価調査員養成講座	→	→	継続 予定	
自然環境評価調査	→	→	→	
自然環境評価調査の結果集計と公表結果			実施 予定	

■平成28年度実施事業と予算額

事業名	当初予算案 (A)	平成27年度予算額 (B)	増減額 (A-B)	担当課
広報ちがさき環境基本計画特集号発行	856千円	856千円	0千円	環境政策課
赤羽根字十三図周辺保全費	43,035千円	1,826千円	41,209千円	景観みどり課
コア地域の維持管理経費	799千円	774千円	25千円	
自然環境評価調査員養成事業等	80千円	80千円	0千円	
自然環境評価調査	4,320千円	2,500千円	1,820千円	

■重点施策の変更履歴(～平成26年度)

年度(平成)	変更内容
26	各地域の状況等を踏まえ、地域別に優先度を設定し目標達成に向けたスケジュールを変更しています。

重点施策 ② 財政担保システムの確立

■ 概要

- ・失われる危険性のある貴重な自然を有する地域の公有地化等へ効果的に緑のまちづくり基金を充てられるよう、基金活用の優先度などを示すルールづくりを行います。作成の際には基金使用の透明性に留意します。
- ・保全活動の円滑な推進の支援や、環境負荷低減のために使用できる財源など、新たな方策についても検討し、継続的な財源確保の仕組みを構築します。

■ 平成26年度における主な取り組みと課題

ア 主な取り組み

- ・ふるさと納税の仕組みにみどりの保全にかかる事業を組み込むことで、財源確保とともに自然環境保全への意識啓発を進めることができました。みどりの保全に対してはこれまで年間約82万円の寄附を受けておりますが、これに合わせてふるさと納税での今後の増額が見込めます。

イ 課題

- ・重点施策⑩、⑪を進めるにあたり、財政担保システムの内容を併せて検討する必要があります。

■ 環境審議会評価と市の対応

平成26年度の取り組みに対する環境審議会評価	D
評価できる点	
・ふるさと納税を環境保全に活用する仕組みに進展があった。	
今後検討すべき課題	
・資金活用のための優先度の明確化が進んでおらず、緑のまちづくり基金運用ガイドラインの作成、運用に至っていない。ガイドラインについては、現段階での市の考え方を示すとともに、基金活用の決定方法を明確にしてほしい。 ・ふるさと納税の活用方法を示すことは茅ヶ崎市の良好な自然環境を発信するチャンスにもなりうる。ただ、システムは出来たとしても、この財政に求められる規模からするととも課題達成の裏付けになるレベルには達していない。今後の基金増額や、関心を集める工夫が求められる。 ・行政内部における自然環境に対する意識の向上も含め、市民や事業者の意識啓発の積み上げが重要であり、同時に、財源確保に向けた国や県等の上位機関への積極的な姿勢が求められる。	



環境審議会評価に対する市の対応
平成27年度中に対応・実施しているもの
・赤羽根十三区の特別緑地保全地区指定に当たり、国の交付金活用について調査を行いました。
平成28年度以降に対応予定のもの
・「茅ヶ崎市緑のまちづくり基金」について、基金活用の対象や活用に係る意思決定の過程等について検討を進め、「緑のまちづくり基金運用ガイドライン」を作成します。 ・特別緑地保全地区内の土地の買い入れなど、交付金等が活用可能な事案について積極的に活用していきます。
その他

平成28年度の施策展開

■具体的な取り組み内容

(1) 緑のまちづくり基金活用のための仕組みづくり

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
基金の活用対象の検討	→	→	→	景観みどり課
緑のまちづくり基金運用ガイドラインの作成			→	
		目標5、重点施策⑩の 条例策定後に実施予定		

(2) 継続的な財源確保に向けた取り組み

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
国および県の補助金の情報収集と活用に向けた準備	→	→	継続 予定	景観みどり課
事業者による継続的な寄附	→	→		
新たな事業者による寄附の確保	→	→		

■平成28年度実施事業と予算額

事業名	当初予算案 (A)	平成27年度予算額 (B)	増減額 (A-B)	担当課
緑のまちづくり基金積立金	1,751千円	1,380千円	371千円	景観みどり課

■重点施策の変更履歴（～平成26年度）

年度(平成)	変更内容
26	各地域の状況等を踏まえ、地域別に優先度を設定し目標達成に向けたスケジュールを変更しています。

重点施策	<p>③ 周辺の市民の森や大洞谷などの樹林と樹林をつなぐ環境を再生し、清水谷を源流とする駒寄川とその周辺の水田等の活用による生物多様性の向上を目指すとともに、水源地の保全を図ります。【清水谷】</p> <p>④ 清水谷を孤立させないために、周辺の市民の森や大洞谷、水田などの自然環境を保全します。また、(仮称)小出第二小学校用地については、周辺の保全すべき貴重な自然環境に配慮した活用を図ります。【清水谷】</p>
-------------	---

■概要

- ・周辺の市民の森や大洞谷などの樹林と樹林をつなぐ環境を再生します。
- ・駒寄川とその周辺の水田等の活用による生物多様性の向上を目指します。
- ・水源地の保全を図ります。
- ・清水谷を孤立させないために、周辺の市民の森や大洞谷、水田などの自然環境を保全します。
- ・周辺の自然環境に配慮した(仮称)小出第二小学校用地の活用を図ります。

■平成26年度における主な取り組みと課題

ア 主な取り組み

- ・市民団体「清水谷を愛する会」との協定を締結(平成26年4月)し、保管理体制を整えることができました。また、保管理計画に基づく保全作業を行うことができました。
- ・木道の全面改修、浸透ます設置、汚水沈殿分離層清掃等により、保全活動を推進しました。
- ・遊水機能土地保全補助金制度について、土地所有者への補助を通じて33,109.04㎡(堤分)の水田の保全に寄与しました。

イ 課題

- ・市民団体「清水谷を愛する会」と協定に基づく保管理を継続して行うとともに、土地所有者や周辺住民に協力や理解を得ることが必要です。
- ・雨水流入に起因する源流部の崩壊防止策を検討していく必要があります。
- ・遊水機能土地保全事業については、引き続き地権者の理解・協力を得ながら事業を維持・継続していく必要があります。
- ・(仮称)小出第二小学校用地の具体的な整備計画予定はありません。

■環境審議会評価と市の対応

平成26年度の取り組みに対する環境審議会評価	C
<p>評価できる点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動団体と協力して保管理を実施したことは評価できる。 ・市民活動団体と協力した水環境の改善や木道の改修等の取り組みに進展がみられ、市民の森周辺の生物多様性を配慮した管理活動が確認された。 	
<p>今後検討すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の進展、継続のためには土地所有者、周辺住民への協力依頼、周知の徹底が必要である。市民活動団体への支援や連携のあり方については、当該団体とよく話し合っより良い関係を作り上げることが大事である。 ・工場等緑化推進協議会(地元企業における社会的責任(CSR)の活動)との協働は重要であり、今後とも継続、発展させていく必要がある。 ・(仮称)小出第二小用地の活用については、詳細な整備計画が未定であっても、どのように自然環境に配慮した運用をするのかを提言すべきである。 	



環境審議会評価に対する市の対応
<p>平成27年度中に対応・実施しているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管理計画及び市民団体「清水谷を愛する会」との協定に基づき、保管理を推進しています。保管理作業の実施にあたっては、「清水谷を愛する会」と打ち合わせを行いながら進めています。 ・「茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会」により、里山保全事業として保全活動を実施しています。 ・汚水沈殿分離層清掃等により、域内の保全活動を引き続き推進しています。 ・「市民の森再整備ワーキング」を毎月定例的に実施し、手作りによる整備や維持管理を継続的に実施しています。 ・(仮称)小出第二小用地の周辺環境及び類似施設の状況等の検討を行っています。
<p>平成28年度以降に対応予定のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清水谷の保全について、引き続き「清水谷を愛する会」との連携のもと行っていきます。 ・「茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会」による里山保全事業を引き続き実施していただけるよう働きかけます。 ・市民の森の保全については市民団体「市民の森再整備ワーキング」と連携して引き続き行っていきます。 ・(仮称)小出第二小用地の周辺環境及び類似施設の状況等の検討を継続します。
<p>その他</p>

平成28年度の施策展開

■具体的な取り組み内容

(1) 清水谷の保全

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
市民団体「清水谷を愛する会」と連携・協力した保全管理	→	→	継続 予定	景観みどり課 公園緑地課
事業者による里山保全作業への協力	→	→		景観みどり課

(2) 水源地の保全

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
沈殿分離層の管理	→	→	継続 予定	公園緑地課
合併浄化槽の普及	→	→		景観みどり課 公園緑地課

(3) 清水谷周辺の自然環境の保全

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H26	H27	H28～	
市民の森およびその周辺の維持管理	→	→	継続 予定	公園緑地課
遊水機能土地保全事業	→	→		下水道河川 建設課
土地利用に対する環境配慮への指導	→	→		景観みどり課

(4) 周辺の自然環境に配慮した(仮称)小出第二小学校用地の活用

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H26	H27	H28～	
教育委員会内部検討会議の開催(年2回予定)	→	→	継続 予定	教育政策課

■平成28年度実施事業と予算額

事業名	当初予算案 (A)	平成27年度予算額 (B)	増減額 (A-B)	担当課
清水谷の維持管理(清水谷負担金等)	13,237千円	13,121千円	116千円	公園緑地課
市民の森の維持管理(管理人賃金、修繕料等)	5,736千円	6,182千円	▲446千円	公園緑地課
遊水機能土地保全事業費(堤分)(※)	1,678千円	1,885千円	▲207千円	下水道河川 建設課

(※)「清水谷」としての算出は困難なため、便宜上堤地区全体の数値で計算し算出しています。

■重点施策の変更履歴(～平成26年度)

年度(平成)	変更内容
23～26	・なし



谷戸景観



サワガニ

重点施策	<p>⑤ 現存する水害防備保安林及び移植樹林の保全管理体制のルール、システムを確立します。【平太夫新田】</p> <p>⑥ 地域の人たちとの連携による管理体制を確立します。【平太夫新田】</p>
------	---

■概要

- ・水害防備保安林および移植樹林の保全管理体制のルール、システムを確立します。
- ・地域の方たちとの連携による管理体制を確立します。

■平成26年度における主な取り組みと課題

ア 主な取り組み

- ・河川管理者である国との協議を行い、倒木の恐れのある枯れ木の処理方法や、現地の貴重性を伝える看板設置に関する事項について確認しました。枯れ木は平成27年3月に市で伐採し、看板は同年6月に「相模川の河畔林を育てる会」と設置することができました。
- ・「相模川の河畔林を育てる会」が生物の生息・生育に配慮した保全管理作業を進めています。

イ 課題

- ・地域の方々と連携した保全管理体制の構築のために、平太夫新田の自然環境や市民団体「相模川の河畔林を育てる会」の活動などを周知する必要があります。
- ・過去に行われた当該周辺の堤防工事について、環境配慮状況の確認や関係団体等への情報提供が不足していたことから、今後は国との情報共有を強化し、適切な対応をとる必要があります。

■環境審議会評価と市の対応

平成26年度の取り組みに対する環境審議会評価	D
<p>評価できる点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民団体「相模川の河畔林を育てる会」による保全管理作業及び重要な植物の説明看板設置等が行われた。 ・国と市民団体との協議の場は設定されなかったが、倒木の処理および重要種の看板設置等の市民団体の活動の確認を国に行った。 	
<p>今後検討すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保全管理体制、計画の検討に進展が見られない。保全管理計画(案)の作成や、保全後の像を描くことは進められるのではないかと。 ・情報発信や保全管理作業は行われているものの不十分であり、市民への周知の徹底、地域との連携に向けた積極的な市の取り組みが必要である。また、国との協議では情報の共有に止まり、環境配慮を重視した積極的な意見交換に至っていない。 ・コア地域の維持管理経費の予算執行率を上げて効果的な保全管理を行う必要がある。 	



環境審議会評価に対する市の対応
<p>平成27年度中に対応・実施しているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が占有する地域の保全管理活動について、市民団体「相模川の河畔林を育てる会」、相模川を管理する国(国土交通省京浜河川事務所)、市による環境への配慮などについての協議の場を設けました。 ・市民団体「相模川の河畔林を育てる会」に対する活動支援(広報紙やホームページ等による活動の周知)を行っています。 ・市民団体「相模川の河畔林を育てる会」により、相模川河畔林の重要性をお伝えする看板を設置しました。
<p>平成28年度以降に対応予定のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民団体「相模川の河畔林を育てる会」に対する活動支援(広報紙やホームページ等による活動の周知)を引き続き行っていきます。 ・当該地域と市民団体「相模川の河畔林を育てる会」の活動について地元自治会等への周知を図ります。 ・市が占有する地域の保全管理活動について、市民団体「相模川の河畔林を育てる会」、国、市での協議の機会を継続的に設けます。 ・保全管理計画の作成について、河川法における規制などを考慮しながら検討に着手します。 ・鶴嶺公民館でのパネル展示を通じ、当該地域と市民団体「相模川の河畔林を育てる会」の活動について地元自治会等への紹介周知を行います。
<p>その他</p>

平成28年度の施策展開

■具体的な取り組み内容

(1) 水害防備保安林および移植樹林の保全管理に関するルール、システムの確立

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
関係機関との情報共有	→	→	継続 予定	広域事業政策課
保全管理計画作成に向けた国や市民団体との協議	→	→		
活動組織体制の確立と保全管理計画の作成		→	継続 予定	景観みどり課

(2) 地域との連携による管理体制の確立

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
保全管理活動の支援(広報紙、ホームページによる周知、参加者募集、資材や物品の提供)	→	→	継続 予定	景観みどり課
地元自治会等への周知	→	→		

■平成28年度実施事業と予算額

事業名	当初予算案 (A)	平成27年度予算額 (B)	増減額 (A-B)	担当課
予算措置なし				

■重点施策の変更履歴(～平成26年度)

年度(平成)	変更内容
26	・具体的な保全管理計画の作成については、赤羽根十三区における保全管理計画の作成後を予定しております。



相模川下流域



築堤と河畔林



オオヨシキリ

重点施策 ⑦ 湿地や細流、樹林等の多様な環境が結びついていることを考慮し、隣接する藤沢市と連携した水源地の保全、樹林地の保全に努めます。【赤羽根十三図】

■概要

・湿地や細流、樹林等の多様な環境が結びついていることを考慮し、隣接する藤沢市と連携した水源地の保全、樹林地の保全に努めます。

■平成26年度における主な取り組みと課題

ア 主な取り組み

- ・市民有志との協働により保全部管理作業を継続的に行うことができました。
- ・特別緑地保全地区指定に向けて、土地所有者と協議を進める区域についてみどり審議会での協議を行い、決定しました。
- ・特別緑地保全地区への指定に対し、一部の土地所有者の方から一定の理解を得ることができました。
- ・特別緑地保全地区への指定に向けた境界の測量準備として、周辺の基準点の測量が終了しました。

イ 課題

・特別緑地保全地区への指定に合わせて保全部管理計画の策定や保全部管理体制の構築が達成できるよう、引き続き検討を進めていきます。

■環境審議会評価と市の対応

平成26年度の取り組みに対する環境審議会評価	C
<p>評価できる点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別緑地保全地区の指定に向けた準備が進んでいる。段階的な特別緑地保全地区指定や保全部管理計画作成をする上で、地権者と協議を進め一定の理解が得られていることは、施策が進捗しているといえる。 ・土地所有者の理解を得て市民との協働による保全部管理作業も年4回行われた。 	
<p>今後検討すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保全部管理体制および保全部管理計画の策定には至っていない。 ・保全部管理活動については活発で継続的な体制作りが課題である。そのために、市民活動団体との充実した意見交換を行うとともに、関心のある市民を集め、施策の周知や育成を図る必要がある。 ・施策にある「隣接する藤沢市との連携」が実行されていない。水環境の連続性を確保するためには連携が重要なステップとなる。 	



環境審議会評価に対する市の対応
<p>平成27年度中に対応・実施しているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年3月の特別緑地保全地区指定に向け、土地所有者との協議や都市計画決定に関する手続き等を進めています。 ・保全部管理計画について、平成27年度内の作成を目指し、現地で保全部作業を行っている市民有志との協議や関係審議会での協議・報告を行っています。 ・土地所有者の理解を得て、定期的に保全部管理作業を実施しています。
<p>平成28年度以降に対応予定のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度内の作成を目指している保全部管理計画に基づき、定期的に保全部管理作業を実施します。 ・保全部管理体制として当面は市民有志による保全部管理を継続してお願いしていくとともに、土地所有者へ保全部管理活動への参加を呼びかけるなど、今後の保全部管理に広がりを持たせる取り組みを実施することを検討します。
<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赤羽根十三図には湧き水を源流とした細流が流れており、良好な動植物の生息・生育環境を形成しておりますが、藤沢市へ流入すると大部分が3面コンクリートの水路となり段差があることから、水生生物が藤沢市から茅ヶ崎市へ入ってくる環境ではありません。このような環境の中で、藤沢市に求めることを精査し、連携の必要性について検討します。

平成28年度の施策展開

■具体的な取り組み内容

(1)水源地、樹林地の保全

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
特別緑地保全地区への指定	→	平成27年度指定		景観みどり課
保管理計画の作成	→	運用開始		
保管理体制の検討	→		継続予定	
市民との保管理作業	→		継続予定	

■平成28年度実施事業と予算額

事業名	当初予算案 (A)	平成27年度予算額 (B)	増減額 (A-B)	担当課
赤羽根字十三区周辺保全費(再掲)	43,035千円	1,826千円	41,209千円	景観みどり課

■重点施策の変更履歴（～平成26年度）

年度(平成)	変更内容
26	・清水谷に続き、他のコア地域よりも優先して保管理計画の作成および保管理体制の構築を進めます。



開かれた湿地



クツワムシ



コバナカモメヅル

重点施策 ⑧ 土地所有者と市の協議において、土地利用後の樹林や草地等の保全、周辺の広葉樹林との一体的な保全、市民に対する開放（環境学習の場、野鳥観察、市民による保全管理等）を要望していきます。【長谷】

■概要

・土地所有者と市の協議において、土地利用後の樹林や草地等の保全、周辺の広葉樹林との一体的な保全、市民に対する開放（環境学習の場、野鳥観察、市民による保全管理等）を要望していきます。

■平成26年度における主な取り組みと課題

ア 主な取り組み

・地権者に当該土地の自然環境の重要性について、継続して理解を求めています。また、モニタリング調査を継続し、移植した稀少植物が活着していることを確認しています。

イ 課題

・今後もモニタリング調査を継続するために地権者の土地利用について状況を把握しつつ、管理保全体制について検討を行う必要があります。
 ・長谷のほとんどの土地が学校用地であり、工事スケジュールが未確定であることから、保全管理計画について土地所有者と具体的な協議ができない状況です。今後も継続的なモニタリング調査を行い地権者に当該地域の保全の重要性について継続して理解を求める必要があります。

■環境審議会評価と市の対応

平成26年度の取り組みに対する環境審議会評価	D
評価できる点 ・市民との協働でモニタリング調査が行われた。 ・平成24年度に移植した希少植物のモニタリング調査結果については、土地所有者に報告し、調査の継続を要望した。	
今後検討すべき課題 ・保全管理計画の作成に際し困難な部分は確かにあるが、土地所有者の工事スケジュールに関わらず、重要な動植物の生息・生育調査の結果を基に、事業計画の立案や工事着手時の環境配慮事項を行政側から積極的に提言してはどうか。 ・長谷を一つ取り上げるのではなく、コア地域全体のモニタリング調査の結果を市民へ周知すると長谷の特殊性をアピールできるのではないか。 ・本地域は市街化調整区域と市街化区域が混在し、今後土地開発が進むことが予想されることから、森林無届伐採や違法な土地転用が行われないよう、適切な監視と指導が必要である。改善のためのデータとして森林無届伐採等についても報告書に記載すべきである。	



環境審議会評価に対する市の対応
平成27年度中に対応・実施しているもの ・平成24年度に表土とともに移植を行った植物(※)の保全のため、移植地周辺の樹木の剪定などを行っています。 ・現地のモニタリング調査を2回実施しました。モニタリング調査の結果については土地所有者にも提供して、情報の共有を図るとともに、当該地の貴重性・重要性をお伝えし、環境への配慮について依頼しました。 ※希少植物とその表土を敷地内の別の場所に移植し保全を図っています。
平成28年度以降に対応予定のもの ・現地のモニタリング調査と移植した植物の保全管理について引き続き実施します。 ・土地所有者の協力を得て、自然環境評価調査を実施します。評価調査については、市民へ公表し、コア地域の貴重性・重要性を周知します。
その他 ・保全管理計画の作成及び保全管理体制の構築については、土地所有者による事業計画がある程度定まってきた際に具体的な検討を行います。それまでは、モニタリング調査や自然環境評価調査の結果など、検討の基礎となるデータを管理していきます。

平成28年度の施策展開

■具体的な取り組み内容

(1) 現地のモニタリング調査

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
モニタリング調査による自然環境の現状把握	→	→	継続 予定	景観みどり課
特徴的な貧栄養表土の保全	→	→		

(2) 土地所有者との協議、要望

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
土地利用状況の把握	→	→	継続 予定	景観みどり課
土地所有者に自然環境保全への理解を得る取り組み	→	→		

(3) 土地利用後の樹林や草地等の保全

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
保全管理計画の作成および活動組織体制の構築	土地利用の方向性がある程度定まってきた後に具体的な検討を実施。			景観みどり課

■平成28年度実施事業と予算額

事業名	当初予算案 (A)	平成27年度予算額 (B)	増減額 (A-B)	担当課
予算措置なし				

■重点施策の変更履歴（～平成26年度）

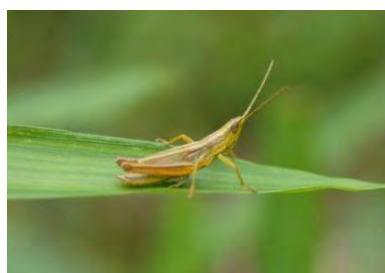
年度(平成)	変更内容
23～26	・なし



貧栄養土の草地と樹林



フユノハナワラビ



ナキイナゴ

重点施策

⑨ 生物の生存基盤など多面的機能を持つ水田の保全方法を関係者と協議し、実行します。また、水田や畑、樹林等の多様な環境が結びついていることを考慮し、自然のままの細流の保全方法を関係者と協議するなど、一体的な保全を図ります。【行谷】

■概要

- ・生物の生存基盤など多面的機能を持つ水田の保全方法を関係者と協議し、実行します。
- ・水田や畑、樹林等の多様な環境が結びついていることを考慮し、一体的な保全を図ります。

■平成26年度における主な取り組みと課題

ア 主な取り組み

- ・環境市民会議「ちがさきエコワーク」の「茅ヶ崎の自然環境を考える会」などの有志により、生物の生息・生育に配慮した細流の草刈りなどを行っています。
- ・遊水機能土地保全補助金制度によって土地所有者への補助を行い、43,030.50㎡(行谷分)の水田の保全に寄与しました。

イ 課題

- ・行谷の小出川沿いの水田地帯については、高齢化や後継者不足、また、稲作では生計が立てられない等の理由により、耕作放棄地が増えているのが現状です。
- ・神奈川県「相模川水系 小出川千の川河川整備計画」による河川整備により、自然環境への影響などが考えられるため整備方法などについて県との調整あるいは確認をしていく必要があります。
- ・37ページの重点施策⑩においても、重要な自然環境を保全する施策の検討を進めていきます。
- ・遊水機能土地保全事業については、引き続き地権者の理解を得ながら水田の保全をしていく必要があります。

■環境審議会評価と市の対応

平成26年度の取り組みに対する環境審議会評価	E
評価できる点	
<ul style="list-style-type: none"> ・土地所有者に対する援農ボランティア制度、耕作放棄地解消ボランティア制度の周知とボランティアの斡旋が行われた。 ・市民活動団体において細流の保全活動が実施された。 	
今後検討すべき課題	
<ul style="list-style-type: none"> ・田畑を保全するだけでなく、後継者不足などの解決策や、田畑を活用していく施策を考える必要がある。 ・市民活動団体への支援や連携のあり方の改善などの取り組みが望まれる。 ・小出川の整備計画に対して自然環境保全についての市の考え方を明確に示すことが必要である。 ・保管理体制計画の作成に向けた庁内協議は実施されていない。 ・河川整備計画と自然環境との調和について、県との意見交換、調整を早急に行う必要がある。 	



環境審議会評価に対する市の対応
平成27年度中に対応・実施しているもの
<ul style="list-style-type: none"> ・土地所有者に対する援農ボランティア制度、耕作放棄地解消ボランティア制度の周知を図っています。 ・援農ボランティアの斡旋を行っています。 ・耕作放棄地解消ボランティア事業として、活動候補地の探索、地権者との交渉、ボランティアへの活動参加への呼びかけ及び実施、地権者へのアフターフォローを行っています(行谷地外)。
平成28年度以降に対応予定のもの
<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き土地所有者に対する援農ボランティア制度、耕作放棄地解消ボランティア制度の周知を図ります。 ・援農ボランティアの斡旋を継続します。 ・引き続き耕作放棄地解消ボランティア活動の候補地の探索、地権者との交渉、ボランティアへの活動参加への呼びかけ及び実施、地権者へのアフターフォローを行います(行谷地外)。
その他
<ul style="list-style-type: none"> ・当該地には農業従事者をはじめとした様々な土地所有者がおり、保管理体制計画の作成や保管理体制の構築に向けた調整に時間を要することが想定されます。具体的な検討については(仮称)赤羽根字十三区周辺特別緑地保全地区の指定及び保管理体制計画の作成、平太夫新田の保管理体制計画作成後に行います。

平成28年度の施策展開

■具体的な取り組み内容

(1) 生物の生存基盤など多面的機能をもつ水田の保全

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
土地所有者に対する援農ボランティア制度、耕作放棄地解消ボランティア制度についての周知	➡			農業水産課

(2) 水田や畑、樹林等の多様な環境の一体的な保全

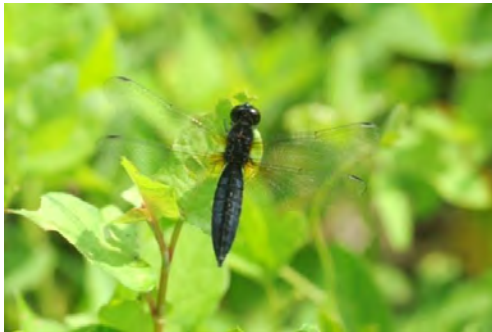
具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
市民有志が実施する細流の保全活動の支援	➡			景観みどり課 環境政策課
保全策の検討	➡			
遊水機能土地保全事業	➡			下水道河川 建設課
「相模川水系小出川・千の川整備計画」(神奈川県による計画)に基づく洪水調整施設についての調整	➡			広域事業政策課

■平成28年度実施事業と予算額

事業名	当初予算案 (A)	平成27年度予算額 (B)	増減額 (A-B)	担当課
遊水機能土地保全事業(行谷分)	2,181千円	2,200千円	▲19千円	下水道河川 建設課

■重点施策の変更履歴(～平成26年度)

年度(平成)	変更内容
23～26	・なし



ハラビロトンボ



アカバナ



谷戸に広がる湿地環境

重点施策	<p>⑩ 県と連携し、県立茅ヶ崎里山公園だけでなく、柳谷周辺地域も含めた保全を図ります。【柳谷】</p> <p>⑪ 家々で管理されている立木を含めたまとまりのある樹林地等の良好な里山景観を保全していきます。【柳谷】</p>
-------------	---

■概要

- ・神奈川県と連携した県立茅ヶ崎里山公園の保全を図ります。
- ・柳谷周辺地域を含めた保全を図ります。
- ・家々で管理されている立木を含めたまとまりのある樹林地等の良好な里山景観を保全していきます。

■平成26年度における主な取り組みと課題

ア 主な取り組み

- ・茅ヶ崎里山公園内の自然環境について、公園管理者である神奈川県をはじめとする関係者との連携により、生態系に配慮した保全を進めました。
- ・環境学習事業「里山はっけん隊！」を通じ、次世代を担う子どもたちやその保護者に対して里山環境の魅力をお伝えしました。
- ・里山公園外周道路の整備において、関係団体等の意見をいただきながら自然環境に配慮し、予定された道路延長改良工事を行いました。
- ・地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるアライグマを例年より多く捕獲し、自然環境の保全に寄与しました。

イ 課題

- ・公園外の自然環境については、生け垣の助成や自然環境に配慮した道路整備などにより引き続き保全を図る必要があります。
- ・引き続き地元住民や関係団体等と連携を図り、自然環境に配慮しながら工事を進めていく必要があります。

■環境審議会評価と市の対応

平成26年度の取り組みに対する環境審議会評価	C
<p>評価できる点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県および市民活動団体と連携した保全活動が行われた。 ・「里山はっけん隊！」など楽しそうな取り組みで次世代を担う子どもたちにアピールできたことは評価できる。 ・県の保管理計画を基に県立茅ヶ崎里山公園の管理者と協働で周辺道路整備の環境配慮工事に参画した。また、生け垣の助成制度の周知を図った。 	
<p>今後検討すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立茅ヶ崎里山公園周辺地における県の保管理計画との連続性を担う「市独自の環境配慮活動」が望まれる。 ・公園周辺道路を整備する際の自然環境の保全や周辺の屋敷林等の築造や保全について改善の余地があるか検討されたい。 ・生け垣だけでなく、周辺の屋敷林が重要であり、その補助制度の導入を検討する必要がある。また、既存の助成制度については予算執行が不十分であり、同制度の周知活動が必要である。そのためには、全体の何%の利用を期待し、何%が利用したのかのデータがあるとよい。 	



環境審議会評価に対する市の対応
<p>平成27年度中に対応・実施しているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里山公園保全作業部会へ参画し、県や市民などと協力して、継続的に保管理に関わっています。 ・柳谷周辺地域の保全として、生け垣の奨励制度など既存事業の活用を行っています。 ・引き続き整備箇所ごとに現地を確認し、自然環境へ配慮した工法を検討しながら里山公園周辺道路を整備しています。また、来年度以降予定されている整備について、関係機関や関係団体と協議を行っています。 ・環境学習事業「里山はっけん隊！（春・秋）」を通じ、大人から子どもまで里山の魅力を楽しんでいただくとともに、保全を行っていくことの大切さをお伝えしました。
<p>平成28年度以降に対応予定のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市独自で計画を作成するのではなく、里山公園保全作業部会へ引き続き参画し、県や市民などと協力し、市として継続的に保管理に関わっていきます。 ・引き続き、外周道路の整備方法について関係機関や関係団体と随時協議を行います。
<p>その他</p>

平成28年度の施策展開

■具体的な取り組み内容

(1) 神奈川県と連携した茅ヶ崎里山公園の保全

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
「茅ヶ崎里山公園里山保全管理計画」に基づく保全管理	→	→	継続 予定	景観みどり課 (神奈川県)
里山公園保全作業部会への参画	→	→		景観みどり課

(2) 公園周辺地域の保全

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
周辺地域における自然環境配慮方法(道路整備等)の打合せ(随時)	→	→	継続 予定	広域事業政策課

(3) まとまりのある樹林地等の良好な里山景観の保存

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
生け垣の築造に関する助成制度の周知	→	→	継続 予定	景観みどり課
環境学習事業「里山はっけん隊！」を通じた里山の魅力の周知	→	→	継続 予定	環境政策課

■平成28年度実施事業と予算額

事業名	当初予算案 (A)	平成27年度予算額 (B)	増減額 (A-B)	担当課
事務用品費	13千円	15千円	▲2千円	広域事業政策課
生け垣の築造に関する助成制度	2,277千円	7,099千円	▲4,822千円	景観みどり課
里山はっけん隊！	177千円	175千円	2千円	環境政策課

■重点施策の変更履歴（～平成26年度）

年度(平成)	変更内容
23～26	・なし



谷戸景観



ニホンアカガエル

重点施策 ⑫ 海岸侵食による砂浜の減少を防止し、クロマツ林の保全、海浜植生の保全に努めます。【柳島】

■概要

- ・海岸侵食による砂浜の減少を防止します。
- ・クロマツ林や海浜植生の保全に努めます。

■平成26年度における主な取り組みと課題

ア 主な取り組み

- ・海岸管理者である神奈川県が継続的に実施する養浜事業により、海岸侵食による砂浜の減少を防止し、回復に努めました。
- ・国、県へ要望を行った結果、継続して養浜事業が実施されることとなりました。
- ・海浜植生等の保全に関する県との意見交換により、県の取り組みを把握するとともに市の考えを伝えることができました。また、今後の保全に対して適宜連絡調整を図ることを確認できました。
- ・計画に基づく保管理などにより、柳島キャンプ場内のクロマツ林や海浜植生などは、良好な状態を保つことができました。

イ 課題

- ・養浜材の質的向上に向けて、今後も引き続き県へ要望する必要があります。

■環境審議会評価と市の対応

平成26年度の取り組みに対する環境審議会評価	C
<p>評価できる点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸侵食防止のための養浜事業に漁港西側堆積砂を使用した。 ・植生管理として、郷土種の移植や外来種の駆除活動を実施した。 ・キャンプ場内の樹木植物の保全活動を実施するとともに、関係機関への働きかけを行った。 ・地道なモニタリング調査が継続的に行われた。 	
<p>今後検討すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管理方針の検討がされていない。 ・施策の推進にあたり県や国への積極的な働きかけが重要である。トラック輸送によるダムの堆積砂は、環境に多大な負担をかけている。現在用いられている養浜材には栄養過多、外来植物混入、ごみ混入などの問題もある。生物多様性や自然環境保全に配慮した養浜材の選定および導入方法について、今後も県へ解決策等を積極的に要望する必要がある。 ・相模川土砂管理計画の検討に市も積極的に参加するべきである。 	



環境審議会評価に対する市の対応
<p>平成27年度中に対応・実施しているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養浜事業に関しては県流域海岸企画課・砂防海岸課、藤沢土木事務所汐見台庁舎なぎさ港湾課と連携をとり事業を実施しております。また、漁業者や市民の意見を検討し計画するよう要望しております。 ・相模川土砂管理計画については、国・県が先行して計画を策定しておりますが、今後は関係市町にも意見交換の場や情報の提供をしていただけるように要望いたしました。 ・海浜植生のモニタリング調査及び外来種の除去を実施しています。 ・柳島キャンプ場内の自然環境保全エリア内における希少植物の保全を実施しています。
<p>平成28年度以降に対応予定のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地のモニタリング調査を引き続き実施するとともに、外来種の除去についても対応を継続していきます。 ・引き続き、柳島キャンプ場内の自然環境保全エリア内における希少植物の保全を実施していきます。
<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年3月に、海岸の砂防林の管理や海浜植生の保全について、海岸管理者である県(藤沢土木事務所なぎさ港湾課)との情報交換を行っており、保管理に対して専門的な見識に基づいた取り組みが行われていることを確認しています。保管理に関する計画は存在しないものの、業務を行うに当たっての指針はあるということで、担当者が変更となっても同じ指針に基づき継続的に管理を行えるよう配慮されています。 ・海岸侵食対策は、市単独で行えるような事業ではなく国・県が主体となって実施しなければ解決できない事業です。また、海岸だけでなく相模川流域全体を考慮した計画により事業実施しなければならないものです。県域全体・国全体を考慮して事業が行われておりますので、すべてが要望通りとなるのは難しいと考えられますが、市としての要望や意見については引き続き国や県に対してお伝えしていきます。

平成28年度の施策展開

■具体的な取り組み内容

(1) 海岸浸食による砂浜の減少防止

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
養浜事業	→		継続 予定	農業水産課 (神奈川県)
国、県に対する養浜事業推進の要望	→			農業水産課

(2) クロマツ林や海浜植生の保全

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
現地のモニタリング調査	→		継続 予定	景観みどり課
海浜植生を移植した植栽帯の管理	→			景観みどり課 (神奈川県)
移植したチガヤ、クロマツの保全(県管理地)	→			公園緑地課
計画に基づく柳島キャンプ場内の海浜植生保全	→			

■平成28年度実施事業と予算額

事業名	当初予算案 (A)	平成27年度予算額 (B)	増減額 (A-B)	担当課
予算措置なし				

■重点施策の変更履歴（～平成26年度）

年度(平成)	変更内容
23～26	・なし



ハマボウフウ



ミュビシギ



海浜植生の群生地
(フシゲチガヤ)

施策の柱1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生

目標3

緑被面積(人工草地を除く)を平成32年度(2020年度)時点で市域の28.5% (約1,019ha)以上確保します。

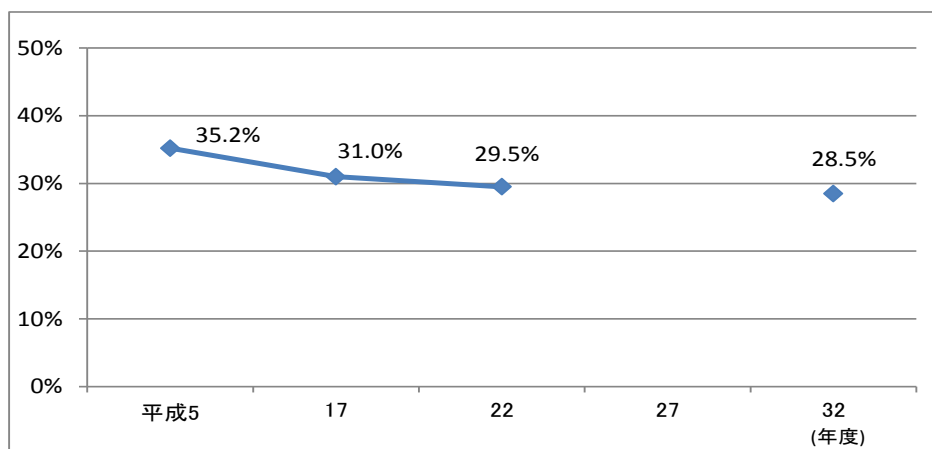
【目標担当課:景観みどり課】

※緑被面積(人工草地を除く)は、平成5年度には市域の35.2%でしたが、平成17年度には市域の31.0%となっています。このまま推移すると平成32年度には、市域の25.8%程度まで減少することが予想されますが、各施策実施により、市域の28.5%以上確保することを目標としています。

■目標3の進捗状況

●市域の緑被率および緑被面積の推移

※人口草地(ゴルフ場、運動場、公園芝地、花壇など)は除く。



■目標の進捗状況に対する中間評価(担当課および環境審議会)

担当課評価	順調でない
<ul style="list-style-type: none"> ・緑被面積は5年ごとに航空写真を基として算出するため、現時点における最新データは平成22年度のものとなり、環境基本計画(2011年版)が開始する前のデータとなります。 ・平成22年度までは急激な変化ではないものの、緑被面積は減少を続けているため、評価は「順調でない」としました。 ・減少の主な理由としては農耕地の減少、人口増加に伴い宅地が徐々に増えていることなどが挙げられます。 	

環境審議会評価	順調でない
<ul style="list-style-type: none"> ・緑被面積の減少要因を把握・分析し、対策を検討することが必要である。 ・緑被面積と緑地面積は概念として別のものであり、環境基本計画とみどりの基本計画の目標の整合を図ってほしい。緑被面積と緑地面積は全く違う内容であり、それを比較したり、参考にすることがおかしい。緑地面積にすれば、法律で設置されている場所や既存の公園等、少なくなることがないものが多いので、減少しないのである。 	



■環境審議会評価に対する市の対応

<ul style="list-style-type: none"> ・農地の減少や開発行爲等に伴い緑被率が減少していると考えています。緑被率の減少を抑えるためにも、特別緑地保全地区の指定や「緑の保全及び緑化の推進に関する条例」の検討、保存樹林等の各種制度をはじめ、みどりを保全・再生・創出する各種取り組みを継続・拡充して実施していきます。

■目標の変更履歴(～平成26年度)

年度(平成)	変更内容
23～26	・なし

目標4

経営耕地面積を平成32年度(2020年度)時点で348haを目標とします。

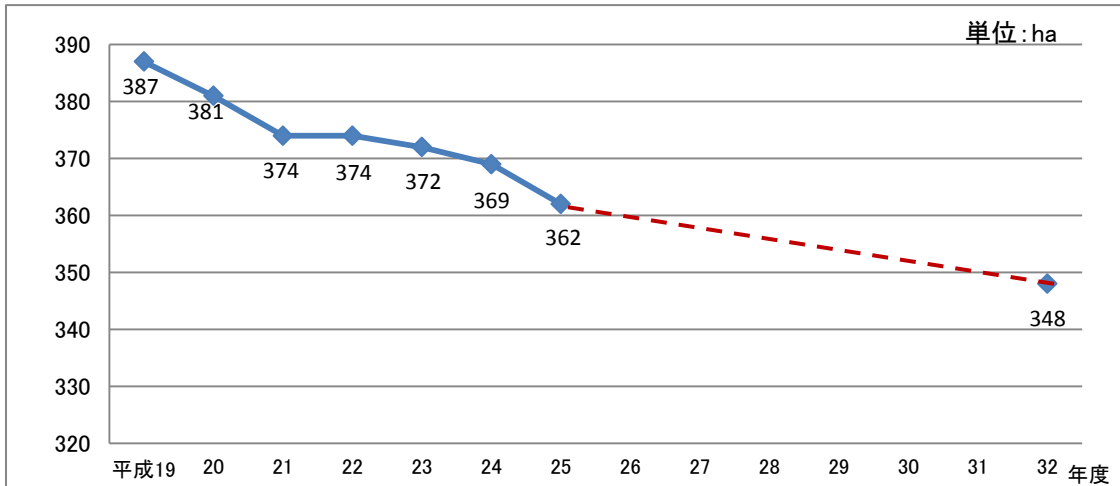
【目標担当課:農業水産課】

※平成19年度の経営耕地面積は387haであり、このまま推移すると平成32年度には、335ha程度まで減少することが予想されますが、各施策実施により348ha確保することを目標としています。

■目標4の進捗状況

●経営耕地面積の推移

年度	22年度	23年度	24年度	25年度
面積	374ha	372ha	369ha	362ha



■目標の進捗状況に対する中間評価(担当課および環境審議会)

担当課評価	順調に進んでいる
<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度は前年度に比べ約7ha減少しましたが、そのうち約6.5haは本市の事業である(仮称)柳島スポーツ公園建設による公園用地への転用で、その他の要因での減少は0.5haに留まりました。当該事業を除くと平均年2ha減少しており、今後も同様に減少を抑えられると仮定すると目標を達成することができることから「順調に進んでいる」と評価しました。 これまで、重点施策⑭「農業支援による農地の保全・再生」や重点施策⑳「地産地消の推進」など、様々な方法で農地の保全に努めてきたことが経営耕地面積の保全に寄与したものと考えます。一方で、全国的にも問題になっている農家の高齢化、担い手の減少、作物の価格低下などにより、経営耕作地面積は減少傾向にあります。 今後については、農業が直面している状況を踏まえ、生産者が農業を継続していくための支援施策に重点を置きながら目標の達成を目指します。 なお、(仮称)柳島スポーツ公園につきましては、環境負荷の低減、周辺環境への影響抑制、茅ヶ崎市の自然環境や周辺景観などへ配慮しながら事業を進めます。 	

環境審議会評価	順調に進んでいる
<ul style="list-style-type: none"> 農地が転用された場合には、何へ転用されたかという視点でも評価することが必要である。 また、課題が浮上した際に、本目標に基づいてアピールまたは説得していくという姿勢が重要である。 	



■環境審議会評価に対する市の対応

<ul style="list-style-type: none"> 耕地面積の減少をできるだけ抑えるためには農業の振興や維持を図ることが第一に必要ですが、農地が転用される際にはいかに自然環境を保全していくかという視点も重要であると考えます。公共工事の場合は、「環境に配慮した公共工事実施マニュアル」のとおり、事業予定地及び周辺の自然環境や生態系に与える影響を最小限に止め、施設の緑化を進めるなど周辺環境へ配慮して実施してまいります。 今後も農業者への支援などを通して農業の振興を図る中で、耕地面積の減少抑制に寄与してまいります。

■目標の変更履歴(～平成26年度)

年度(平成)	変更内容
23～26	・なし

重点施策 ⑬ コア地域をつなぐみどりの一体的な保全・再生

■概要

- ・良好な自然景観の形成要素である斜面林や農地、河川・海岸・沼地などの水辺、社寺林・屋敷林等について、歴史的・文化的遺産と併せた一体的な保全を図ります。
- ・既にもどりが失われてしまった地域については生物多様性に配慮した対策を行い、現状の自然環境の保全を図るとともに、新たなみどりのネットワーク化を図ります。

■平成26年度における主な取り組みと課題

ア 主な取り組み

- ・保存樹林・保存樹木について、新規指定により増加しました(保存樹林4件(計12,236㎡)、保存樹木1件)。
- ・千ノ川流域整備について、地元自治会などと調整を図りながら管理用通路の樹木植栽を完了させることができました。
- ・遊水機能土地保全事業によって土地所有者への補助を行い、418,574.53㎡の水田の保全に寄与しました。

イ 課題

- ・保存樹林・保存樹木は、重点施策⑬に合わせて基準の見直しを検討します。
- ・遊水機能土地保全事業については、引き続き地権者の理解を得ながら事業を維持・継続していく必要があります。
- ・街路樹や植栽帯については整備可能な路線に限られており、自転車走行空間整備の需要が高まる中、限られた空間での自転車走行空間との両立が困難になっています。

■環境審議会評価と市の対応

平成26年度の取り組みに対する環境審議会評価	D
<p>評価できる点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保存樹木・保存樹林の新規指定と増加は評価できる。 ・景観の向上を目指した既存の社寺林、屋敷林、斜面林、歴史文化遺産の保全再生を実施した。 ・海岸のみどりの保全・再生事業では、単なる在来種ではなく郷土種を移植育成する先進的な施策を行った。 ・千ノ川流域整備においては管理用通路に樹木植栽を行うなど周辺環境への配慮を行った。 	
<p>今後検討すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本施策の目的である「再生」、「生物多様性の保全」と「新たなみどりのネットワーク化」の視点が弱い。例えばレンゲ草の播種(単一種による緑化)は外来種の侵入防止程度で、生物多様性の保全効果はあまり期待できない。 ・記念樹、グリーンバンク制度の予算執行率が低い。 ・保存樹林・保存樹木の基準を緩和することで登録数の増加が期待される。 ・街路樹の整備と管理については、台帳整備など目標を持った取り組みが必要であり、実態把握と自然環境への配慮に係るマニュアルの整備が必要である。同マニュアルについては交通安全と環境保全の両面からの検討が必要である。 ・保存樹林と市街地の街路樹はそれぞれ別の視点から保全方法を考えるべき問題である。保存樹林は、生物多様性が主な視点となるが、街路樹は都市整備分野であるため交通安全面や維持管理面も重要な視点となる。その中でそれぞれの地域特性に適した樹種を選定するなど環境面にもできる限り配慮すべきである。 	



環境審議会評価に対する市の対応
<p>平成27年度中に対応・実施しているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」の見直し(目標5及び重点施策⑬)において、開発行為等に伴う緑化基準の強化や市民緑地制度の導入、みどりの保全地区制度、保存樹林・樹木の指定要件の見直しなどについて検討を行っています。 ・市民の方にグリーンバンク制度を活用していただき、樹木の配付・引き取りを継続的に実施しています。 ・みどりの保全を念頭においた街路樹の剪定を実施しており、茅ヶ崎市緑化協会と連携して仕上がり評価の取り組みを進めています。 ・遊水機能土地保全事業については、農業生産組合長会議での周知活動などを行っています。今後は要綱に則り、適正な審査を経て補助金を交付し、引き続き遊水機能を持つ土地の保全に努めます。 ・千ノ川整備については、地元自治会などと調整を図りながら管理用通路の樹木植栽を実施しております。
<p>平成28年度以降に対応予定のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度中の制定を目標としている「茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」の施行とともに、内容についての周知を行っていきます。 ・生け垣の築造への助成や記念樹配付について、執行率を上げるために引き続き周知の工夫などの取り組みを実施していきます。 ・道路緑化に際しては、引き続き整備可能な路線にて地域特性に配慮した樹種の選定や樹木の配置等を考慮した道路構造の検討を行います。 ・グリーンバンク制度の周知をイベント等でチラシを配布する等で引き続き行うとともに、茅ヶ崎市緑化協会と連携してみどりの保全を念頭においた街路樹の剪定を進め、台帳整備等につなげていきます。 ・遊水機能土地保全事業について、引き続き順調に保全を進めることができるよう努めていきます。 ・千ノ川整備について、引き続き「千ノ川整備実施計画」に基づく整備を行っていきます。

その他

・ご意見をいただいているレンゲ草種子の配布についてですが、農家の方からは緑肥効果による地力の向上を実感されている声を多くいただいております。景観形成の視点でも水田一面にレンゲ草が咲き誇る景色は魅力的なものと考えています。また、併せて化学肥料の使用低減も期待できることから、本事業については継続して実施します。なお、減農薬への取り組みについては、農業者の方々が安全・安心な作物を提供し消費者や市場、直接販売先の相手方の信用、信頼を得ていく上ですでに取り組んでいただいております。

・今後についても、農業の経済性を十分考慮した形で生物多様性への配慮を考えていく必要があると考えています。

平成28年度の施策展開

■具体的な取り組み内容

(1) 斜面林、農地、水辺環境、社寺林・屋敷林等の、歴史的・文化的遺産と併せた一体的な保全と創出

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
緑肥による農薬使用低減や土壌改良、水田景観の保全をねらいとしたレンゲ草種子の配布(事業の趣旨に賛同いただいた水田地権者に対し実施)	→			農業水産課
保存樹林、保存樹木への助成	→			景観みどり課
生け垣の築造への助成	→			
記念樹配付	→			
グリーンバンク制度	→			
斜面林の保全	→			公園緑地課
街路樹の管理	→			道路建設課
街路樹緑化の推進	→			
海岸のみどりの保全と再生事業	→			景観みどり課 (農業水産課)
千ノ川流域整備における周辺環境に配慮した樹木植栽	→			下水道河川建設課
遊水機能土地保全事業	→			
市指定天然記念物活用事業	→			社会教育課
指定文化財(天然記念物等)の保護管理	→			
文化資料館移転整備基本計画における自然環境への配慮	→			

■平成28年度実施事業と予算額

事業名	当初予算案(A)	平成27年度予算額(B)	増減額(A-B)	担当課
水田保全対策事業費(レンゲ草種子購入)	144千円	174千円	▲30千円	農業水産課
保存樹林、保存樹木への助成	38,292千円	39,392千円	▲1,100千円	景観みどり課
生け垣の築造への助成(再掲)	2,277千円	7,099千円	▲4,822千円	
記念樹配付	600千円	600千円	0千円	
グリーンバンク制度	140千円	400千円	▲260千円	公園緑地課
街路樹の管理	27,342千円	27,646千円	▲304千円	下水道河川建設課
遊水機能土地保全事業(市内全域分)	21,213千円	20,990千円	223千円	
市指定天然記念物活用事業	43千円	43千円	0千円	社会教育課
指定文化財等の維持管理	519千円	519千円	0千円	

■重点施策の変更履歴(～平成26年度)

年度(平成)	変更内容
23～26	・なし

重点施策 ⑭ 農業支援による農地の保全・再生
 ⑮ 耕作放棄地の再生にあたっての生物多様性への配慮

■ 概要

- ・水田をはじめとした農地の継続利用を促すため、援農ボランティア制度や農機具の共同利用等による農業支援を行います。
- ・耕作放棄地を再生し、市民農園や体験学習の場等として活用していきます。
- ・土地所有者の協力を得ながら生物多様性に配慮した土地利用を図ります。

■ 平成26年度における主な取り組みと課題

ア 主な取り組み

- ・農業経営基盤強化促進法に基づく農地の幹旋、市民農園の開設支援、援農および耕作放棄地ボランティア制度の運用、市独自事業での遊休農地の活用、さらには地産地消の推進による農業振興を図ることにより、農地の保全、耕作放棄地の解消を推進しました。
- ・施策の結果として、農業の衰退に起因する経営耕地面積の減少を抑えることができました(目標4参照)。

イ 課題

- ・耕作放棄地の解消は農業施策として今後も推進していくべきものと考えていますが、その行為自体は少なからず土地の改変を伴うものであり、現状ある自然環境をそのまま残す形での保全とは相容れず無理が生じてしまう面があります。したがって、例えば農業の使用を最小限にして生物への影響を抑えるなど、農地を活用する中で生物多様性の保全を図るといった視点が必要となります。

■ 環境審議会評価と市の対応

平成26年度の取り組みに対する環境審議会評価	B
評価できる点 ・援農ボランティアの幹旋や育成、市民農園の新規開設、遊休農地の活用、地産地消の農業振興等に進展が見られた。 ・各取り組みにより、農地の保全、耕作放棄地の解消を推進した。	
今後検討すべき課題 ・ボランティア幹旋、農業従事者の育成を進め、本来の田畑の再生につなげていくことが大切である。 ・農地の確保に際しての生物多様性への配慮が不足している。レンゲ草の播種は景観の改善には有効と考えるが単一種による被覆は生物多様性に反し、緑肥による農業の低減効果もあまり期待できない。生物多様性への配慮としては、農業生産者への「減農薬による自然に優しい耕作方法の指導」のほうがより効果的ではないか。	



環境審議会評価に対する市の対応
平成27年度中に対応・実施しているもの ・農業振興、農地保全及び荒廃農地の再生活動について、引き続き実施しています。 ・減農薬などにつながる環境保全型農業への各種補助を実施しています。
平成28年度以降に対応予定のもの ・農業振興、農地保全及び荒廃農地の再生活動について、引き続き実施します。 ・減農薬などにつながる環境保全型農業への各種補助を実施します。
その他 ・ご意見をいただいているレンゲ草種子の配布についてですが、農家の方からは緑肥効果による地力の向上を実感されている声を多くいただいております。景観形成の視点からも水田一面にレンゲ草が咲き誇る景色は魅力的なものとなると考えています。また、併せて化学肥料の使用低減も期待できることから、本事業については継続して実施します。なお、減農薬への取り組みについては、農業者の方々が安全・安心な作物を提供し消費者や市場、直接販売先の相手方の信用、信頼を得ていく上ですでに取り組んでいただいております。 ・今後についても、農業の経済性を十分考慮した形で生物多様性への配慮を考えていく必要があると考えています。

平成28年度の施策展開

■具体的な取り組み内容

(1) 農地の継続利用を促すための農業支援

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
援農ボランティアの斡旋	→	→	継続 予定	農業水産課
援農ボランティア育成講座	→	→		
かながわ農業サポーターの支援	→	→		
「人・農地プラン」による農地の保全・有効活用	→	→		
農薬使用低減や土壌改良、水田景観に対する支援	→	→		
農業委員会と連携した農地利用状況調査に基づく、農地の抽出と地権者への交渉	→	→		
農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定	→	→		
市民農園の新規開設支援	→	→		
JAとの連携	→	→		
地産地消の推進(重点施策⑤を参照)	→	→		
農地中間管理事業の機構からの依頼業務	→	→		

(2) 耕作放棄地の再生と市民農園や体験学習の場等としての活用

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
農業・漁業体験プロジェクトでの遊休農地の活用(平成27年度は前年度と同圃場)	→	→	継続 予定	農業水産課
耕作放棄地解消ボランティア活動の調整・実施	→	→		

(3) 土地所有者の協力を得た上での生物多様性に配慮した土地利用

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
耕作放棄地解消時における環境政策課、景観みどり課との現地立会	→	→	継続 予定	農業水産課

■平成28年度実施事業と予算額

事業名	当初予算案 (A)	平成27年度予算額 (B)	増減額 (A-B)	担当課
援農ボランティア	379千円	408千円	▲29千円	農業水産課
耕作放棄地解消ボランティア	56千円	199千円	▲143千円	
農業・漁業体験プロジェクト	135千円	135千円	0千円	

■重点施策の変更履歴(～平成26年度)

年度(平成)	変更内容
23～26	・なし



援農ボランティア



農業・漁業体験プロジェクト
(稲刈り)

テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の 仕組みづくり

施策の柱2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用の ルールづくり

目標5

平成24年度(2012年度)までに自然環境の保全に関する条例を制定し、消失の危機にある自然環境を保全していきます。

目標6

平成25年度(2013年度)までに保全すべき地域の指定を行い、貴重な自然環境を有する地域を保全していきます。

【目標担当課:景観みどり課】

■目標5の進捗状況

・条例制定に至っていません。

■目標6の進捗状況

●指定および位置づけ

コア地域	・本計画において、自然環境上特に重要な地域を優先的に保全するため、「コア地域」として清水谷(堤)、平太夫新田、赤羽根十三区、長谷(甘沼)、行谷、柳谷(芹沢)、柳島の7地域を位置づけています。
特別緑地保全地区	・平成23年度末に清水谷を指定しました。 ・平成21年度策定の「茅ヶ崎市みどりの基本計画」では、他の指定候補地として赤羽根十三区、行谷、長谷、赤羽根斜面林を位置づけています。
湘南海岸保全配慮地区	・「茅ヶ崎市みどりの基本計画」で、みどりの保全について重点的に配慮を加えるべき地区として位置づけています。
茅ヶ崎駅周辺緑化重点地区	・「茅ヶ崎市みどりの基本計画」で、みどりの創出について重点的に配慮を加えるべき地区として位置づけています。
茅ヶ崎南東部緑化重点地区	
保存樹林・保存樹木 (重点施策⑬参照)	・緑豊かなまちづくりを推進するために、一定の基準を満たす樹林地、樹木の所有者に対し、保全にまつわる助成を行っています。 ・保存樹林指定(助成)件数:33件、面積計46,708m ² ・保存樹木指定(助成)件数:23件 ※いずれも平成26年度時点

■目標の進捗状況に対する中間評価（担当課および環境審議会）

担当課評価	順調でない
<ul style="list-style-type: none"> ・目標年度をすでに経過していますが、条例策定や保全すべき地域の指定には至っていません。 ・担当課内で協議を行い、条例に位置づける制度の概要を作成し、みどり審議会に今後のスケジュールを提示しました。 ・平成29年度施行を目指して確実に制定作業を進め、その中で保全すべき地域の指定も実施していく必要があります。 	

環境審議会評価	順調でない
<p>・なぜこれまで策定が叶わなかったのか、その原因を分析し対策を考えるべきである。その点を踏まえ、今後どのように策定を進めていくかが重要である。</p>	



■環境審議会評価に対する市の対応

<ul style="list-style-type: none"> ・目標5について当初のスケジュールからは遅れていますが、平成29年度中の施行を目指して検討を進めています。主な検討内容は、開発行為等に伴う緑化基準の強化や市民緑地制度の導入、みどりの保全地区制度、保存樹林・樹木の指定要件などとなっています。 ・制定に至っていない大きな理由としては、条例内容の検討は行っていたものの、審議会等で議論する熟度に至らず、具体的な取り組みを進められていなかったことが挙げられます。 ・目標5については今後最優先で取り組む施策の一つとして、平成29年度までの制定を目指して策定作業を進めてまいります。 ・また、目標6の地域指定については、平成28年3月の赤羽根十三区周辺特別緑地保全地区指定を目指して、地権者との協議や都市計画決定のための手続きなどを行っています。 ・目標5及び重点施策⑩で検討を進めている「茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に、新たに「みどりの保全地区」の位置づけを検討しています。平成29年度中の制定を目標としている条例の施行に併せて区域等の具体的な検討を行います。 	
--	--

■目標の変更履歴（～平成26年度）

年度(平成)	変更内容
23～26	・なし

重点施策 ⑯ 自然環境の保全に向けた条例の制定
 ⑰ 保全すべき地域の指定

■ 概要

- ・市内の急速な都市化に伴い消失の危機にある自然環境を保全するための条例を制定します。
- ・貴重な自然環境を有する地域の確実な保全を図るため、「茅ヶ崎市みどりの基本計画」において位置づけた特別緑地保全地区の指定候補地のほか、指定候補地周辺やその他の自然環境保全上重要な地域を保全すべき地域として指定します。

■ 平成26年度における主な取り組みと課題

ア 主な取り組み

- ・条例の見直しの概要と策定のスケジュールを検討し、みどり審議会へ提示しました。

イ 課題

- ・当初の計画における条例策定の目標年度をすでに経過している中で、条例見直しに至っていません。

■ 環境審議会評価と市の対応

平成26年度の取り組みに対する環境審議会評価	E
評価できる点 ・施策の具体的なスケジュールを提示した点は評価できる。	
今後検討すべき課題 ・みどり審議会を中心に議論を進めるとのことだが、環境審議会など関係審議会や市民の意見も取り入れながら、より良い内容の条例としてほしい。 ・条例策定後の問題点についてはその都度速やかに修正・改善を図る必要がある。	



環境審議会評価に対する市の対応
平成27年度中に対応・実施しているもの ・当初のスケジュールからは遅れていますが、平成29年度中の「茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」施行を目指して検討を進めています。主な検討内容は、開発行為等に伴う緑化基準の強化や市民緑地制度の導入、みどりの保全地区制度、保存樹林・樹木の指定要件の見直しなどとなっています。 ・平成28年3月の赤羽根十三区周辺特別緑地保全地区指定を目指して、地権者との協議や都市計画決定のための手続きなどを行っています。 ・環境審議会などの関係審議会には適宜報告するとともに、パブリックコメントや説明会を通じて市民などの意見を伺いながら条例を検討しています。
平成28年度以降に対応予定のもの ・平成29年度までに策定することを目標としている「茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」の施行とともに、各制度の運用や新規候補地の所有者に周知を行っていきます。 ・目標5及び重点施策⑯で検討を進めている「茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に、新たに「みどりの保全地区」の位置づけを検討しています。平成29年度中の制定を目標としている条例の施行に併せて区域等の具体的な検討を行います。
その他

平成28年度の施策展開

■具体的な取り組み内容

(1) 市内の急速な都市化に伴い消失の危機にある自然環境を保全するための条例制定

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
「茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」の見直し	→		運用開始	景観みどり課

(2) 貴重な自然環境を有する地域の確実な保全を図るための地域指定

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
「茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」見直しに係る新たな保全を図るための制度検討	→		運用開始	景観みどり課

(3) 貴重な自然環境を有する地域の周知

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
自然環境評価再調査(平成23年度実施)の結果周知と活用	→		継続 予定	景観みどり課
環境基本計画広報特集号を活用したコア地域の重要性、貴重性の周知	→			環境政策課

■平成28年度実施事業と予算額

事業名	当初予算案 (A)	平成27年度予算額 (B)	増減額 (A-B)	担当課
予算措置なし				

■重点施策の変更履歴（～平成26年度）

年度(平成)	変更内容
23～26	・なし

重点施策

⑩ 自然環境庁内会議の設置

■ 概要

- ・貴重な自然環境を有する地域において土地利用の可能性が生じた場合に、関係各課が情報を持ち寄り、集約するとともに、情報共有と迅速な対応を行うための会議体を設置します。
- ・会議では、必要に応じて学識経験者の協力や土地所有者、事業者等との協議についても検討し、貴重な自然環境を保全していくために、随時その場に応じた関係者が機動的に連携できる体制を整備します。

■ 平成26年度における主な取り組みと課題

ア 主な取り組み

- ・課題解決に向けた議論と情報交換を行いました。

イ 課題

- ・議事録の記載内容を精査する必要があります。

■ 環境審議会評価と市の対応

平成26年度の取り組みに対する環境審議会評価	D
<p>評価できる点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月1回会議が開催され、問題点が共有された。 ・コア地域だけでなく、市内の重要な自然環境を対象とすることや条例の策定に関わることも議論の対象として検討したことは評価できる。 	
<p>今後検討すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報共有の域に止まらず、課題の解決に向けた運営が実行可能な要綱へ改正する必要がある。 ・施策の概要にある「学識経験者の協力」について、その事例が確認できない。さらに、「随時その場に応じた関係者が機動的に連携できる体制」についての実施事例が確認できない。 ・課題の精査が必要であるとともに、会議内容については、即時、課内はもとより市民、環境審議会へも周知されるべきである。 	



環境審議会評価に対する市の対応
<p>平成27年度中に対応・実施しているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な土地利用に関する保全策の検討や新たな自然環境保全策の協議を行うため、本庁内会議の要綱を改正しました。主な改正内容は、目的が主に「コア地域の土地利用に対する情報収集と対応」であったものを、議論の対象範囲の拡大と効果的な協議の実施をねらいとして「コア地域や良好な自然環境を有する土地の自然環境の保全に向けた関係課からの連絡調整、情報と課題の共有、適切かつ効果的な保全策を協議、検討」と変更しました。 ・会議内容については、課内や関係課、環境審議会に情報提供を行っています。 ・学識経験者には、案件によって助言をいただくなどご協力をいただいております。また、随時その場に応じて担当課が機動的に連携できる体制については、議題に応じて担当課が出席し意見交換などを行っています。
<p>平成28年度以降に対応予定のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、必要に応じた臨時会の開催や学識経験者等との連携について柔軟に対応してまいります。
<p>その他</p>

平成28年度の施策展開

■具体的な取り組み内容

(1) 自然環境に関する情報共有と迅速な対応を行うための会議体設置と運営

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
定例会(月1回)、臨時会の開催	→	→	継続 予定	景観みどり課
市内の自然環境に関する課題解決への検討・協議	→	→		

■平成28年度実施事業と予算額

事業名	当初予算案 (A)	平成27年度予算額 (B)	増減額 (A-B)	担当課
予算措置なし				

■重点施策の変更履歴（～平成26年度）

年度(平成)	変更内容
23～26	・なし

施策の柱2.2 生物多様性の保全方針の策定

目標7

「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」を平成24年度(2012年度)までに策定し、市域の生物多様性を保全していきます。

目標8

生物多様性の保全・再生のためのガイドラインを平成24年度(2012年度)までに作成し、市民・事業者等への周知を図っていきます。

【目標担当課:景観みどり課】

■目標7及び8の進捗状況

- ・未策定

■目標の進捗状況に対する中間評価(担当課および環境審議会)

担当課評価	順調でない
<ul style="list-style-type: none"> ・目標年度をすでに経過している中で、策定には至っていません。 ・平成27年度から29年度にかけて予定している自然環境評価の調査結果を活用して平成30年度以降に具体的な検討を行い、みどりの基本計画と調整を図りながら平成32年度の策定を目指します。 	

環境審議会評価	順調でない
<ul style="list-style-type: none"> ・地域戦略及びガイドラインが策定されていない。モニタリング調査は継続し、並行して素案を作成してはどうか。 	



■環境審議会評価に対する市の対応

<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度から改定作業を予定している「茅ヶ崎市みどりの基本計画」との整合を取りながら地域戦略の内容を検討します。また、平成27年度から29年度にかけて実施する自然環境評価調査の第1回から第3回までの約10年間の指標種や絶滅危惧種等の生息状況の推移等を基に検討を行い、地域戦略の具体化について検討を進めます。 ・目標7の「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定状況や、平成28年度から改定作業を予定している「茅ヶ崎市みどりの基本計画」との整合を取りながらガイドラインの内容を検討します。 	
---	--

■目標の変更履歴(～平成26年度)

年度(平成)	変更内容
23～26	・なし

生物多様性と外来生物

皆さんは「生物多様性」という言葉をご存知でしょうか。
 これは、平たく言うと「性質や種類の異なる生きものが、数多く、幅広く存在すること」です。
 このことが、私たち人間にとって非常に重要とされています。どういことなのでしょう？

■私たちの暮らしと生物多様性の関わり

①供給サービス

食料、燃料、木材、繊維、医薬品原料、水など
 人間の生活に重要な原材料を供給するサービス

②調整サービス

都市域の大気質の調整や気候調整、自然災害による被害を緩和・軽減するサービス

③文化的サービス

精神的な充足、美的な楽しみ、宗教・社会制度の
 基盤、レクリエーションの機会などを与えるサービス

④基盤サービス

供給・調整・文化的サービスを支え、生態系の
 基盤を成すサービス



4つの生態系サービスのイメージ
 (出典：環境省)

このように、私たちの暮らしは酸素や食料、水、気候の安定など、多様な生物が関わりあう自然の恵み(生態系サービス)によって支えられており、生物多様性とそれを支える自然環境を守り、共存していくことの重要性を再認識する必要があります。

■外来生物

人間の活動によって持ち込まれた外来生物は、在来種(元々その地域にいた生きもの)を減少させ生態系のバランスを崩してしまうとともに、農林水産業にも悪影響を与えることがあります。また、遺伝的になかく乱を引き起こす可能性もあり、生物多様性の根本に関わる問題です。

茅ヶ崎市においても多くの外来生物が確認されています。市の自然環境を将来にわたって保全するために、侵入した外来生物を駆除、抑制し、新たな侵入を防止することは非常に重要です。以下では市内で確認されている、特に生態系への影響が大きい外来生物をご紹介します。



- 左上: アライグマ
- 左下: アメリカザリガニ
- 右上: オオクチバス
- 右下: セイタカアワダチソウ

※アライグマ、オオクチバスは「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)」における「特定外来生物」に指定されています。

重点施策 ⑲ 生物多様性の現況調査と「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定
 ⑳ 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成

■概要

- ・「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」を策定し、協働によって推進します。
- ・策定にあたり、自然環境評価調査の結果を基礎データとした現況調査を市民参加により実施し、本市における生物多様性の現況や人との関わりの状況、取り組みの現状等を把握します。
- ・公園や住宅地、街路樹等を含めた市内のみどりの保全・再生や、土地改変などの際に生物多様性に配慮した環境整備を促すためのガイドラインを作成します。
- ・ガイドラインは広く周知し、確実に運用します。
- ・定期的にモニタリング調査を実施し、適宜内容の見直しを図ります。

■平成26年度における主な取り組みと課題

ア 主な取り組み

- ・生物多様性の現況などの把握のために、市職員によるモニタリングを随時実施しました。
- ・「ビオトープと生態系管理入門」については、平成27年度から実施予定の自然環境評価調査の調査員養成も兼ねて実施し、評価調査の準備を進めました。

イ 課題

- ・「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定および生物多様性に係るガイドラインの作成については、自然環境評価調査の結果を考慮して実施するため、平成30年度以降に本格的な検討を開始することとしましたが、それまでに県や近隣市町の状況や先進事例を調査するなど準備を進めておく必要があります。
- ・ビオトープと生態系管理入門(自然環境評価調査員養成講座)の参加者が、平成27年度から実施予定の自然環境評価調査に協力していただけるよう、働きかける必要があります。

■環境審議会評価と市の対応

平成26年度の取り組みに対する環境審議会評価	E
評価できる点	
・自然環境評価のためのモニタリング調査を市職員が実施した(調査内容は公表されていない)。	
今後検討すべき課題	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域戦略およびガイドラインの策定には至っていない。平成27年度からの自然環境評価調査後に策定することとしているが、地域戦略における他市の事例は多くあるので、並行して事例を研究しながら素案を策定すべきである。 ・策定後の問題点は必要に応じ、修正・改善を図るようにしてもいいのではないか。また、地域戦略及びガイドラインの策定は市民参加によるものが望ましい。 ・モニタリング調査員の育成については、「ビオトープと生態系管理入門の連続講座」を活発化し、調査員の候補である受講者の参加を促す工夫が望まれる。 	



環境審議会評価に対する市の対応
平成27年度中に対応・実施しているもの
・平成27年度下半期から実施する自然環境評価調査の調査員を増やすための取り組みとして実施した調査員養成講座の参加者の中で、約10名の方から実際に調査にご協力いただける意向を確認しています。新たな調査員をはじめ、前回調査より引き続きご協力いただける方々も含め、円滑な調査の実施に向けた事前説明や調査実施時の支援等を引き続き行ってまいります。
平成28年度以降に対応予定のもの
・平成28年度から改定作業を予定している「茅ヶ崎市みどりの基本計画」との整合を取りながら地域戦略の内容を検討します。また、平成27年度から29年度にかけて実施する自然環境評価調査の第1回から第3回までの約10年間の指標種や絶滅危惧種等の生息状況の推移等を基に検討を行い、地域戦略及びガイドラインの具体化について検討を進めます。
その他

平成28年度の施策展開

■具体的な取り組み内容

(1)「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定と協働による推進

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定 ----- 生物多様性に係るガイドラインの作成	自然環境評価調査後に 実施予定			景観みどり課

(2)市民参加による自然環境評価調査の実施と、本市における生物多様性の現況等の把握

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
自然環境評価調査				景観みどり課
自然環境評価調査の結果集計と公表			平成29年 度 に 実 施 予 定	
自然環境評価調査員養成講座				

■平成28年度実施事業と予算額

事業名	当初予算案 (A)	平成27年度予算額 (B)	増減額 (A-B)	担当課
自然環境評価調査(再掲)	4,320千円	2,500千円	1,820千円	景観みどり課
自然環境評価調査員養成事業等(再掲)	80千円	80千円	0千円	

■重点施策の変更履歴（～平成26年度）

年度(平成)	変更内容
23～26	・なし

テーマ3 資源循環型社会の構築

施策の柱3.1 4Rの推進

目標9

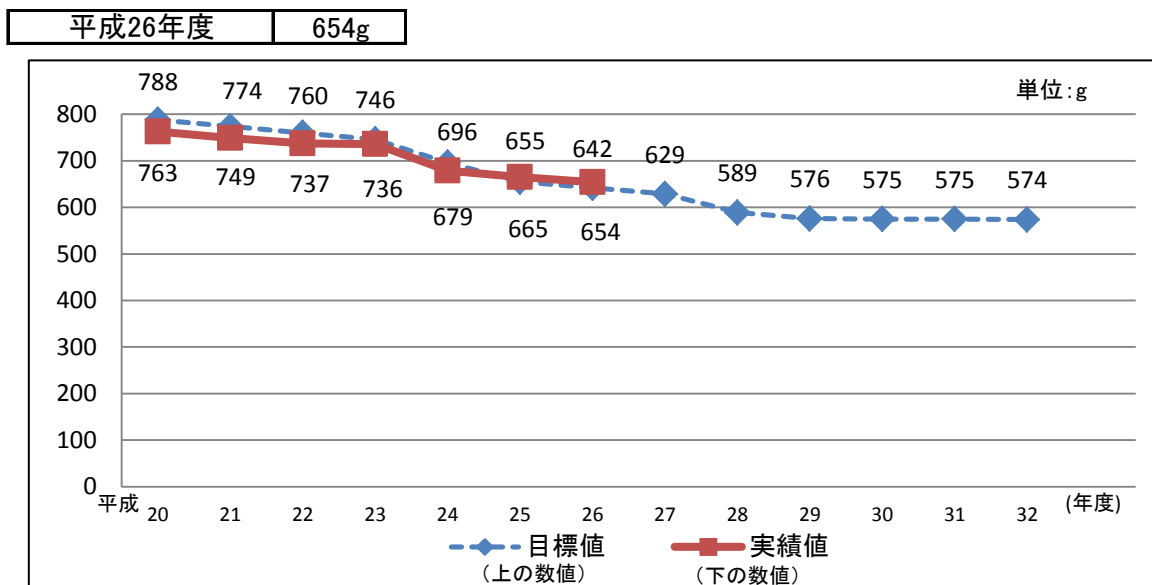
市民1人1日あたりの資源物を除いたごみの排出量を平成32年度(2020年度)までに574gにします。

【目標担当課:資源循環課】

※平成20年度(2008年度)時点での市民1人あたりの資源物を除いたごみの排出量は763gとなっています。

■目標9の進捗状況

- 市民1人1日当たりのごみ排出量の推移(資源物を除く)



■目標の進捗状況に対する中間評価(担当課および環境審議会)

担当課評価	順調に進んでいる
-------	----------

・市民1人1日当たりのごみ排出量は4ヶ年で約82g減少し、単年度の目標値も概ね達成していることから順調に進んでいるといえます。

・主な要因としては、市民の方々のごみ排出削減に対する意識の向上により、効果的な資源物回収をはじめとしたごみ排出量削減が図られたことが考えられます。市では、古紙類、衣類布類、金属類(7品目)に加え、平成24年度からびん・かん・ペットボトルのコンテナ収集、プラスチック製容器包装類、廃食用油、金属類(3品目)の収集を開始して効果的な資源物回収を図りました。そうした収集方法などの変化に対して市民の方々に滞りなく対応していただいたことが1つの要因であると考えます。

・また、「エコ・シティ茅ヶ崎マイバック推進会議」を通じた不要なレジ袋の削減やマイバックの推進についての啓発、「ごみ減量・リサイクル推進店」を活用したキャンペーンなども着実に市民の意識の変化につながり、市民1人1日当たりのごみ排出量の減少に寄与したと見られます。

・今後は既存の取り組みを着実に推進していくとともに、「茅ヶ崎市一般廃棄物ごみ処理基本計画」で予定している剪定枝の資源化や家庭ごみ有料化導入の検討を進めます。

環境審議会評価	順調に進んでいる
---------	----------

・単年度の目標値を概ね達成しており、最終的な目標の達成に向け順調に進んでいると判断できる。このまま減量化を進めて目標を達成するために、効果的と思われる取り組みは引き続き実施する必要がある。あわせて、さらなる分別の検討や分別精度の向上に向けた周知啓発など、取り組みの徹底や改善が必要である。また、発生抑制に対する具体的な取り組みが進んでいないので検討が必要である。

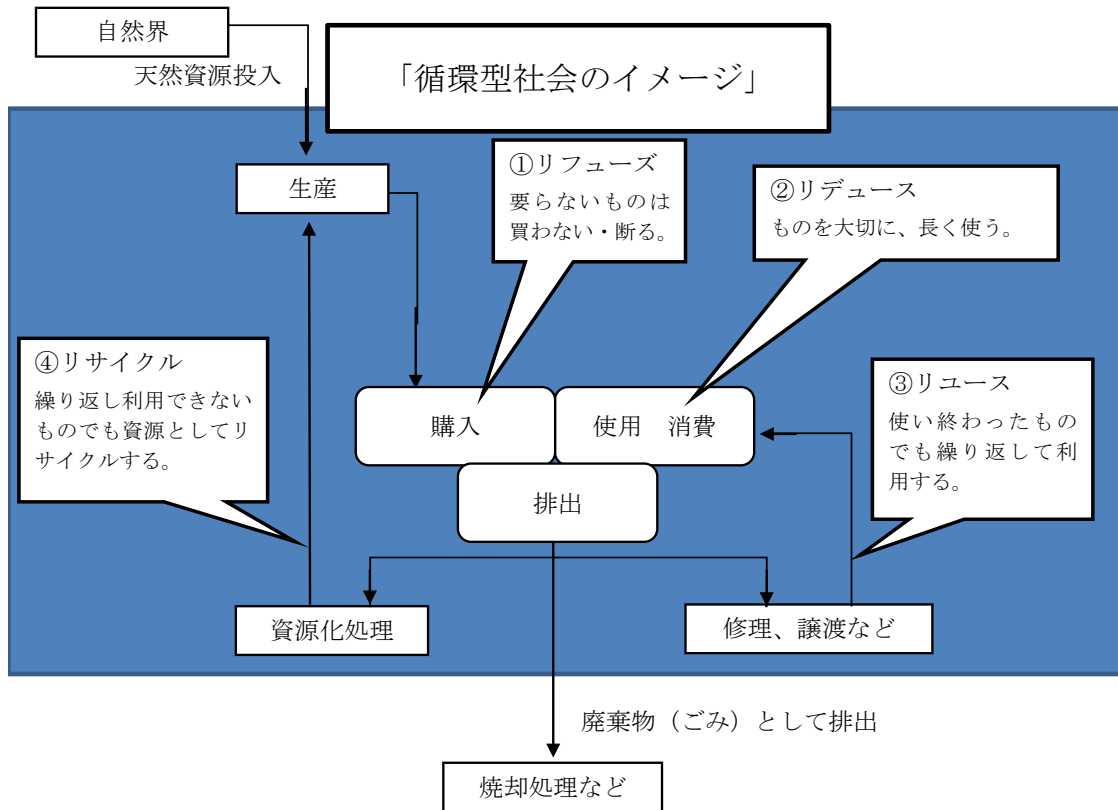


■環境審議会評価に対する市の対応

市民の方々のごみ排出削減に対するご理解、ご協力により減量化が進み、順調に推移していると考えています。引き続き、「ごみ通信ちがさき」の発行やちがさき環境フェアなどの機会を活用して、適正分別等についてわかりやすい周知啓発に努めていきます。

■目標の変更履歴（～平成26年度）

年度(平成)	変更内容
23～26	・なし



4R（①～④）の効果

- ・天然資源の消費を抑制できる。
- ・焼却処理などを要する廃棄物（ごみ）が減り、環境への負荷を抑制できる。
- ・廃棄物（ごみ）の適正な処分が確保される。

目標10

リサイクル率(※)を平成32年度(2020年度)までに34.7%にします。

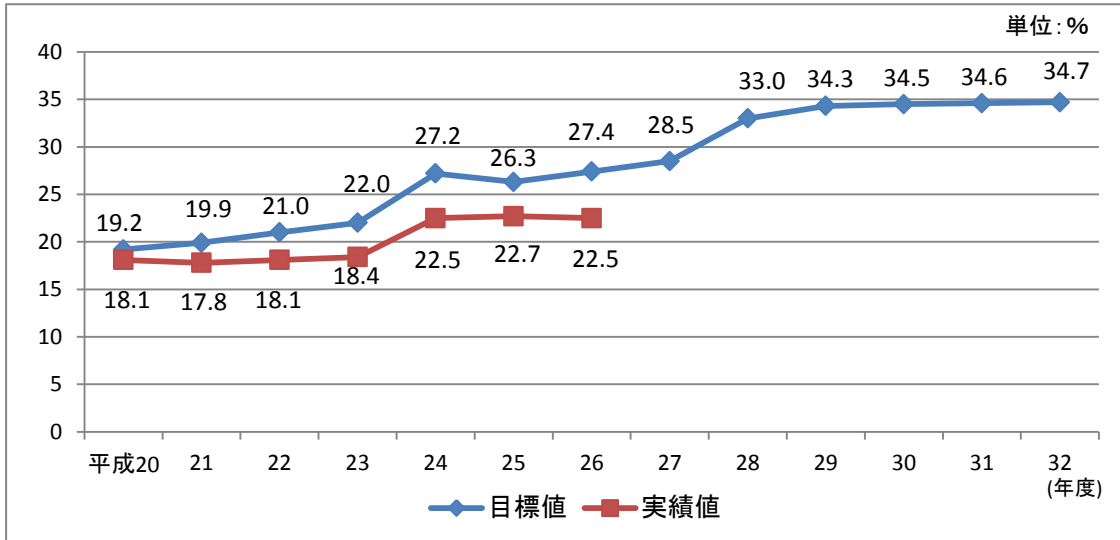
【目標担当課:資源循環課】

※ごみの排出量に占める資源物の割合。①資源ごみとして回収したもの、②収集後の選別処理により回収したもの、③焼却灰の溶融化量等をごみ排出量で除したもの。

■目標10の進捗状況

●リサイクル率の推移

平成26年度	22.5%
--------	-------



※単年度の目標値は「一般廃棄物(ごみ・生活排水)処理基本計画」によるもの。

(平成24年度までは平成20年3月策定の計画、平成25年度以降は平成25年3月に改定した計画より抜粋)

(参考)資源物排出量の推移

単位:t

	平成25年度			平成26年度			
	予測(A)	実績(B)	(A)-(B)	予測(A)	実績(B)	(A)-(B)	
びん	1,741	1,879	-138	1,753	1,855	-102	
かん	1,071	748	323	1,083	729	354	
ペットボトル	758	720	38	764	719	45	
紙	新聞チラシ	1,575	1,110	465	1,652	1,034	618
	本・雑誌・雑紙	5,160	3,794	1,366	5,406	3,703	1,703
	段ボール	2,914	2,854	60	2,962	2,867	95
	飲料用紙パック	120	72	48	129	65	64
衣類・布類	1,842	1,021	821	1,956	995	961	
プラスチック製容器包装類	2,847	2,321	526	3,050	2,247	803	
廃食用油	110	75	35	110	78	32	
金属	118	69	49	126	66	60	
小型家電	0	1	-1	0	2	-2	
合計	18,256	14,664	3,592	18,991	14,360	4,631	

■目標の進捗状況に対する中間評価(担当課および環境審議会)

担当課評価	順調でない
<ul style="list-style-type: none"> ・単年度ごとの目標を達成できていないため、「順調でない」と評価しました。 ・単年度の目標を達成できていない主な要因は、(参考)「資源物排出量の推移」から、「茅ヶ崎市一般廃棄物ごみ処理基本計画」策定時に予定していなかった小型家電を除くと、「びん」以外の全ての資源物の排出量が予測を下回っており、資源化を徹底することができなかったことが挙げられます。 ・一方で、リサイクル率は計画開始当初から4ヶ年で約4.1%上昇しています。主な要因としては、目標9と同じく平成24年度からびん・かん・ペットボトルのコンテナ収集や、プラスチック製容器包装類、廃食用油、金属類の3品目の資源物収集の対象拡大といった取り組みを行ってきた中で、自治会等のご協力のもと市民意識が向上し効果的な資源物回収が図られていることが考えられます。また、資源物置き場での環境指導員による適正排出の指導および地域住民との意見交換会を参考に、地域に合った対応の実施や様々な媒体を使った適正分別の啓発などがリサイクル率の上昇に寄与しているとも考えられます。 ・また、(参考)「資源物排出量の推移」から予測排出量を特に下回っている「本・雑誌・雑紙」や「衣類・布類」については燃やせるごみの約40%を占めていることから、これらの品目の分別を徹底するとともに、新たな分別品目として剪定枝の収集を予定通り開始することでリサイクル率のさらなる向上が見込めます。よって、今後についてもそのような資源物の排出量が増えるよう適正分別の啓発に取り組みます。 	

環境審議会評価**順調でない**

・平成26年度は、単年度目標と実績に約5%の差があり、目標を達成できていない。最終的に目標を達成するには、今後リサイクル率を約12%上昇させる必要がある。しかし、そのための効果的な施策は、今のところ打ち出されていない。早急な検討を要すると考えられる。

・また、剪定枝の資源化など、今後実施予定の取り組みがあるが、これによって目標が達成できるか、できるだけ正確に予測すべきであろう。もし達成できそうにないのであれば、やはり、どのような取り組みが必要なのか検討する必要がある。

・補足ながら、資源物排出量の予測と推移は重量ベースで算出している。それゆえ、かん・ペットボトルなどの資源物の軽量化により、リサイクル率が上がりにくくなっている。こうした事情の記載とともに、リサイクルへの協力を市民にお願いすべきではないだろうか。

**■環境審議会評価に対する市の対応**

リサイクル率上昇に向けた取り組みとして、引き続き市民の方々に資源物の適正分別について、資源物の軽量化など、より実態を踏まえた周知啓発を行います。また、剪定枝の資源化については、その費用対効果や効果的・効率的な収集のあり方を改めて精査し検討していくこととします。

■目標の変更履歴（～平成26年度）

年度(平成)	変更内容
23～26	・なし

○ごみと資源物の分別

分別作業
(寒川広域リサイクルセンター)



圧縮された かん



プラスチックへの混入物

重点施策

㊦ リフューズ(要らないものを買わない・断る)

■概要

- ・マイバッグ持参の普及に向けた取り組みを推進します。
- ・不要なレジ袋および過剰包装の辞退をはじめ、不要なものを「買わない」、「受け取らない」という生活様式が本市の文化として定着するよう啓発事業を推進します。

■平成26年度における主な取り組みと課題

ア 主な取り組み

- ・継続的な情報提供、啓発活動のほか、学校現場への積極的な情報発信など新たなリフューズ行動促進への取り組みを推進することができました。
- ・「ごみ減量・リサイクル推進店」について、直接事業者へ訪問するなど積極的な取り組みを実施した結果、新たに20店舗を認定することができ、事業者に対するごみの減量化・資源化を推進することができました。

イ 課題

- ・マイバッグ推進会議に参画していない事業者に対するマイバッグ持参の普及啓発、レジ袋辞退の取り組みの効果的な周知啓発を進めていく必要があります。

■環境審議会評価と市の対応

平成26年度の取り組みに対する環境審議会評価	B
<p>評価できる点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋削減・マイバッグ推進については、大型店2社3店舗のレジ袋有料化や、エコ・シティ茅ヶ崎マイバッグ推進会議の取り組みなどにより、一定の効果が出ていると思われる。 ・学生の協力を得て実施したアンケート調査で、市の実態が把握できたこと、さらに、将来を担う若者達の意識変化にも着眼できたことは、意義があったといえるだろう。 ・茅ヶ崎市は県内で唯一レジ袋の辞退者数が増えていることを成果として記載する必要がある。 	
<p>今後検討すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小売業者等への説明や依頼が浮き彫りになった。大型店だけでなく小売業者等のレジ袋有料化が進めば、レジ袋削減のさらなる進展が期待される。 ・リフューズの生活様式を本市の文化として定着させるとい目標に対しては、現在の取り組みでは不十分だと思われる。取り組みの追加、もしくは施策概要の見直しが求められる。文化としての定着を評価する際は、関係団体が蓄積したデータや経験を参考としたり、担当課によるアンケート調査を実施したりする必要があるのではないかと。 	



環境審議会評価に対する市の対応
<p>平成27年度中に対応・実施しているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ごみ減量・リサイクル推進店」認定店舗にリデュースへの取り組みにご協力いただけるよう、呼びかけを継続して行っています。 ・環境指導員会議を通じて、「すぐにごみになる物を買わない」、「長く使える物を買う」といった消費者行動の促進を図っています。 ・行政提案型協働推進事業として市民団体とともに行ったアンケート調査により、リフューズをはじめ4Rに対する意識の定着を検証しました。
<p>平成28年度以降に対応予定のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「エコ・シティ茅ヶ崎マイバッグ推進会議」との連携を通じたレジ袋削減、マイバッグ持参の推進を図ります。 ・レジ袋削減等のキャンペーンの実施を継続して行います。 ・環境指導員会議を通じて、「すぐにごみになる物を買わない」、「長く使える物を買う」といった消費者行動の促進を図ります。 ・行政提案型協働推進事業でのアンケート調査を踏まえ、リフューズをはじめとする4R推進に向けたさらなる意識啓発を図ります。
<p>その他</p>

平成28年度の施策展開

■具体的な取り組み内容

(1)リフューズを念頭に置いた生活様式の定着に向けた啓発事業の推進

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
マイバッグ持参の推進に向けた啓発活動	→	→	継続 予定	資源循環課
市内事業者へのレジ袋削減の協力呼びかけ	→	→		
ごみの排出に関するアンケート調査	→	→		
「ごみ通信ちがさき」の発行等を通じたごみ処理に対する意識啓発事業	→	→		

■平成28年度実施事業と予算額

事業名	当初予算案 (A)	平成27年度予算額 (B)	増減額 (A-B)	担当課
ごみ処理に対する意識啓発事業	1,448千円	1,399千円	49千円	資源循環課
環境学習事業(出前講座など)	395千円	324千円	71千円	

■重点施策の変更履歴（～平成26年度）

年度(平成)	変更内容
23～26	・なし

重点施策

㊼ リデュース(ごみの排出を抑制する)

■概要

- ・ごみの排出状況や市民活動団体等の取り組み、また「茅ヶ崎市廃棄物減量推進審議会」における協議内容を分かりやすく周知し、行動改善を促進します。
- ・ごみ処理施設の見学等をはじめ、特に子どもを対象とした学習機会の充実を図ります。
- ・事業者に対して積極的に「ごみ減量・リサイクル推進店」制度への参画を呼びかけ、簡易包装やばら売りの推進を図ります。
- ・必要に応じて可燃ごみの有料化の導入に向けて検討を行います。

■平成26年度における主な取り組みと課題

ア 主な取り組み

- ・環境事業センターと連携して事業系一般廃棄物の搬入物の調査を実施したほか、多量排出事業者に対する減量化等計画書を受理するなど、事業者のごみの排出に関する実績を確認し状況把握を行うとともに減量化に努めました。
- ・各小学校への寒川広域リサイクルセンターの啓発用DVD配付や、出前講座を行っていない小学校への直接訪問による紹介・説明などの取り組みを実施した効果として、出前講座の申し込み件数が25年度の1件から8件に増加しました。
- ・市民まつりや環境フェアなどの機会を捉えてコンポスタのさらなる周知啓発を行ったところ、前年度と比較して助成個数が38個増加の158個となりました。
- ・生ごみ処理容器1基あたりの減量期待値は、1日約540g(推定)、1年で約197kg(推定)であるため、助成した158基では、1年間で約31,126kg(推定)の減量が見込まれます。この量は、平成25年度の燃やせるごみの約0.07%にあたります。

イ 課題

- ・ごみの排出抑制について、さらなる啓発へ向けわかりやすく取り組みやすい手法を周知していく必要があります。

■環境審議会評価と市の対応

平成26年度の取り組みに対する環境審議会評価	B
<p>評価できる点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意識啓発や補助金に関する事業については、着々と進んでいる。 ・小学校を訪問して4Rの説明を行う等の方法で出前講座の件数が増加したこと、周知啓発や市の補助により生ごみ処理容器等の利用者が順調に増えていることは評価できる。 	
<p>今後検討すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・限界が見えつつある施策については、改善や新施策への転換を進められるかが課題といえそうである。さらに、周知啓発だけでなく、技術やシステムの活用によるリデュースをますます促進させる必要もあるだろう。 ・施策の検討経過、取り組み成果については、より積極的に表記すべきである。例えば、ごみ減量・リサイクル推進店へのアンケート調査、事業者への聞き取り結果、家庭ごみ有料化の検討の記載が該当する。 	



環境審議会評価に対する市の対応
<p>平成27年度中に対応・実施しているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理容器の販売、家庭用生ごみ処理機購入への補助に継続して取り組んでいます。 ・「ごみ減量・リサイクル推進店」未認定店舗への直接訪問等により、認定店舗の増加を図っています。
<p>平成28年度以降に対応予定のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理容器の販売、家庭用生ごみ処理機の購入補助を継続実施します。また、補助活ユーザーへのアンケート等を実施し、利用者の満足度などを把握する中で今後の展開を検討していきます。 ・「ごみ減量・リサイクル推進店」の認定店舗や「エコ・シティ茅ヶ崎マイバッグ推進会議」を活用した各種取り組みにより、ごみ排出抑制の啓発活動を継続します。
<p>その他</p>

平成28年度の施策展開

■具体的な取り組み内容

(1)ごみの排出状況や市民活動団体等の取り組み内容の周知と行動改善の促進

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
生ごみ処理容器、家庭用電動式生ごみ処理機の普及啓発、購入補助	→	→	継続 予定	資源循環課
学校給食残さ堆肥化事業	→	→		
「ごみ通信ちがさき」の発行等を通じたごみ処理に対する意識啓発	→	→		

(2)子どもを中心とした学習機会の充実

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
出前授業や学習会とアンケート調査の実施(学校、自治会などを対象)	→	→	継続 予定	資源循環課
「パッカー君のごみ探検」の配付	→	→		
ごみ処理施設見学	→	→		

(3)事業者に対するごみ減量化に向けた取り組み

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
ごみ減量・リサイクル推進店を活用したキャンペーン	→	→	継続 予定	資源循環課
ごみ減量・リサイクル推進店の周知と加入促進	→	→		
事業者100社への聞き取り調査	→	→		
事業系一般廃棄物の搬入物調査	→	→		
多量排出事業者へのごみ減量に向けた啓発・指導	→	→		

■平成28年度実施事業と予算額

事業名	当初予算案 (A)	平成27年度予算額 (B)	増減額 (A-B)	担当課
生ごみ処理容器、電動式生ごみ処理機補助事業	2,386千円	2,848千円	▲462千円	資源循環課
ごみ処理に対する意識啓発事業(再掲)	1,448千円	1,399千円	49千円	
環境学習事業(出前授業など)(再掲)	395千円	324千円	71千円	

■重点施策の変更履歴(～平成26年度)

年度(平成)	変更内容
23～26	・なし



出前授業
(浜須賀小学校)



生ごみ処理容器(地上式)
土中の微生物等の働きにより
生ごみを堆肥に変換します。

重点施策 **㊸ リユース(繰り返し使う)**

■概要

- ・家庭用品の再利用を促進するため、各種制度や取り組みの運営推進に努めます。
- ・リサイクルショップやリターナブルびん取扱店、リペアショップなどの情報を市内のリサイクル推進店情報に集約し、市民・事業者に発信することで資源の有効活用とごみの減量化を図ります。

■平成26年度における主な取り組みと課題

ア 主な取り組み

- ・ごみとして捨てられた再使用可能な大型ごみを修理・補修しリユース家具として市民へ366品提供したことで、ごみの減量を図ることができました。
- ・不用品登録制度により136件の不用品が必要としている方に渡り、リユースを推進することができました。

イ 課題

- ・企業などと連携し、一層のリユースを進める必要があります。

■環境審議会評価と市の対応

平成26年度の取り組みに対する環境審議会評価	C
評価できる点	
<ul style="list-style-type: none"> ・周知啓発による成果がある程度出ている。 ・市ができる範囲のことは着実に実行されている。 	
今後検討すべき課題	
<ul style="list-style-type: none"> ・残念ながら、「事業名」と「取り組み結果」について、他の重点施策との重複が散見される。リユースに関わる取り組みを把握しやすいように、記載を工夫するべきである。 ・企業との連携や情報提供に対する記載も不足している。リユース事業の成否は、リユース品の引き取り手や次の使用者の意向に左右される。そのため推進は難しいだろうが、成功への具体的な仕組みを考えるタイミングでもあるだろう。加えて、リサイクルショップの市内定着などに対する支援や対策も検討してはどうか。 ・審議会からの情報提供や指摘に対する取り組みがあった場合は、たとえ経過であっても記載してほしい。 	



環境審議会評価に対する市の対応
平成27年度中に対応・実施しているもの
<ul style="list-style-type: none"> ・不用品登録制度を継続して運用し、ごみの排出抑制につなげています。本制度については、市民の方々への周知啓発として広報紙、ホームページに掲載することで最新の登録情報を提供しています。また、登録についても消費生活センター窓口だけでなく公共施設での受付やメールでの登録を可能としました。 ・「ごみ通信ちがさき」での各種取り組み紹介、周知活動などを継続します。 ・協働推進事業「リユースを中心とした4R促進事業」において環境事業センター、市民相談課との3課連携のもと「なんでも夜市」に出店し、4Rについての周知啓発に努めました。 ・市立梅田小学校の6年生及び担当教員、ブックオフコーポレーション株式会社のご協力のもと、「ちがさき環境フェア2015」において古本回収プロジェクト(FKP)を実施しました。買い取っていただいた金額は6,730円に上り、太陽光発電設備普及啓発基金と緑のまちづくり基金に寄付していただきました。取り組んだ児童からは「準備は自分達だけでなく、下級生にも手伝ってもらいみんなで進めた。当日は来場者に上手く説明できないこともあり、接客の難しさを実感したが、今回の活動で色々な経験が出来てよかった」との感想もあり、教育の場としても有意義なものとなりました。
平成28年度以降に対応予定のもの
<ul style="list-style-type: none"> ・大型ごみとして出された家具を修理し、再利用可能な状態にして希望者に引き渡す取り組みを継続し、ごみの排出抑制に努めます。 ・「ごみ減量・リサイクル推進店」未加入のリサイクルショップ等に対し、加入促進を図ります。
その他

平成28年度の施策展開

■具体的な取り組み内容

(1) 家庭用品の再利用促進、各種制度や取り組みの運営推進

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
再使用可能な大型ごみを修理・補修しリユース家具として提供	→	→	継続 予定	環境事業 センター
不用品登録制度(不用品バンク)の周知と推進	→	→		市民相談課
市民協働によるリユースの取り組み		→		資源循環課 (環境事業 センター) (市民相談課)
「パッカー君のごみ探検」の配付	→	→	継続 予定	資源循環課
ごみ処理施設見学の実施	→	→		
出前授業や学習会とアンケート調査の実施(学校、自治会などを対象)	→	→		

(2) リユースについての情報集約・発信

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
「ごみ通信ちがさき」の発行等を通じたごみ処理に対する意識啓発	→	→	継続 予定	資源循環課
リサイクル市やフリーマーケット等でのリサイクル展示品の展示、4Rの啓発等の提供を目的とした取り組み	→	→		
ごみ減量・リサイクル推進店を活用したキャンペーン	→	→		
ごみ減量・リサイクル推進店の周知	→	→		

■平成28年度実施事業と予算額

事業名	当初予算案 (A)	平成27年度予算額 (B)	増減額 (A-B)	担当課
ごみ処理に対する意識啓発事業(再掲)	1,448千円	1,399千円	49千円	資源循環課
環境学習事業(出前講座など)(再掲)	395千円	324千円	71千円	

■重点施策の変更履歴(～平成26年度)

年度(平成)	変更内容
23～26	・なし



ちがさき環境フェア2015
古本回収プロジェクト(FKP)

梅田小学校運営委員による古本リユース活動。会場で集めた古本をブックオフコーポレーション(株)に買い取ってもらい、その売却益を環境に関する基金に寄附していただきました。

重点施策

㊦ リサイクル(資源として再生利用する)

■ 概要

- ・資源物における分別品目の拡充を図ります。
- ・食品残さの循環についてより身近に意識してもらえるよう、市民農園や家庭菜園を対象にコンポスト設置と利用を啓発し、実施可能な資源化施策の推進を図ります。
- ・バイオガス化の検討を行います。

■ 平成26年度における主な取り組みと課題

ア 主な取り組み

- ・使用済小型家電回収事業については、前年度の15拠点から23拠点に増設し、ホームページやチラシによる周知啓発のほか、コミュニティバス内のデジタルサイネージを活用した新たな取り組みを実施しました。
- ・市広報番組「ハーモニアスちがさき」で寒川広域リサイクルセンターの施設紹介を行い、併せて適正分別の取り組みについて周知啓発しました(寒川町と連携して実施)。
- ・給食残さ堆肥化事業については農業者団体の方々に担っていただいております。時間的余裕がないこと、メンバーの高齢化による体力低下等により、前年と同様の活動(多品目生産)が困難になったことなどの問題を抱えつつも、作目をさつまいもに限定するなど工夫を施し事業を継続することができました。

イ 課題

- ・古紙や雑紙、布類などは未だに燃えるごみに多く含まれており、一手間でできる取り組みややすいリサイクル推進のメニューであることから、よりわかりやすい周知啓発の手法について引き続き検討していく必要があります。
- ・剪定枝の資源化について予定どおり平成28年度開始を目指し、さらなるリサイクルの推進を図る必要があります。
- ・農業者の高齢化による担い手不足や体力低下が顕著であり、営農活動に加えてリサイクル活動を担っていただくことが農業者への負担になっています。

■ 環境審議会評価と市の対応

平成26年度の取り組みに対する環境審議会評価	B
<p>評価できる点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各取り組みが着実に実行され、順調に進展している。 ・周知啓発の取り組みについても多岐にわたり行われており、良好であると判断される。 	
<p>今後検討すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の4Rの施策と同じく、「事業名」と「取り組み結果」について、他の重点施策との重複が散見される。同様の取り組みについては整理集約するなど、読み手の市民に配慮した記載をすべきである。 ・ここでも剪定枝の資源化などがあげられているが、重要な取り組みについては、途中経過であっても構わないので記載してほしい。 	



環境審議会評価に対する市の対応
<p>平成27年度中に対応・実施しているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済小型家電の収集について、4月からハマミーナ出張所、松浪コミュニティセンターへ、10月から香川駅前出張所へ新たに回収ボックスを設置しました。 ・不適正排出の例を「ごみ通信ちがさき」(平成27年秋号)に掲載し、適正排出への啓発に努めました。
<p>平成28年度以降に対応予定のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源物の適正分別のための情報提供や、環境指導員による集積場所での適正排出の指導を継続します。 ・平成25年10月から実施している「使用済小型家電の収集」について、継続して実施します。 ・食品残さの資源化に関して、家庭菜園利用者の受付時におけるコンポスト利用啓発の周知PRを継続実施します。 ・水銀汚染防止法等関係法令の公布に伴い、蛍光管等の水銀廃棄物の適正回収に向けた取り組みを平成28年度から実施します。
<p>その他</p>

施策の柱3.2 地域資源を活かす地産地消の推進

目標11

地元農畜水産物を取り扱う店舗を、平成32年度(2020年度)までに90店舗にします。

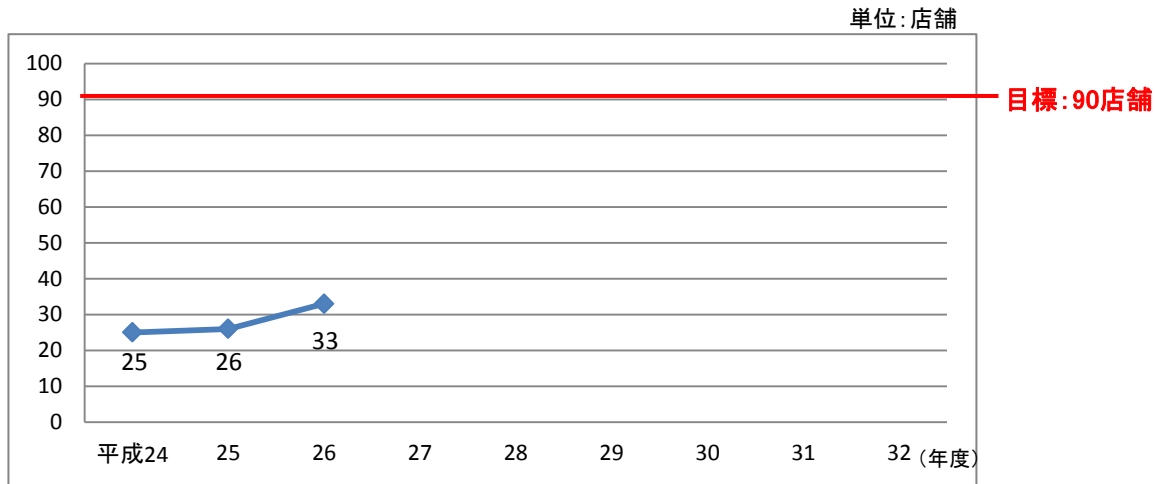
【目標担当課:農業水産課】

(目標再設定時(平成24年度):223店舗(内訳:青果商27店舗、鮮魚店15店舗、一般飲食店181店舗))

■目標11の進捗状況

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
店舗数	25店舗	26店舗	33店舗

※「茅産茅消応援団」事業への参加店舗数を数えています。



■目標の進捗状況に対する中間評価(担当課および環境審議会)

担当課評価	順調に進んでいる
<p>・茅ヶ崎市青果商組合加入店舗を中心とした「茅産茅消応援団」事業への参加店舗は着実に増加しています。平成25年度には市内唯一の市場である丸大魚市場に参画していただきました。また、平成26年度には丸大魚市場にご協力いただき、魚商組合を通して新たに9店舗に参画していただきました。青果商組合に加入する2店舗が廃業となったことから、合計で33店舗が参画しています。</p> <p>・目標達成に大きく関係する機関のうち、すでに青果商組合と魚商組合にはご協力いただき、市内の八百屋さんや魚屋さんなどに加入していただいております。残る飲食店組合には多数の店舗が加入しているため、飲食店組合にご協力いただければ、平成32年度までには目標を達成できると思われ、すでに協力要請および調整を継続して行っていることから「順調に進んでいる」と評価しました。</p>	

環境審議会評価	順調に進んでいる
記載のとおり順調と判断できる。	



■環境審議会評価に対する市の対応

引き続き一步一步前に進めるよう、実行していきます。

■目標の変更履歴(～平成26年度)

年度(平成)	変更内容
24	・目標11は、当初「生産者直売施設の数と登録している農業者数を、平成32年度(2020年度)までに4施設・60人に増やします。」としていましたが、生産者の直売所登録数が減少傾向にあり、実態に合っていないことから、平成25年度より「地元農畜水産物を取り扱う店舗を、平成32年度(2020年度)までに90店舗にします。」と変更しました。

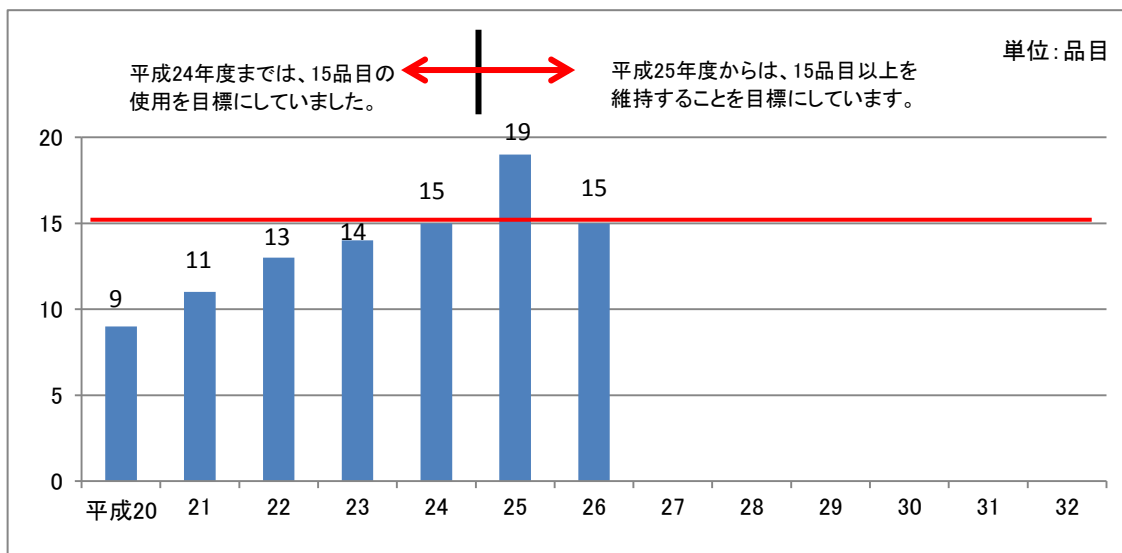
目標12

学校給食における地場産農水産物の使用品目数について、平成32年度(2020年度)まで15品目以上を維持します。

【目標担当課:学務課】

■目標12の進捗状況

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
店舗数	9品目	11品目	13品目	14品目	15品目	19品目	15品目



■目標の進捗状況に対する中間評価(担当課および環境審議会)

担当課評価	順調に進んでいる
<ul style="list-style-type: none"> ・小学校給食においては青果市場、生産者、青果商組合のご協力により、茅ヶ崎産野菜が市場に出された場合には優先的に給食用として納品していただいています。また、「茅ヶ崎カレー」など地場産野菜を使用することをあらかじめ決めている場合には、市場と生産者のご協力により必要な野菜の量と時期に合わせた生産量の調整などもお願いしています。 ・平成26年度については、野菜14品目に加え、水産物としてしらすを使用し15品目の地場産使用を維持しています。平成25年度よりも品目が減った要因は、えぼしワカメの生育不良により給食に使用できる量が確保できなかったことに加え、茅ヶ崎産の収穫時期とタイミングが合わずに枝豆、かぶ、里芋などが使用できなかったこと、また、生産者の高齢化などにより手間のかかる空豆などの生産量が著しく少なくなり、給食にご提供いただくことが困難となってきたことなどが要因となっています。市内における生産量が多いほうれん草、小松菜、トマトについては、それぞれ約85%、60%、65%程度の地場産使用率であり、決して大産地ではない茅ヶ崎の農業の状況を考えた場合、給食での地場産物使用率は十分に高いものと考えられます。 ・すでに小学校給食に地場産農水産物をできる限り使用できるよう関係者からの多大なご協力をいただいております。今後も最大限ご提供いただける体制が整っているため、「順調に進んでいる」と評価しました。 	

環境審議会評価	順調に進んでいる
<ul style="list-style-type: none"> ・目標値に到達しており、順調に進んでいると判断できる。ぜひ品目数の維持を図ってほしい。また、以前に分科会から指摘があった保育園での取り組みや、今年度載せることができなかった取り組みについても、ぜひ掲載して紹介してほしい。 	



■環境審議会評価に対する市の対応

<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食での地場産農水産物の使用については、今後も生産者、青果市場、青果商組合との協力により15品目を維持するとともに、茅ヶ崎の農水産物の生産時期に合わせた献立づくりなどを推進してまいります。

■目標の変更履歴(～平成26年度)

年度(平成)	変更内容
25	<ul style="list-style-type: none"> ・目標12は、当初「学校給食における地場産農水産物の使用品目数を、平成32年度(2020年度)までに15品目に増やします。」としていましたが、平成26年度時点において目標を達成していることから、平成26年度より「学校給食における地場産農水産物の使用品目数について、平成32年度(2020年度)まで15品目以上を維持します。」と変更しています。

目標13

環境に配慮した農業に取り組む農業者や協力者を増やします。
【目標担当課:農業水産課】

■目標13の進捗状況

●環境保全型農業直接支援対策事業対象農家数

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
件数	1件	2件	2件	2件

●エコファーマー認定生産者数

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人数	3名	3名	3名	3名

■目標の進捗状況に対する中間評価（担当課および環境審議会）

担当課評価	順調でない
<p>・環境保全型農業直接支援対策事業対象農家数については、平成24年度に1名増加した後、増減はありませんでした。また、エコファーマー認定生産者数については、対象者の入れ替えはあるものの同数で推移しております。</p> <p>・環境保全型農業に関する法制度の改正により生産者が国からの支援等を受けにくくなることから、今後も大幅な対象者数の増加は期待できず、目標の進捗に対しては「順調でない」と判断しました。</p>	

環境審議会評価	順調でない
<p>・対象農家数が増えていないことから、「順調でない」という評価は妥当と考える。</p>	

■環境審議会評価に対する市の対応

<p>・環境保全型農業直接支援対策事業対象農家数については、国の制度改正によって本事業の対象が個人から団体となったことにより、これまでの対象者が制度対象外になるとともに、今後も対象団体が現れる可能性は低いと考えられます。</p> <p>・エコファーマーの認定については県が行っている事業ですが、メリットが希薄であることから認定者の増加があまり期待できない指標となっています。</p> <p>・環境に配慮した農業は、経済活動の側面からは、例えば無農薬栽培など手間をかけながら付加価値をつけて有利販売を行う一つの方法であると考えていますが、一方で無農薬栽培には周囲の農地への弊害についての声が上がっており、JAとしては営農指導の一環として農薬の適正使用についての指導を精力的に実施しております。また、市内の多くの農業者は、安全で安心、良質な野菜を供給するために、最低限の農薬と資材等を使用する減農薬による慣行農法での栽培を主としており、本目標及び数値目標として、農業振興、農地保全にからめて評価するということに苦慮しています。</p>

■目標の変更履歴（～平成26年度）

年度(平成)	変更内容
23～26	・なし

ちょっと一息♪えぼし麻呂の
環境スナッフショット



茅ヶ崎で地産地消!

市内で行われている地産地消の魅力的な取り組みを一部ご紹介します!

○海辺の朝市

毎週土曜日に茅ヶ崎公園で開催。市内の農家さんが作った野菜・花などを直接買うことができる朝市です。朝早くから多くの方で賑わっています。



○買い物ツアー

市内で採れた農水産物を、皆さんに楽しく味わっていただくイベントです。
マイクロバスに乗って市内農家や魚市場等を巡回し、生産者の皆さんからお話を聞きながら新鮮な農水産物を購入することができます。



重点施策 **㊦ 地産地消の推進**

■ 概要

- ・学校給食における地場産食材を使ったメニューの開発や、小売業、生産者との連携による地産地消の推進を図ります。
- ・市内における地産地消の取り組みや方法を市民や事業者幅広く紹介し、地場産農水産物・加工品の利用を促進します。
- ・関係機関と協力し、直売所などの生産者と地域住民が交流しながら地場産農水産物・加工品を販売する場の拡充を進めます。

■ 平成26年度における主な取り組みと課題

ア 主な取り組み

- ・各種品評会等を通じて地場産の魅力を生市内消費者に知っていただくとともに、消費者に素晴らしい出品物を見ていただき、現地で即売を併せて実施することでさらなる魅力を知っていただきました。また、市内消費者に地場産の花の魅力を知っていただきました。
- ・朝市の活動については、ロコミでの広がりもあって年々来場者が増加し、毎週土曜日は大盛況な状況となっています。
- ・学校給食での地場産物の使用率は、茅ヶ崎の農業の状況から考えて十分に高いものであると考えられます。今後も維持・継続できるよう関係者との情報交換を強化しています。

イ 課題

- ・市内全体の地産地消の取り組みを考える場合、給食だけにこれ以上の茅ヶ崎産食材を使用することは、生産者、市場等にも多大な負担となり、決して本来の目的に沿うものではないと思われれます。給食での地産地消は、茅ヶ崎の農業のあり方に寄り添うものであり、今後は茅ヶ崎の農業がどのような方向を目指すかについて、検討と取り組みが求められていると考えます。

■ 環境審議会評価と市の対応

平成26年度の取り組みに対する環境審議会評価	B
<p>評価できる点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策の概要にある内容については概ね順調に進んでいる。 ・地産地消を実践する機会を市民へ提供しており、朝市などをはじめとする魅力の伝達についても、単年度の取り組みとしては進んでいると考えられる。 	
<p>今後検討すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地産地消は、経済活動としての農業と環境対応とのバランスをどのように取るかによって、施策展開の方針が大きく変わるはずである。そこで、農業政策と環境政策との関連を、報告書に明確に書く必要があるだろう。また、消費面だけでなく、生産面での取り組みの充実、施策周知のさらなる展開・工夫も期待されるところである。 ・計画の見直しの際には、資源循環型社会の構築のための地産地消という観点から、より具体的な施策を再検討すべきではないだろうか。 	



環境審議会評価に対する市の対応
<p>平成27年度中に対応・実施しているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地産地消推進のための各種イベント、事業の実施及びPR活動を展開しています。 ・茅ヶ崎青果商組合などにご協力をいただき、収穫量や使用量等を考慮し、保育園給食の中でできる限り使用しています。 ・学校給食における地場産食材の収穫時期に合わせた献立の作成と、小売業、生産者との連携による地産地消の推進を図っています。 ・環境政策課と連携し、市民活動団体が作った黒米を仕入れ学校給食で提供しました。 ・給食の献立作成にあたる栄養士が茅ヶ崎の農水産業について学ぶ機会を設けています。 ・生産面について、農業者等への支援を行っています(重点施策⑭「農業支援による農地の保全・再生」参照)。
<p>平成28年度以降に対応予定のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地産地消推進のための各種イベント、事業の実施及びPR活動を引き続き展開します。 ・引き続き保育園給食における地産地消の取り組みを進めていきます。 ・栄養士が市内の農水産業について理解を深めるための機会を今後も設けます。
<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地産地消は、いくら生産しても売れなければ推進が図れないため、消費者に地場農水産物を手に取っていただける機会を提供し、より売れるようになるために消費者に訴えかけ、生産者や関係団体等に協力を呼びかけ、実践する取り組みとして、事業を展開しているところです。

平成28年度の施策展開

■具体的な取り組み内容

(1) 学校給食における小売業者、生産者との連携による地産地消の推進

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
15品目の地場産野菜と水産物(わかめ)の継続的な使用 (小松菜、ほうれん草は65%以上の地場産使用率を保つ)	→	→	継続 予定	学務課
全校共通による地場産食材を使用した献立の提供	→	→		
茅ヶ崎産新米を使った給食を提供(計5トン使用、全小学校において5回実施)	→	→		
児童や保護者への地場野菜使用の周知	→	→		
栄養士による茅ヶ崎の農業についての学習、生産者・市場等との連絡調整	→	→		
保育園給食における地場産野菜などの使用	→	→		保育課

(2) 市内における地産地消の取り組み、方法等の紹介と、地場産農水産物・加工品の利用促進

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
のぼり旗等による地産地消の周知PR	→	→	継続 予定	農業水産課
市内飲食店組合に対する茅産茅消応援団への参画呼びかけ	→	→		
災害備蓄食糧おかゆの活用	→	→		
わいわい市の活用	→	→		

(3) 生産者と地域住民との交流、地場産農水産物・加工品を販売する機会の拡充

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
買い物ツアー、各種品評会、展覧会、園芸講習会などを通じた地産地消の推進	→	→	継続 予定	農業水産課
農業者による朝市の開催支援	→	→		

■平成28年度実施事業と予算額

事業名	当初予算案 (A)	平成27年度予算額 (B)	増減額 (A-B)	担当課
地産地消推進事業費	20,820千円	24,262千円	▲3,442千円	農業水産課

■重点施策の変更履歴(～平成26年度)

年度(平成)	変更内容
23～26	・なし

重点施策 **②6 環境に配慮した農業の普及啓発**

■概要

- ・環境保全型農業に関する技術や事例等の情報提供を行います。
- ・有機栽培や減農薬栽培などに取り組む農業者への補助等を実施します。
- ・生物の生育・生息環境の確保や水質浄化の観点から効果的とされる水田の冬期湛水について、試験的な導入を視野に検討を行います。

■平成26年度における主な取り組みと課題

ア 主な取り組み

- ・市内の農業者団体や市畜産会の方々のご尽力により、地域への農業、畜産業への理解を学校を通じて子どもたちに広める活動が繰り返られています。市内の農業、畜産業が厳しい状況に置かれていることは事実ですが、一人でも多くの方に地場産の素晴らしさや、畜産堆肥を用いながら畑でできた野菜などを食べることで、循環型農業が実現していることを知っていただけたものと考えます。
- ・緑肥事業については、耕運機ですき込む時に絡むといったマイナス面があること、あるいは昨年台風18号による小出川の氾濫により流失したといった報告を一部農家の方からいただいているものの、景観形成や化学肥料に代わり地力を高めるといった魅力や効果を感じて使用していただいている農家の方が多くいらっしゃいます。

イ 課題

- ・平成24年度から冬期湛水を試験的に実施していますが、農業面、環境面での特出すべき効果は出ていません。また、水を溜めるためのポンプリース代や電気代が年間約84,000円かかり、米による収入は多く見積もっても約20,000円程度なので経済的損失が大きくなっています。市内には水を溜めるために費用がかからない場所がなく、仮に冬期湛水による効果が出たとしても現実的に普及は難しいと考えます。平成26年度の成果により、今後普及や試験的实施を継続するか最終的に判断する必要があります。
- ・レンゲ草種子の価格が年々高騰しており、事業を継続するには工夫が必要となります。

■環境審議会評価と市の対応

平成26年度の取り組みに対する環境審議会評価	C
評価できる点	
・施策の概要とその内容は理解しうるものであり、単年度の取り組みとしては概ね良好に進んでいると思われる。	
今後検討すべき課題	
・現下の最大の課題は、施策推進のために何をやるべきか整理することだろう。特に、経済面での成果の予測を踏まえた施策の提案と、その実際の成果の確認を求めたい。 ・経済的側面がないがしろにされると、本施策はうまく進まないはずである。したがって、十分な成果がでなかった場合は、すぐに方向転換を図るべきではないか。 ・普及事業であることから、成果を測るのは難しいといえる。そこで、見直しを行うとしたらどのようなタイミングが適切か、ここで具体的に検討してはどうだろうか。また、結果として事業を中止する場合は、誰もが納得しうる根拠を示しながら、施策に限界が来ていることをわかりやすく説明する必要があるだろう。	



環境審議会評価に対する市の対応
平成27年度中に対応・実施しているもの
・市内の農業者団体や市畜産会の方々により、学校を通じて子どもたちに地域の農業、畜産業への理解を広める活動がなされており、その活動の支援を行っています。 ・減化学肥料が期待できる緑肥への活用の観点から、水田耕作者へのレンゲ草の配布を継続しています。 ・環境に配慮した農法に対する支援を継続しています。
平成28年度以降に対応予定のもの
・市内の農業者団体や市畜産会の方々による、学校を通じた地域での活動を継続支援します。 ・水田耕作者へのレンゲ草の配布を継続します。
その他
・安全で安心な農畜水産物を供給する点からは、適正な農薬使用により害虫被害を防ぎ、病気の蔓延を防止することはとても大切なこととなります。慣行農法から減農薬栽培、無農薬栽培や自然栽培等、市内では様々な形で農業が営まれています。特に軒先販売やわいわい市等の直売や、JA、市場へ出荷している方々は、流通業者や消費者の信用を失えば販路を絶たれることになるため、良質な野菜を生産できるよう日々研究を重ね、自然や病虫害、有害鳥獣類と闘い、雑草と格闘しながら農業を行っているのが現実です。無農薬等の栽培方法は、それぞれの農業者が他の農業者との差別化や付加価値を付け、有利販売を行えるよう行う農法の一つであり、そこに価値を見出した消費者が購入し、信用を得ていくものであると考えます。効率化とは相反する手間のかかる農法であり、経済活動との両立という観点からは実践が現実的でない場合もありますので、今後は経済活動としての農業を妨げない形で環境配慮を併せて考えていきたいと考えます。

平成28年度の施策展開

■具体的な取り組み内容

(1)環境保全型農業に関する技術や事例等の情報提供

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
市内小学校の給食残さをたい肥化して栽培した野菜を市内小学校3校へ提供(うち1校で給食時に周知PR)	→		継続 予定	農業水産課
生産組合長回覧等を通じた環境保全型農業直接支援対策事業の周知	→			
市内小学校への堆肥の提供で畜産および堆肥、循環型農業の学習機会の提供(1校で実施)	→			
農薬低減や土壌改良などへの支援	→			

(2)水田の冬期湛水についての試験的導入

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
冬期湛水の試験的实施・調査	→	平成27年度末で 試験的事業を終了		農業水産課 景観みどり課

■平成28年度実施事業と予算額

事業名	当初予算案 (A)	平成27年度予算額 (B)	増減額 (A-B)	担当課
環境保全型農業直接支援対策補助金	200千円	400千円	▲200千円	農業水産課

■重点施策の変更履歴(～平成26年度)

年度(平成)	変更内容
23～26	・なし

テーマ4 低炭素社会の構築

施策の柱4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進

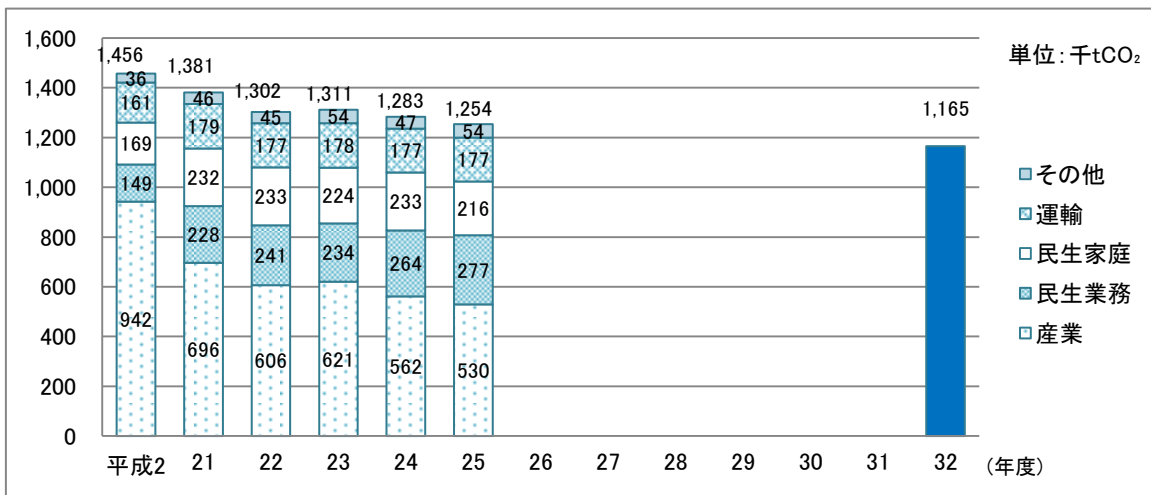
目標14

市域のCO₂排出量を平成32年度(2020年度)までに約1,165千tCO₂(平成2年度(1990年度)の80%)にします。(平成2年度排出量:1,456千tCO₂)

【目標担当課:環境政策課】

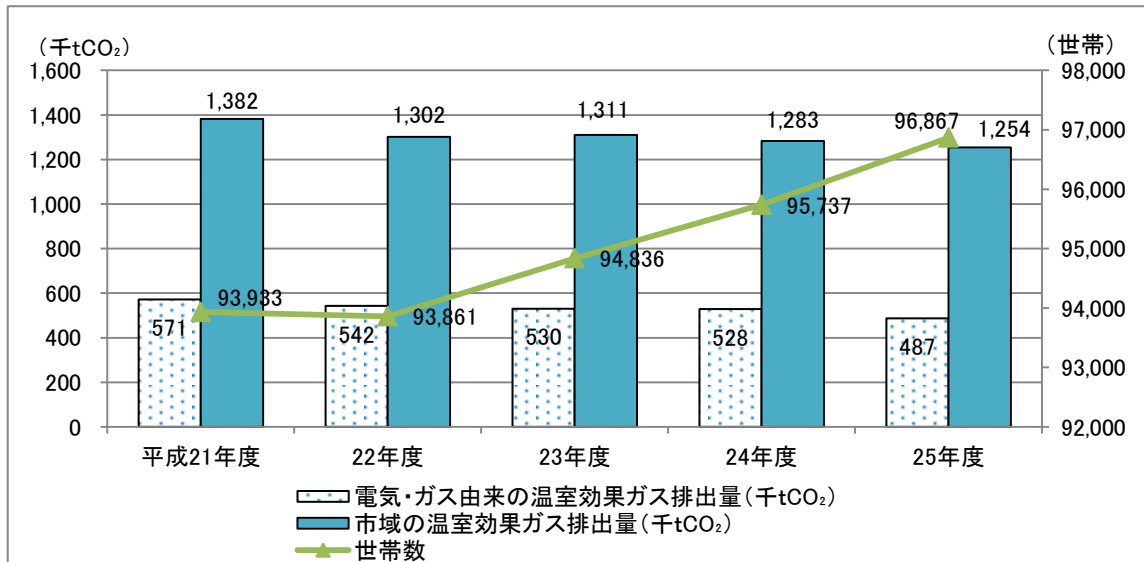
■目標14の進捗状況

	基準値 (平成2年度時点)	目標値 (平成32年度)	現状値 (平成25年度暫定値)
市域のCO ₂ 排出量 (基準値との比較)	1,456千tCO ₂ (100%)	1,165千tCO ₂ (80%)	1,254千tCO ₂ (約86%)



※電気の排出係数は、環境省発表の平成21年度実排出係数(0.000384)を使用し算出しています。
 ※市域の二酸化炭素(CO₂)排出量は「都道府県別エネルギー消費統計」(資源エネルギー庁より公表)を基に算出しており、この統計データの最新年度が平成25年度のものとなることから、市域のCO₂排出量データの最新年度も平成25年度となります。

(参考) 電気・都市ガス由来の温室効果ガス排出量



■目標の進捗状況に対する中間評価（担当課および環境審議会）

担当課評価	順調に進んでいる
<p>市域の二酸化炭素(CO₂)排出量の変化について、72ページの市域のCO₂排出量の推移を示すグラフより、平成24年度は産業部門が基準年度比40%減、民生業務部門が同比77%増、民生家庭部門が同比38%増となっています。また、その他および運輸部門はほぼ横ばいとなっています。民生業務部門の増加要因としては、産業構造の変化による第3次産業の増加をはじめ、対象事業所数の増加(基準年度比5%増)などが挙げられます。民生家庭部門については世帯数の増加が一因として考えられます(基準年度比43%増)が、1世帯あたりの温室効果ガス排出量は微減となっており、市民の方々による省エネ行動の実践や工夫が行われている様子が見て取れます。</p> <p>環境基本計画(2011年版)運用開始前の平成22年度と平成24年度を比較すると、2年間で19千tCO₂、約1.3%の削減となっています。今後も同じペースで削減できると仮定すると目標年度である平成32年度には1,207千tCO₂となるため、目標を達成できない計算になります。削減率が伸び悩んだ原因の一つとしては、東日本大震災の影響に伴って平成23年度から原子力発電所が順次停止(平成24年度には全て停止)し、火力発電の稼働率が上がったことにより化石燃料の消費量が増加したことや、景気動向の改善により消費行動が活発化したことなどが主な原因と考えられます。</p> <p>一方で、市域における実消費量に基づいた参考グラフ「電気・都市ガス由来の温室効果ガス排出量」より、世帯数が増加している中で電気、都市ガスに由来する温室効果ガス排出量は順調に削減されており、市民・事業者の努力が目に見える形で現れています。市民・事業者の環境に対する意識が確実に向上しており、目標達成に向けて今後も取り組みの維持、発展が十分期待できることを踏まえ、評価は「順調に進んでいる」としました。</p> <p>CO₂排出量は社会情勢の変化、気候変動など様々な要因によって大きく変動することが考えられるため、今後も動向を注視していく必要があります。市としては最終的な目標達成のために市民や事業者の省エネなどに対する意識向上、省エネ機器等への導入支援、環境配慮への率先行動、事務事業におけるエネルギー使用量の削減など、市民、事業者への支援および一事業者として取り組めることを着実に推進していく必要があります。</p> <p>※温室効果ガス排出量推移の更新について 平成27年12月に温室効果ガス排出量算出に必要な「都道府県別エネルギー消費統計」が発表されたことにより、最新年度となる平成25年度の排出量をグラフ及び「(参考)電気・都市ガス由来の温室効果ガス排出量」に追記しました。</p> <p>排出量の推移について、産業部門が基準年度比44%減、民生業務部門が同比86%増、民生家庭部門が同比28%増、運輸部門が同比10%増、その他が同比50%増となっています。</p> <p>民生業務部門の増加要因としては、事業所数の増加に応じたエネルギー使用量の増加が挙げられ、中でも電力は基準年度比2倍、都市ガスは6倍の消費量となっています。</p>	

環境審議会評価	順調に進んでいる
<p>実データを把握できている平成24年度までは順調といえる。しかし、平成25年度以降はデータが無いため「評価不能」とする。</p> <p>「地球温暖化対策実行計画」の進行管理上、データが2年遅れて算出されるのはやむを得ず、現時点では使用すべきデータを別のものに変更することもできない。このような事情にあって、次善の策として、より実状に近い市内のデータが示されており、これまでは困難であった実際の状況の把握と公表が実現したことは評価できる。</p> <p>報告内容から、産業部門の排出量が削減される一方、家庭・業務の民生両部門の排出量が増加している。この要因を早急に分析し、具体的な対応・対策を推進していただくことを期待する。</p>	



■環境審議会評価に対する市の対応

<p>市域のCO₂排出における実データの把握については現状として改善の余地がありませんが、補完的なデータの活用については引き続き行ってまいりたいと考えます。</p> <p>CO₂の増減の動向については今後も注視し、原因を推察して課題解決を行いながら、最終的な目標達成を目指します。</p>
--

■目標の変更履歴（～平成26年度）

年度(平成)	変更内容
25	<p>・目標14は、当初「市域のCO₂排出量を平成32年度(2020年度)までに約524千tCO₂(平成20年度(2008年度)の約63%)にします」としていましたが、平成25年3月に策定した「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」との整合を図るため、本実行計画に合わせた目標および算出方法に変更しています。</p>

目標15

「ちがさきエコシート(茅ヶ崎市環境家計簿)」から1世帯・1事業所あたりのCO₂排出量を把握し、前年に比べエネルギー使用量を削減できた家庭・事業者の数を増やします。
【目標担当課:環境政策課】

■目標15の進捗状況

●エネルギー(電気)使用量の前年度との比較

	25年度		26年度		削減できた割合 の前年度比	(参考)気温の前年比(※2)	
	削減できた世帯数 ／データ数	削減できた割合	削減できた世帯数 ／データ数	削減できた割合		日平均	日最高平均
4月	0 / 0	-	0 / 0	-	-	-	-
5月	8 / 9	88.9%	0 / 0	-	-	-	-
6月	20 / 28	71.4%	23 / 41	56.1%	減少	0.4	0.2
7月	12 / 38	31.6%	16 / 41	39.0%	増加	-0.2	0.1
8月	11 / 39	28.2%	27 / 44	61.4%	増加	-1.7	-2.2
9月	11 / 30	36.7%	34 / 45	75.6%	増加	-1.4	-1.3
10月	4 / 11	36.4%	0 / 0	-	-	-	-
11月	0 / 2	0.0%	0 / 0	-	-	-	-
12月	0 / 0	-	0 / 0	-	-	-	-
1月	0 / 0	-	0 / 0	-	-	-	-
2月	0 / 0	-	0 / 0	-	-	-	-
3月	0 / 0	-	0 / 0	-	-	-	-
累計	66 / 157	42.0%	100 / 171	58.5%	増加		

※1平成25年度、26年度に提出された「ちがさきエコシート(茅ヶ崎市環境家計簿)」から、電気使用量について前年度との比較ができるデータを抽出し集計しています。

※2気象庁ホームページより。測定値は辻堂。単位は度。

■目標の進捗状況に対する中間評価(担当課および環境審議会)

担当課評価	評価不能
<p>「ちがさきエコシート(環境家計簿)」の主な目的は、日常生活におけるエネルギー使用の「見える化」を支援して、自発的な省エネ行動につなげていただくことであり、4ヶ月分のエネルギー使用量を記入する形式のものです。年間を通じたデータが得られないこと、また、回収し集計できるデータのサンプル数が少ないことから、1世帯・1事業者あたりのCO₂排出量を把握するのは困難であるため、「評価不能」としています。</p>	

環境審議会評価	順調でない
<p>基本的には提示のとおり、評価不能であると考え。報告書の記載内容はそれなりに理解できるものの、データのサンプル数が少ない理由、把握が困難である理由や背景について、もっと説明すべきではないか。そして、サンプル数を増やすためになされた努力、それでもサンプルが集まらなかった理由についてももしっかり記載してほしい。</p>	



■環境審議会評価に対する市の対応

<p>「ちがさきエコシート(環境家計簿)」については、市ホームページへの掲載のほか、市民向け緑のカーテンセットの配付の際に回答へのご協力を呼びかけております。また、項目が多く細かいために記入がしづらかったことから様式の簡略化なども試みてきましたが、それでも毎年回収数が減少しています。さらに、電気や水道、ガスなど事細かに記録を残しているご家庭の数は多くなく、ご提出いただいた場合にも全ての項目を記入していただいているシートはごく少数です。</p> <p>そのような事情から、「ちがさきエコシート(環境家計簿)」を用いたデータ収集にはやはり限界が見られるため、目標について見直しを行う必要があると考えています。</p>
--

■目標の変更履歴(～平成26年度)

年度(平成)	変更内容
23～26	・なし

トピックス

インターネットを活用して省エネ行動！ ポータルサイト「ちがさきエコネット」

茅ヶ崎市地球温暖化対策ポータルサイト「ちがさきエコネット」は、ご家庭や会社で参加して、楽しみながら省エネに取り組むことができるサイトです(平成27年度より運用開始)。



「ちがさきエコネット」ホーム画面

■エコネットでできること

①電気やガスなどエネルギーの使用量を「見える化」！

環境家計簿を使うと、電気やガスの使用量を入力するだけで二酸化炭素(CO₂)の排出量がわかります。会員登録をすると記録も取れるので、毎月の変化のチェックも可能！使用料金を入力すれば家計の節約にもつながります。



環境家計簿 入力画面

②エコでお得な情報を入手！

市のイベントや節電コンテストなどの情報など、省エネに役立つ情報を得ることができます。また、会員メニューの「エコひろば」では会員同士で省エネのアイデアや情報のやりとりを行うことができます。

③いつでもどこでもすぐアクセス！

タブレット端末やスマートフォンから簡単にアクセスすることができます。



会員登録は無料！
ぜひ、「ちがさきエコネット」で検索してください！

ちがさきエコネット

検索

重点施策

⑦ 情報発信・啓発活動の推進

■概要

- ・家庭、事業所における自主的かつ効果的な地球温暖化防止の取り組みを促すため、市のホームページ等を通じて、省エネや新エネルギーの利用に関する情報を定期的に発信します。
- ・省エネナビなどの省エネツールの利用を継続的に普及推進します。
- ・環境マネジメントシステムについて、積極的な情報提供により市内企業、特に中小企業への導入促進を図ります。
- ・市で導入した電気自動車を活用し市民意識の向上を図るとともに、事業者との連携・協力のもと、電気自動車の普及に向けたインフラ整備を図ります。
- ・茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会、湘南エコウェーブ、環境市民会議「ちがさきエコワーク」等と連携し、効果的に情報発信・啓発活動の推進を図ります。

■平成26年度における主な取り組みと課題

ア 主な取り組み

- ・地球温暖化対策ポータルサイト「ちがさきエコネット」の構築が完了し、市民あるいは事業者に対する新たな情報発信・共有の可能性を広げることができました。
- ・節電コンテストに参加した方々の電力削減量は3,931kWh、CO₂削減量は2083.4kgで、杉の木約149本分(※)に相当します。(※)14kg/本で換算(「地球温暖化防止のための緑の吸収源対策」環境省/林野庁より)

イ 課題

- ・意識変化の状況を測定するのは困難ではありますが、情報発信、啓発活動を実施した結果としてどのような効果があったのか、アンケート調査などで把握していくことが必要です。
- ・取り組みによって得られた各種データを経済的な効果と結び付けて市民の関心を高めるなど、より上手く活用して人々の省エネ行動につなげていく工夫が必要です。
- ・地球温暖化対策ポータルサイト「ちがさきエコネット」について、効果的な運用のために参加を募り多くの登録者を得ていく必要があります。

■環境審議会評価と市の対応

平成26年度の取り組みに対する環境審議会評価	B
<p>評価できる点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協働事業によってエコネットを構築・運用開始し、情報発信のメニューを充実させたこと、継続が必要な事業について着々と取り組みを進めてきたことは評価できる。 	
<p>今後検討すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコネットなど予算をかけて開始した施策については、活用のためのさらなる検討を進める必要がある。 ・節電コンテストは応募要件に変更を加えるなどして、参加者の裾野を広げる必要があるだろう。 	



環境審議会評価に対する市の対応
<p>平成27年度中に対応・実施しているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策ポータルサイト「ちがさきエコネット」については、ちがさき環境フェアで実機を使いながらデモンストレーションを行うなど、サイト構築に携わった市民団体等とも協力しながら普及に向けた取り組みを進めています。 ・太陽光発電クレジット事業について、湘南国際マラソンでランナーが着替えなどを入れるポリ袋を提供している事業者にクレジットを購入していただき、ポリ袋の製造過程で排出するCO₂をカーボンオフセット(相殺)に活用していただいた取り組みが4紙の新聞に取り上げられ、より一層の普及に向けたPR等を行えることとなりました。 ・節電コンテストについてはこれまで夏場のみの実施としていましたが、冬期の節電についても、呼びかけの強化と「ちがさきエコネット」への登録者を増やすことを目的として実施しました。 ・日産自動車株式会社が実施する「電気自動車活用事例創発事業」に本市が実施している「交通安全教室」への活用が承認され、電気自動車を3年間無償で貸与していただくこととなりました。
<p>平成28年度以降に対応予定のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き「ちがさきエコネット」加入者増に向けた普及啓発の取り組みを行います。
<p>その他</p>

平成28年度の施策展開

■具体的な取り組み内容

(1) 家庭や事業所に対する、省エネや新エネルギーの利用に関する情報発信

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
広報紙、ホームページなどを活用した情報発信	→	→	継続 予定	環境政策課
ポータルサイト「ちがさきエコネット」の運用	→	→		
節電コンテストの実施	→	→		
ちがさき環境フェアの開催	→	→		
市民と連携した講座等の実施	→	→		
地球温暖化、省エネルギーに関するアンケート調査	→	→		
公共施設への緑のカーテン導入	→	→		
2市1町広域連携事業(湘南エコウェーブ)	→	→		

(2) 省エネツール利用の継続的な普及推進

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
省エネナビ、エコワットの貸出	→	→	継続 予定	環境政策課
緑のカーテン用苗の配布(市民向け)	→	→		

(3) 電気自動車等を活用した市民意識の向上

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
電気自動車試乗会の実施	→	→	継続 予定	環境政策課
電気自動車用急速充電器の利用	→	→		
電気自動車用急速充電器視察対応	→	→		
電気自動車、燃料電池自動車の周知	→	→		

■平成28年度実施事業と予算額

事業名	当初予算案 (A)	平成27年度予算額 (B)	増減額 (A-B)	担当課
ポータルサイト「ちがさきエコネット」運用管理	1,000千円	1,154千円	▲154千円	環境政策課
ちがさき環境フェア	1,078千円	1,071千円	7千円	
環境市民講座等	163千円	163千円	0千円	
市民への緑のカーテン用苗の配布	90千円	90千円	0千円	
地球温暖化、省エネルギーに関するアンケート調査	360千円	373千円	▲13千円	
2市1町広域連携事業(湘南エコウェーブ)	30千円	30千円	0千円	

■重点施策の変更履歴(～平成26年度)

年度(平成)	変更内容
23～26	・なし

重点施策 ㊸ 家庭・事業者における省エネ機器等の導入支援

■概要

・家庭、事業所におけるトップランナー機器、省エネ機器、新エネルギー利用設備、電気自動車などの導入・利用に対する補助金給付等を実施し、省エネルギーの推進および新エネルギーの導入拡大を図ります。

■平成26年度における主な取り組みと課題

ア 主な取り組み

- ・各種補助事業について、戸建て住宅用および共同住宅用太陽光発電設備設置費補助金は予定件数に達しなかったものの、住宅用コージェネレーションシステムと電気自動車購入費補助金は予定件数を超えた実績となりました。
- ・太陽光発電設備設置補助事業によるCO₂削減効果は520.31tで、スギの木約37,165本分(※)に相当します。
- (※)14kg/本で換算(「地球温暖化防止のための緑の吸収源対策」環境省/林野庁より)
- ・太陽光発電クレジット制度について、53件の参加世帯を得ることができました。

イ 課題

- ・太陽光発電設備設置に対する補助件数は減少傾向にあります。国の補助制度の終了と固定価格買取制度の余剰売電額の減額が主な原因と考えられます。
- ・設備導入による省エネ効果や付加価値を積極的に伝えていくことが必要です。
- ・太陽光発電クレジット制度への参加者が少ない状況にあります。原因として、制度の周知が十分でないことに加え、手続きが煩雑であることが挙げられます。より多くの市民の方に参加していただけるよう工夫していくことが必要です。
- ・太陽光発電クレジット制度にご協力いただける世帯・事業者を引き続き募っていく必要があります。

■環境審議会評価と市の対応

平成26年度の取り組みに対する環境審議会評価	B
評価できる点	
<ul style="list-style-type: none"> ・助成金等の事業は着々と進められており、進捗は良好といえる。 ・省エネルギー化に向けた市内の公共施設への投資も行われている。 	
今後検討すべき課題	
<ul style="list-style-type: none"> ・行政が実施する補助事業として何が必要か、踏み込んで検討してみる時期に来ているのかもしれない。 ・実績値の表現の仕方や、新しい取り組みを設けてそれを評価する方法については、もう少し工夫が求められる。 	



環境審議会評価に対する市の対応
平成27年度中に対応・実施しているもの
<ul style="list-style-type: none"> ・各種補助事業について広報紙やホームページを用いながら情報提供を随時行い、着々と取り組みを進めています。 ・太陽光発電クレジット事業について、湘南国際マラソンでランナーが着替えなどを入れるポリ袋を提供しているを運営する事業者にクレジットを購入していただき、ポリ袋の製造過程で排出するCO₂をカーボンオフセット(相殺)に活用していただいた取り組みが4紙の新聞に取り上げられ、より一層の普及に向けたPR等を行えることとなりました。
平成28年度以降に対応予定のもの
<ul style="list-style-type: none"> ・各種補助事業について、予算執行率を踏まえながら事業の絞り込みを検討します。 ・太陽光発電クレジット制度への参加世帯を増やすための取り組みについて検討します。
その他

平成28年度の施策展開

■具体的な取り組み内容

(1) 家庭・事業所における省エネ機器や新エネルギー利用設備、電気自動車の導入等に対する補助事業

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
住宅用太陽光発電設備設置補助事業(戸建て住宅)	→	→	継続予定	環境政策課
住宅用太陽光発電設備設置補助事業(共同住宅)	→	→	平成27年度事業終了	
住宅用太陽光発電設備パワーコンディショナ交換費補助事業	→	→	平成27年度事業終了	
電気自動車購入補助事業(個人、事業者向け)	→	→	継続予定	
住宅用コージェネレーションシステム、家庭用太陽熱利用設備導入支援補助事業	→	→		
太陽光発電普及啓発基金を活用した団体・事業者向け太陽光発電設備設置補助事業	→	→		
商店街街灯LED化に対する補助事業	→	→		
				産業振興課

(2) 太陽光発電に関する新たな事業の展開

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
太陽光発電クレジット制度の周知と参加者募集	→	→	継続予定	環境政策課

■平成28年度実施事業と予算額

事業名	当初予算案(A)	平成27年度予算額(B)	増減額(A-B)	担当課
太陽光発電設備設置費補助事業(戸建て住宅)	1,610千円	8,320千円	▲6,710千円	環境政策課
電気自動車購入費補助事業	300千円	2,250千円	▲1,950千円	
エネファーム、エコウィル、強制循環型太陽熱温水器導入支援事業費補助事業	1,590千円	5,000千円	▲3,410千円	
太陽光発電設備普及啓発基金積立金	1,075千円	1,167千円	▲92千円	産業振興課
商店街街灯LED化に対する補助事業	4,872千円	13,543千円	▲8,671千円	
自然エネルギー等普及啓発事業委託(太陽光発電クレジット制度)	150千円	150千円	0千円	環境政策課

■重点施策の変更履歴(～平成26年度)

年度(平成)	変更内容
23～26	・なし

トピックス

茅ヶ崎おひさまクレジット事業で取りまとめた「環境価値」を湘南国際マラソンで活用!

平成27年12月に開催された「第10回湘南国際マラソン」で、参加ランナーが着替えなどを入れるためのエコ袋(約2万6千枚)を製造する際などに生じたCO₂5トン分の削減価値を、製造元である株式会社湘南貿易に1万5千円で購入していただきました。

今後も環境保全に取り組む事業者等のご協力を得ながら、一定額を積み立てた段階でクレジット事業にご参加いただいている市民の皆さんへの還元を図ります。



エコ袋のデザイン

重点施策 **㊸ 市事業における省エネ機器・新エネルギーの積極的導入**

■概要

・行政活動に伴うエネルギー消費や温室効果ガスの排出削減に向け、高効率照明器具や電気自動車の導入、夏季における緑のカーテン実施、新たな施設の建設における省エネ機器等の設置など、新技術を積極的に導入します。

■平成26年度における主な取り組みと課題

ア 主な取り組み

- ・公共施設へ積極的に太陽光発電設備を導入したことで既設と合わせて82,125.6kWh発電し、約43.5tCO₂削減できました(スギ約3,109本分(※)に相当)。
 - ・LED防犯灯857灯を設置したことで、年20,602.2kgのCO₂削減につながりました(スギ約1,472本分(※)に相当)。
 - ・松浪コミュニティセンター、つつじ学園への太陽光発電設備等の導入、公共施設への緑のカーテン導入、防犯灯事業におけるLED灯具の導入について予定どおり実施できました。
 - ・松浪コミュニティセンター及びつつじ学園への太陽光発電設備等設置の際には、神奈川県再生可能エネルギー等導入推進基金を活用し、コスト負担を抑えた上で導入を行うことができました。
 - ・市役所新庁舎建設において、CASBEE(建築環境総合性能評価システム)を取得しました。また、神奈川県による「環境共生都市づくり事業」の認証を受け、環境に配慮した事業として外部機関からの評価を得ることができました。
- (※)14kg/本で換算(「地球温暖化防止のための緑の吸収源対策」環境省/林野庁より)

イ 課題

- ・緑のカーテン事業について市民により具体的なPRを行っていく必要があります。
- ・地球温暖化、省エネ対策における国の補助制度等を正確に把握し各課に発信していくことで、市として迅速に対応していく体制を整える必要があります。

■環境審議会評価と市の対応

平成26年度の取り組みに対する環境審議会評価	B
評価できる点	
<ul style="list-style-type: none"> ・防犯灯をLED化する取り組みは、省エネ施策として評価できる。 ・CASBEEの取得をはじめ、新庁舎建設に関する対応などについても、積極的に評価できる。中でも、CASBEEは運用面で個人の努力を促すなど工夫の余地があり、今後の良き対策モデルとなり得るので期待したい。 	
今後検討すべき課題	
<ul style="list-style-type: none"> ・本施策は庁内における取り組みであることから、「課題」欄にある緑のカーテンの具体的な紹介や、市としての組織的な体制整備といった部分について、もう少し踏み込んで記載できると思われる。 	



環境審議会評価に対する市の対応
平成27年度中に対応・実施しているもの
<ul style="list-style-type: none"> ・市役所新庁舎事業に伴い、太陽光発電設備(30kW)、LED照明、人感センサーなどの導入により省エネ設備導入を行ったほか、吹き抜けや自然換気など省エネ設備によらない省エネ化も図っています。 ・市施設の南湖会館において、LED照明及び省エネ型空調設備への改修を行いました。 ・新規施設である香川駅前出張所において、LED照明及び省エネ型空調設備の導入を行いました。 ・市内防犯灯のLED化を709灯実施しました(平成27年12月末現在)。事業開始からこれまでに5,083灯の防犯灯をLED化しています。
平成28年度以降に対応予定のもの
<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、庁内における省エネルギー化をはじめ環境に配慮した行動の実践等を図るとともに、市民の方により具体的に、わかりやすく取り組みの効果をお伝えできるような情報提供に努めます。 ・市施設などの改修、修繕時にLED照明をはじめ省エネ設備導入を行います。 ・防犯灯については民間委託も視野に入れ、市が管理する市内の防犯灯のLED化を検討し推進します。
その他
<ul style="list-style-type: none"> ・各施策や取り組み内容等の報告書への記載については、より分かりやすく市民の皆さんにお伝えできるよう充実を図ってまいります。 ・市内防犯灯のLED化については平成22年度から開始しており、平成22年度から23年度にかけては「中核市・特例市グリーンニューディール基金」を活用して既存蛍光管防犯灯をLED防犯灯へ交換したほか、平成25年度から27年度を計画期間とする「茅ヶ崎市総合計画第2次実施計画」においても重点事業と位置づけ、防犯灯の修繕料を増額するなどしてLED化を推進しています。 ・今後、平成28年度末を目途に、事業委託により市が管理する市内の防犯灯LED化を進めるべく検討を行っています。

平成28年度の施策展開

■具体的な取り組み内容

(1) 行政活動に伴うエネルギー消費や温室効果ガスの排出削減に向けた新技術等の導入

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
公共施設への緑のカーテン導入	→	→	継続予定	環境政策課
市役所新庁舎建設における省エネ機器等の導入	→	平成28年1月より供用開始		環境政策課
ごみ焼却炉から発生する熱の有効利用	→	→	継続予定	環境事業センター
特定規模電気事業者(PPS)の活用と拡大検討	→	→	継続予定	各施設所管課等
公共施設への省エネ機器等の設置	→	導入の可能性を随時検討		各施設所管課等(環境政策課)
防犯灯事業におけるLED灯具の導入	→	→	新たに検討	安全対策課

■平成28年度実施事業と予算額

事業名	当初予算案(A)	平成27年度予算額(B)	増減額(A-B)	担当課
緑のカーテン設置事業	8千円	8千円	0千円	環境政策課
防犯灯のLED化事業	5,442千円	9,990千円	▲4,548千円	安全対策課

■重点施策の変更履歴(～平成26年度)

年度(平成)	変更内容
23～26	・なし

トピックス

新たな庁舎が完成!

茅ヶ崎市役所の新たな庁舎が完成し、平成28年1月より供用開始となりました。「地球環境に配慮した庁舎」を柱の一つとしている本庁舎には、省エネルギー化に向けた機能や設備が備え付けられています。



自然通風、自然採光を行う
エコボイドを採用



屋上の太陽光発電設備

その他、執務室には各種センサーで制御されるLED照明を採用しています。

施策の柱4.2 交通行政における温室効果ガスの排出削減

目標16

市民1人あたりの年間公共交通利用回数を平成32年度(2020年度)までに455.5回にします。

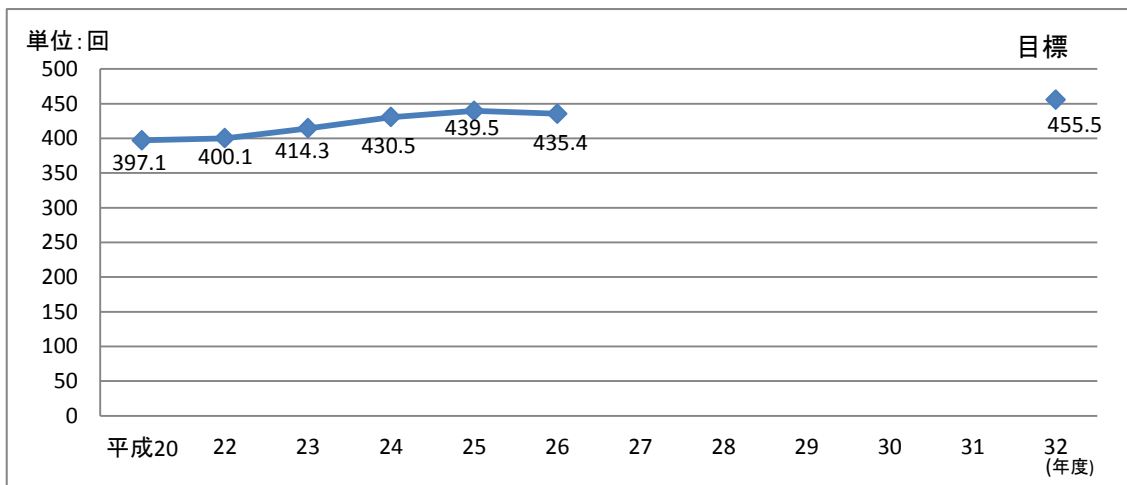
【目標担当課:都市政策課】

※市民1人あたりの年間公共交通利用回数:鉄道、路線バス、コミュニティバスの利用者数をその年度の人口で割ることにより算出します。

※鉄道利用者数はJRの各駅(茅ヶ崎駅、北茅ヶ崎駅、香川駅、辻堂駅)の乗降者数であり、本市以外からの利用者も含んでいます。

■目標16の進捗状況

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
回数(回)	400.1	414.3	430.5	439.5	435.4



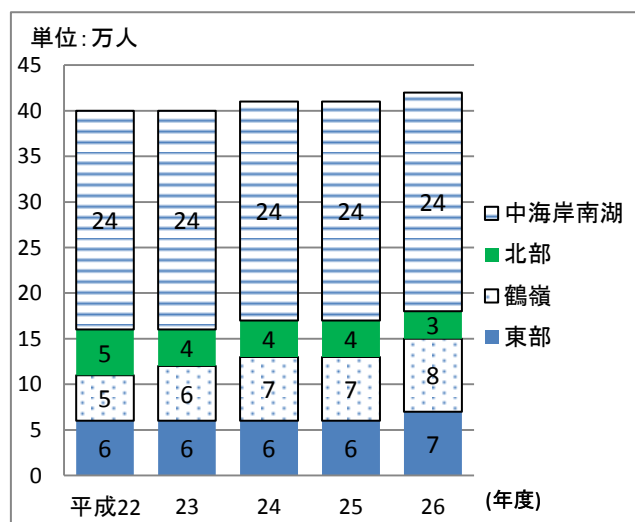
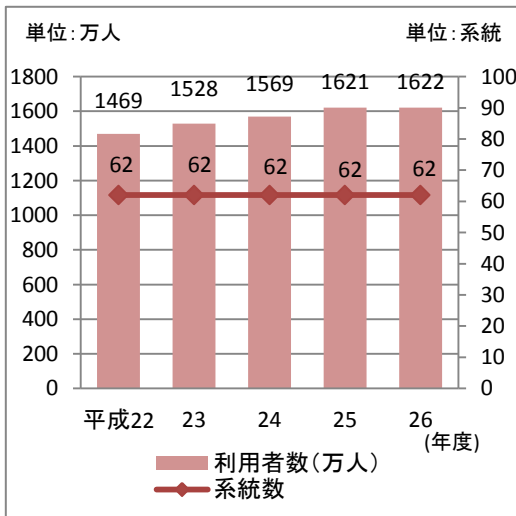
●路線バスの利用状況(参考)

路線バスの利用状況(平成26年度)

利用人数	約1,622万人
路線数	62系統

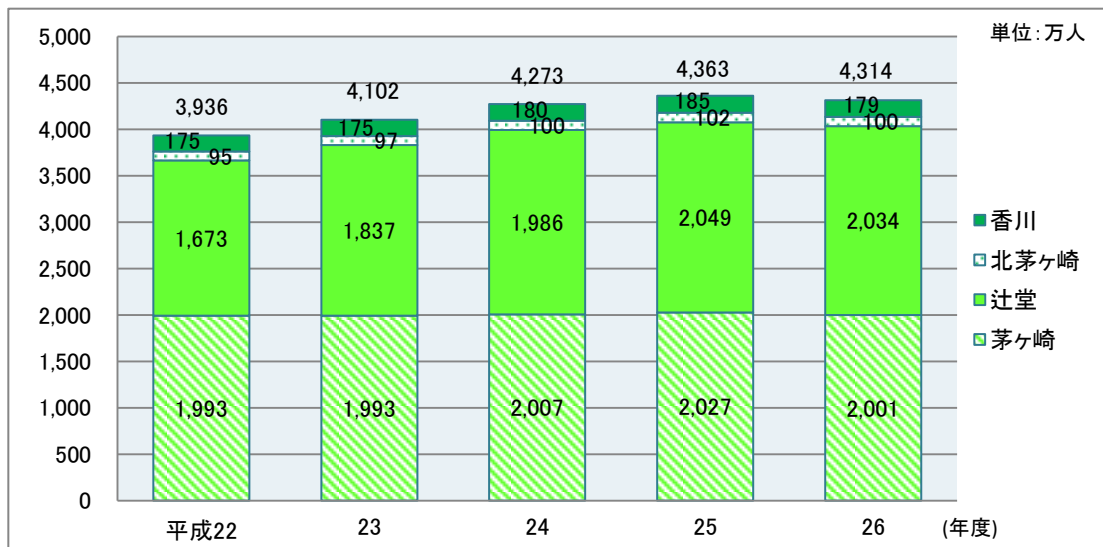
えぼし号の利用状況(平成26年度)

路線	東部	鶴嶺	北部	中海岸南湖
利用者数	約7万人	約8万人	約3万人	約24万人



鉄道の利用状況(平成26年度)

茅ヶ崎駅	辻堂駅	北茅ヶ崎駅	香川駅
約2,001万人	約2,034万人	約100万人	約179万人



■目標の進捗状況に対する中間評価(担当課および環境審議会)

担当課評価	順調に進んでいる
<p>・市民1人あたりの年間公共交通利用回数が増えているため、「順調に進んでいる」と評価しました。</p> <p>・路線バスの利用者数は増加しています。えぼし号(コミュニティバス)の利用者数は平成22年度から大きな変化はありません。鉄道の利用者は、茅ヶ崎駅、北茅ヶ崎駅、香川駅については、少しずつ増えています。また、辻堂駅は特に利用者が大きく増加しています。結果として、市民1人あたりの年間公共交通利用回数は順調に増えました。</p>	

環境審議会評価	順調に進んでいる
<p>・記載のとおり、本目標は順調に進んでいると判断できる。公共交通の利用回数が増えれば、さらに利便性の高い仕組みを導入するなど、次の提案が行いやすくなると思われる。そこで、市民の声を集め、市民の利用実態を把握しつつ、駐輪場の確保といった継続する課題を解決するために、関係機関への提案や協議を続けてほしい。</p> <p>・また、辻堂駅近くにショッピングモールができたことなど、公共交通の利用回数に影響したと考えられる変化については、それを指摘し、目標に対する影響を分析する必要があるだろう。</p>	



■環境審議会評価に対する市の対応

<p>・市民、学識経験者、交通管理者、道路管理者及び交通事業者等で構成された地域公共交通会議において、地域の特性に合わせた、より利便性の高い公共交通について引き続き議論してまいります。</p> <p>・また、目標値である公共交通利用回数につきましては、一部実態とかけ離れている部分がありますので、目標値の表し方を検討してまいります。</p>	
--	--

■目標の変更履歴(～平成26年度)

年度(平成)	変更内容
23～26	・なし

重点施策 ⑩ 乗合交通の利便性の向上

■概要

・自家用車利用を抑制し交通に伴う温室効果ガス排出量を削減するため、乗合交通を利用しやすい環境づくりに努め、快適な公共交通機関ネットワークを整備します。

■平成26年度における主な取り組みと課題

ア 主な取り組み

・乗合交通を利用しやすい環境づくりに向けて多様な事業を効果的に実施したため、利用者が増えました。公共交通の利用が増えているのは、目標16のとおり辻堂駅の利用者の増加が主な要因ではありますが、路線バスやコミュニティバス、辻堂駅以外の駅の利用者も増加していることから、当重点施策が公共交通の利用者増の一因となっていると考えます。
・コミュニティバスえぼし号で無料キャンペーンを実施し、利用者アンケートでは、初めてバスを利用した方の76.9%が「有料でも今後コミュニティバスを利用する」と回答していただきました。

イ 課題

・高齢化社会に備えたバリアフリー化など、誰もが公共交通を利用しやすい環境整備を迅速に進めていく必要があります。

■環境審議会評価と市の対応

平成26年度の取り組みに対する環境審議会評価	B
評価できる点 ・乗合交通を利用しやすい環境づくり、そのためのネットワークづくりへの対策は、概ね順調に進んでおり評価できる。	
今後検討すべき課題 ・市民が使いやすいコミュニティバスの路線や運行頻度の検討は、早く取りかかるべきであろう。併せて、コミュニティバスの使い方を市から提案するなど、市民への周知方法をさらに工夫してはどうだろうか。また、コミュニティバス利用者を対象としたアンケートが実施されている。そこに指摘された件は、報告書に記載すべきであるし、施策の改善に活用すべきと考えられる。 ・平成27年3月に「低炭素まちづくり計画」が策定されている。このような計画ができたのであれば、環境基本計画との連携も考慮しているはずであり、施策の進展がみられるのではないだろうか。こうした経過や実態、そして成果を、報告書の記載に追加しておくべきだと思われる。	



環境審議会評価に対する市の対応
平成27年度中に対応・実施しているもの ・コミュニティバスの使い方に関する提案として、3月に実施するスタンプラリーの中でモデルコースなどをお示し実際に周ってみたいと考えています。さらに、今回のスタンプラリーを通じ、コミュニティバスの路線やバス停位置を把握していただき、有用な公共交通であると感じていただけるよう工夫してまいります。 ・また、本年度は湘南地区まちぢから協議会と連携し、公共交通に関する勉強会を実施するとともに、柳島中島地区を中心に移動実態調査を実施しましたので、今後、これらの結果と反映状況につきまして、報告してまいります。
平成28年度以降に対応予定のもの ・コミュニティバスだけでなく、地域公共交通全体を見た中で、地域に適した公共交通の導入及び再編に努めてまいります。
その他

平成28年度の施策展開

■具体的な取り組み内容

(1) 乗合交通を利用しやすい環境づくりに向けた公共交通機関ネットワークの整備

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
ノンステップバスの導入(事業者に対する要望)	→	→	継続 予定	都市政策課
予約型乗合バスの改善		→		
地域公共交通の利用促進、運行改善(ルート、本数、バス停環境等)	→	→		
サイクルアンドバスライドの整備	→	→		

■平成28年度実施事業と予算額

事業名	当初予算案 (A)	平成27年度予算額 (B)	増減額 (A-B)	担当課
コミュニティバス運行事業(負担金)	109,901千円	110,668千円	▲767千円	都市政策課

■重点施策の変更履歴(～平成26年度)

年度(平成)	変更内容
23～26	・なし

○サイクルアンドバスライド



浜見平南
(平成27年度増設箇所)



新田入口
(平成27年度新設箇所)

重点施策 **㊸ 徒歩・自転車利用の促進**

■概要

- ・歩行者の安全と自転車利用の利便性・安全性向上を図り、自家用車の使用抑制を図ります。
- ・シェアサイクル事業について、今後の事業実施に向けた検討を行っていきます。
- ・サイクルアンドバスライドについて、施設の適正な維持管理を行い利便性の向上を図ります。

■平成26年度における主な取り組みと課題

ア 主な取り組み

- ・特に自転車を停める場所が不足している茅ヶ崎駅南口周辺の自転車駐車場を中心に、新設への補助や自転車を利用しやすい環境の整備を行い、自転車利用の促進が図れました。
- ・継続が重要である自転車利用ルールへの周知を徹底して行い、茅ヶ崎市の自転車事故件数は163件(全人身交通事故の28.5%)で、平成25年度の222件(全人身交通事故の32.9%)より改善されました(環境基本計画開始前の平成22年度は400件、37.5%)。
- ・道路段差解消工事を実施しました(384m)。
- ・自転車・公共交通の利用促進につなげるため、走行空間の整備設計やシェアサイクルの研究、サイクルアンドバスライドの新設・増設を予定通り行いました。
- ・浜見平団地バス停付近のサイクルアンドバスライドについては多くの方にご利用いただき、高い稼働率が続いています。

イ 課題

- ・全人身交通事故における自転車に関係する事故は28.5%を占めており、県内平均の22.7%と比べ、依然として高い状況です。今後は自転車のルールの遵守・マナーアップに向けた取り組みに加え、安全に自転車を利用する方法の周知啓発のさらなる強化が必要です。
- ・茅ヶ崎駅南口周辺は依然自転車を停める場所が不足しているため、自転車駐車台数を拡大することで自転車利用の促進を図っていく必要があります。
- ・サイクルアンドバスライド施設における放置自転車が増えているため、対策が必要です。

■環境審議会評価と市の対応

平成26年度の取り組みに対する環境審議会評価	B
評価できる点	
・報告書の記述のとおり、ルールの周知や道路整備などの対策が充分に行われている。	
今後検討すべき課題	
・本施策については、ルール・安全性・施設に関する施策を、引き続きバランス良く市域で実施していく必要がある。特に、解決が困難な課題ながら、駐輪場の整備は十分ではないと感じられる。そこで、シェアサイクルなど他市の好例を参考にしながら、スペースに限りがある駐輪場をできるだけ多人数で利用できる仕組みを検討してはどうだろうか。	



環境審議会評価に対する市の対応
平成27年度中に対応・実施しているもの
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数に対して不足している茅ヶ崎駅周辺の駐輪場の整備として、8月1日に共恵自転車駐車場170台分のラックを増設、12月1日には74台が駐車できる幸町第二自転車駐車場を新設し、計243台分の増設を行いました。 ・自転車の安全利用については、ルールの遵守やマナーの向上を目的として、茅ヶ崎警察署、茅ヶ崎地区交通安全協会等と連携し交通安全教室を継続して実施しています。新たな取り組みとして、紙芝居、寸劇、高齢者への戸別訪問、信号処理の変更となった交差点や自転車専用レーン等での啓発キャンペーンなどを茅ヶ崎警察署や地域市民等と協働で行いました。 ・「自転車止まれ」の思いを込めて子どもたちが書いた絵を公道の路面に貼る「オリジナル『自転車止まれ』ステッカー大作戦！」などの事業を鶴嶺小学校にて実施しました。 ・シェアサイクルについては、第2次ちがさき自転車プラン推進連絡協議会シェアサイクル専門部会にて研究を進めてまいりました。過去の社会実験の経験や、自転車を取り囲む現状を踏まえ本市における望ましいシェアサイクルのあり方について協議会に報告があり、これに基づき市が方向性を定める予定です。茅ヶ崎駅南口の駅前における需要の高さが明らかになっていることから、ラスカ茅ヶ崎店の用地を活用し、試行を実施します。 ・歩道切り下げ部改良工事(2箇所)、視覚障害者誘導ブロック設置工事(8箇所)、歩道段差解消工事(7箇所)、市道0110号線(大岡越前通り)歩道設置工事(約76m)などの工事により、徒歩や自転車利用がしやすい環境づくりを図りました。
(※) 共恵自転車駐車場170台(8月に増設)、茅ヶ崎駅南口約300台(一時利用向け、駅増床工事に伴い11月に増設)、幸町第二自転車駐車場74台(12月に新設)

平成28年度以降に対応予定のもの

- ・自転車駐車場の一時利用者や定期利用者の利用状況を検証し、市民の皆様がさらに利用しやすい自転車駐車場になるよう、改善を進めてまいります。
- ・交通安全対策についてはこれまでの事業を継続するとともに、地域の皆様をはじめ関係者と連携し、交通環境の変化を捉えながら、工夫を凝らして対応していきます。
- ・シェアサイクルについて茅ヶ崎駅南口周辺を重点的に研究し、随時運用を開始いたします。
- ・歩道切り下げ部改良工事、視覚障害者誘導ブロック設置工事、歩車道段差解消工事、市道0109号線(鶴嶺通り)歩道設置工事などの工事により、徒歩や自転車利用がしやすい環境づくりを図ります。

その他

平成28年度の施策展開

■具体的な取り組み内容

(1) 歩行者の安全、自転車利用の利便性・安全性向上

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
民設自転車駐車場に対する補助金交付の情報提供と開設促進	→		継続 予定	安全対策課
公設自転車駐車場設置に向けた検討と候補地についての情報収集	→			
既存の公設自転車駐車場の維持管理	→			
自転車利用ルールへの周知	→			都市政策課
自転車走行空間の整備	→			
歩道切り下げ部改良工事	→			道路管理課
視覚障害者誘導ブロック設置工事(8箇所)	→			
歩車道段差解消工事及び歩道設置工事	→			道路管理課 道路建設課

(2) レンタサイクル事業の実施と新たな取り組みの検討

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
関係団体との協働によるシェアサイクル事業の検討・実施	→		継続 予定	都市政策課

(3) サイクルアンドバスライド事業における施設の適正な維持管理と利便性向上

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
適正な維持管理と地域の需要に応じた設置検討	→		継続 予定	都市政策課

■平成28年度実施事業と予算額

事業名	当初予算案 (A)	平成27年度予算額 (B)	増減額 (A-B)	担当課
駐車場管理委託費	64,785千円	57,751千円	7,034千円	安全対策課
道路段差解消事業	3,599千円	3,586千円	13千円	道路管理課
歩道設置事業	51,000千円	14,775千円	36,225千円	道路建設課

■重点施策の変更履歴（～平成26年度）

年度(平成)	変更内容
23～26	・なし

テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり

施策の柱5.1 本計画推進のための庁内における環境意識の向上と人材育成

目標17

庁内における環境意識の向上を図るために、茅ヶ崎市独自環境マネジメントシステムの周知啓発を徹底するとともに、生物多様性や地球温暖化問題に関する庁内での学習の機会を積極的に提供します。また、研修への参加、先進的取り組みを行っている自治体等への視察を積極的に実施します。

【目標担当課：環境政策課・景観みどり課】

■目標17の進捗状況

●茅ヶ崎市独自環境マネジメントシステム(C-EMS)の周知啓発

項目	実施時期	内容
課長級職員研修	4月	環境問題解決に向けた自治体の役割、C-EMS運用のポイント説明(講師:(株)知識経営研究所)
新採用職員研修	10月	茅ヶ崎市の環境、C-EMSの説明(講師:環境政策課職員)
外部監査	1月	文書監査・訪問監査および前回外部監査結果への対応などに対する総合的な評価(報告書は市ホームページ、イントラネットで公表)
課内研修	随時	環境活動目標設定研修・新任異動者レク(適宜)・法令遵守を確認する会(四半期に1回)、環境リスク対応研修(年に1回以上)
C-EMSレターの発行	不定期	公用車の燃料使用量、各年度の取組結果、夏・冬の節電対策などを全庁的に伝達し情報共有。

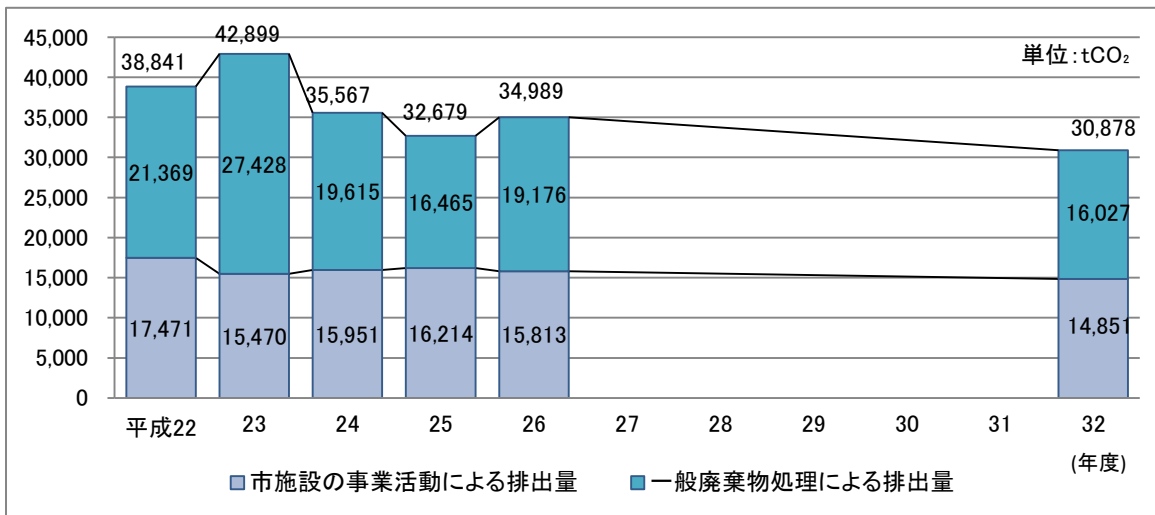
●生物多様性や地球温暖化問題に関する庁内での学習機会

項目	内容
自然環境(生物多様性)	・都市部や建設部、環境部への異動者等を対象にした研修を実施しました。 ・庁内イントラネットにより全職員がいつでも資料を閲覧可能な状態にしています。
地球温暖化	・茅ヶ崎市独自環境マネジメントシステム(C-EMS)の周知啓発と併せて実施しました。

●外部研修への参加

主催	主な研修内容	参加職員の所属課
環境省環境調査研修所	環境教育、地球温暖化対策、廃棄物・リサイクル、土壌汚染、水質汚濁など	環境政策課、環境保全課、資源循環課
神奈川県	水質システム、大気水質、アスベスト対策、水質汚濁防止法、水道、特定外来生物対策、みどり行政、景観行政など	環境保全課、景観みどり課
神奈川県 環境科学センター	県・市町村環境学習担当者研修	環境政策課、環境保全課
(公財)かながわトラスト みどり財団	みどりの実践団体交流会・研修会	景観みどり課
神奈川県森林協会 ほか	森林・林業研修会	
公益財団法人 地球環境戦略研究機関 国際生態学センター	連続講座「みどりを守り育む知恵・技術・心得」 ・里山の現状と未来 ・みどりの教育 ・植物社会学の知恵と技法 ・ふるさとの木とは？土地本来の自然とは？ ・都市で森をつくる ・ふるさとのみどりを守り育む	環境政策課、景観みどり課

(参考) 茅ヶ崎市行政の温室効果ガス排出量



■目標の進捗状況に対する中間評価 (担当課および環境審議会)

担当課評価	順調に進んでいる
<p>・平成22年度に運用開始した「茅ヶ崎市独自環境マネジメントシステム(C-EMS)」について、各種研修や外部監査、情報紙の発行による情報発信などを通じ、全庁的な制度周知を図ってきました。制度に基づく環境配慮行動を実践し、市が排出する温室効果ガス排出量は基準年度(平成22年度)に比べ16%の削減となっています(「(参考)茅ヶ崎市行政の温室効果ガス排出量」を参照)。なお、市施設の事業活動による排出削減量は基準年度比7%減で、一般廃棄物処理による排出削減量は基準年度比22.9%減となっています。一般廃棄物処理に係る排出量を大きく削減できた要因としては、市民や事業者のご協力によりごみの排出量が減少したことによるものと考えます。</p> <p>・また、環境省や神奈川県をはじめとする外部機関が主催する研修にも積極的に職員を派遣し、実務に活かしています。</p> <p>・生物多様性に関する庁内周知については、市行政の実務の中で生物多様性への配慮が不十分な点があり、課題となっておりますが、新採用職員研修などの場で継続的、積極的に生物多様性の学習の機会を設けています。</p> <p>・これらのことから、目標に対して「順調に進んでいる」と判断しています。</p>	

環境審議会評価	順調でない	(自然環境分野)
	順調に進んでいる	(生活環境分野)
<p>・全般的に、自然環境分野(生物多様性)に対する取り組みが十分でないので強化すべきである。</p> <p>・生物多様性に関し、十分な研修が行われたとは思えない。人事評価システムにおける環境意識の指標の導入は、前年度の答申にも記載されていたように即実施するべきである。</p> <p>・生活環境関係は、概ね順調に進んでいると判断できる。参考資料の「茅ヶ崎市行政の温室効果ガス排出量」については、目標との関係において市民にわかりやすい説明とするため、記述の補足が必要である。</p>		



■環境審議会評価に対する市の対応

<p>・紙資源の削減や省電力への取り組みなど、日常業務の中で意識しやすい生活環境分野と比べると、生物多様性に対する意識の醸成はまだ進んでいないと感じられ、課題であると考えます。職員として基礎的な教養や知識を得ていくための研修や、あるいは外部機関が主催する研修等への参加の機会を捉えて意識的に取り組みを進めます。</p> <p>・人事評価への環境意識の指標の導入については、客観的な評価がしづらいことから現在のところ導入する予定はありませんが、強制力を持たずとも自然に環境に配慮した行動や業務が実践できる環境づくりを念頭に置いて、引き続き普及啓発に努めてまいります。</p> <p>・「茅ヶ崎市行政の温室効果ガス排出量」については、目標との関係性についてわかりやすい説明を検討してまいります。</p>

■目標の変更履歴 (～平成26年度)

年度(平成)	変更内容
23～26	・なし

重点施策	㉔ 庁内の環境意識の向上 ㉓ 庁内における人材育成
------	------------------------------

■概要

- ・茅ヶ崎市独自の環境マネジメントシステムに基づき、庁内のさらなる環境意識の向上を図るとともに、環境配慮行動の率先的役割を果たします。
- ・環境に関する情報を行政内の全ての部署で共有します。
- ・生物多様性について積極的に学習の機会を設け、職員への周知を図ります。
- ・知識や技術を習得するための研修、先進自治体への視察等の実施を支援し、環境に関する専門的知識を有する職員を育成します。
- ・階層別職員研修のさらなる充実を図り、庁内横断的な施策をマネジメントできる能力を持った職員を育成します。

■平成26年度における主な取り組みと課題

ア 主な取り組み

- ・重点施策の趣旨に沿った外部研修への派遣や庁内研修を実施しており、概ね順調に進んでいます。
- ・職員研修報告会において、研修の成果の発表を通じ職員の意識や知識の伝播を図りました。
- ・C-EMSに基づく取り組みや庁内への啓発について、予定どおり実施できました。
- ・平成26年度より「茅ヶ崎市エコ管理賞」を実施し、多くの取り組みの応募があり、環境配慮活動の事例をより多く得ることができました。

イ 課題

- ・生物多様性に関する庁内周知についてはイントラネットを活用した周知にとどまっており、生物多様性への配慮が足りない事案が発生しています。今後も周知を継続・強化していく必要があります。
- ・環境に関する専門的知識の取得のための研修については、研修機会が少なかつたため参加職員が多くありませんでしたが、今後も引き続き市町村アカデミーの研修等派遣研修の機会について各課へ参加を働きかけていきます。

■環境審議会評価と市の対応

平成26年度の取り組みに対する環境審議会評価	C
<p>評価できる点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境に関して、都市部や建設部などの異動者に対し、研修を行ったことにより、環境意識の向上が図られた点や、C-EMS施策がある程度進められ、庁内への啓発が図られたことは評価できる。 ・生活環境に関しては熱心に、着実に取り組みが進められているという印象である。目に付くような問題点はなく、計画的に研修を充実させ、施策の概要のとおり進められており、今後も継続してもらいたい。 	
<p>今後検討すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修をさせられている意識から、自ら進んで受けようとする職員の意識改革への手立てを考えてみてはどうか。昇進や昇任時の試験に環境問題も加味する仕組みなど、昨年提案したように意識評価手法を取り入れる人事施策も必要である。 ・研修内容については、生物多様性と自然環境に関するものが不十分である。環境基本計画、みどりの基本計画等研修する機会を設けるなど、環境に対する意識を共有するための方策が必要である。市民も交えた中での研修機会を設けるなど、新たな手法も求められる。 ・C-EMSには、特に生物多様性の保全に係る配慮が欠如しており、長年の懸念である定量的な効果測定が必須となっている。市発注工事に係る環境保全のマニュアルの運用を徹底する必要である。 ・県や他市町の先進的事例を効果的に活用できるよう、職員派遣などについては工夫・検討の余地がある。また、専門知識に関係する(スペシャルな)研修と、職員全般に必要な(ジェネラルな)研修をバランス良く実施すべきではないか。あわせて、人材育成の成果が見えるように、資格取得の実態や人員配置の工夫について紹介できればなお望ましいだろう。 ・人材の評価においては、目標設定と評価指標を、もう少しわかりやすく、細かく設定できるのではないか。例えば、日常業務における環境への意識や配慮といった項目である。このような目標にもとづけば、全庁的に環境への意識や配慮行動が定着すると思われる。そして、C-EMSも、内部監査の利点(教育的な配慮があること)を見直し、実施方法を再検討してはどうか。 ・環境行政は市民との接点も多く、専門性の高い市民の意見も集まる。つまり職員は、こうした情報を政策に活かす能力も必要とされる。課題解決や改善はすぐにできることばかりではないが、継続して検討してほしい。 	



環境審議会評価に対する市の対応

平成27年度中に対応・実施しているもの

- ・研修への意識向上について数値的に効果を図ることは困難ですが、市町村研修センター等への派遣研修では職員の本公募を実施しており、毎回多くの職員が受講を希望しているところです。また、今年度も「職員研修報告会」を実施しており、研修派遣等を通じて学び習得した様々な先進事例や専門的知識を職員間で情報共有し、職員の意識や知識の向上を図っております。環境分野における研修派遣における発表の場としても活用ができるよう、関係課かいたの調整を行ってまいります。
- ・庁内研修につきましては、職員が自ら考え、行動できる能力の向上を図る目的で政策形成研修やマネジメント研修を実施しており、職員の意識改革に努めております。
- ・新採用職員研修において、環境基本計画やC-EMSについての講義を行っています。
- ・「茅ヶ崎市みどりの基本計画」の進行管理に伴う各担当課との調整等を通じて環境意識の向上を図っています。
- ・都市部及び建設部への異動者を対象とした研修を実施しています。
- ・環境保全課が主催する「環境保全セミナー」において、生物多様性についての市民向け講演会を開催し、可能な限り職員も参加をすることで意識の醸成を図りました。
- ・C-EMS研修においてシュレッダーで破碎された紙ごみを資源ごみとして排出するよう呼びかけを行い、分別の徹底を図りました。
- ・夏期(7～9月)及び冬期(12～3月)に節電や省エネを呼びかける「ちょこエコ」を実施しました。
- ・フロン排出抑制法で義務化された空調設備などの点検などについて、関係課と協力し点検及び記録する体制を整えました。
- ・省エネ・地球温暖化対策推進のため「茅ヶ崎市エコオフィス賞」として優秀な取り組みを表彰することにより、他部局への展開を図りました。また、指定管理者施設を対象とした「茅ヶ崎市エコ管理賞」による表彰を行います。
- ・C-EMSレターの発行や庁内イントラネットでの情報発信を通じ、エネルギーマネジメントシステムや省エネ活動についての環境意識向上を図っています。
- ・環境フェア時に関係各課のパネル展示を行うなど、環境に関するイベントへの他部局関係課の参加も図っています。

平成28年度以降に対応予定のもの

- ・引き続き、職員の環境に関する知識・技術の向上のため外部研修への派遣、施策推進のためのマネジメント能力に重点を置いた庁内研修を実施してまいります。また、研修報告会についても継続して実施してまいります。
- ・「茅ヶ崎市みどりの基本計画」の進行管理に伴う環境意識の向上や都市部及び建設部への異動者を対象とした研修を引き続き実施してまいります。
- ・新庁舎移転に伴う省エネや節電効果を把握、発信することで環境意識の向上を図ります。

その他

平成28年度の施策展開

■具体的な取り組み内容

(1) C-EMSに基づく庁内の環境意識向上と環境配慮行動の実践

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
C-EMS課内研修、新採用職員研修、マネージャー研修	→	→	継続 予定	環境政策課
C-EMS外部監査	→	→		
C-EMSレターの発行	→	→		
表彰制度「茅ヶ崎市エコオフィス賞」、「茅ヶ崎市エコ管理賞」の実施	→	→		

テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり
 施策の柱5.1 本計画推進のための庁内における環境意識の向上と人材育成

(2) 自然環境、生物多様性についての職員への周知

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
「茅ヶ崎市みどりの基本計画」に係るヒアリングおよび周知	→	→	継続 予定	景観みどり課
都市部局、建設部局への異動職員への研修	→	→		
自然環境庁内会議の定期開催	→	→		
環境基本計画(生物多様性)に係る庁内研修	→	→	継続 予定	環境政策課 景観みどり課

(3) 知識や技術を習得するための研修の支援、環境に関する専門的知識を有する職員の育成

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
各種研修会への職員派遣	→	→	継続 予定	職員課
職員研修報告会の実施	→	→		

(4) 階層別職員研修の充実、マネジメント能力の醸成

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
新採用職員研修	→	→	継続 予定	職員課
担当主査級職員研修	→	→		
課長補佐級職員研修	→	→		
課長級職員研修	→	→		

■平成28年度実施事業と予算額

事業名	当初予算案 (A)	平成27年度予算額 (B)	増減額 (A-B)	担当課
C-EMS研修	162千円	162千円	0千円	環境政策課
C-EMS外部監査	378千円	378千円	0千円	
C-EMS消耗品	17千円	17千円	0千円	
担当主査級職員研修	391千円	391千円	0千円	職員課
課長補佐級職員研修	391千円	391千円	0千円	
課長級職員研修	616千円	616千円	0千円	

■重点施策の変更履歴（～平成26年度）

年度(平成)	変更内容
23～26	・なし



C-EMS外部監査(総合体育館)



節電を呼びかける壁紙
(浜須賀保育園)



牛乳パックを活用した
スリッパ収納ケース
(浜須賀保育園)

施策の柱5.2 市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援

目標18

市民の環境意識の向上を図り、環境に関する活動への参加者数等を増やします。
【目標担当課:環境政策課】

■目標18の進捗状況

●環境に関する主な事業への参加者数

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
環境フェア来場者数	約1,300人	約2,000人	約2,000人	約2,000人
里山はっけん隊！参加者数	23人 ※雨天により 1回中止	延べ71人	延べ56人	延べ67人
こどもエコクラブ登録クラブ数	8クラブ	5クラブ	5クラブ	3クラブ
環境市民講座参加者数	33人	76人	104人	189人
農業・漁業体験プロジェクト 参加者数 ※平成23・24年度は環境政策課、 平成25年度からは農業水産課が実施	延べ50人	延べ61人	延べ148人	延べ218人
公民館・文化資料館等に おける環境に関する講座 参加者数	837人	1,609人	1,464人	1,959人

■目標の進捗状況に対する中間評価（担当課および環境審議会）

担当課評価	順調に進んでいる
<p>・平成23年度から平成26年度にかけて、今まで環境問題にさほど高い関心を示していなかった方や環境問題に対する予備知識の少ない方、あるいは次世代を担う子どもたちが楽しみながら少しでも関心を持ってもらえるよう、環境フェアなど主にイベントを中心とした事業に取り組んできました。「環境に関する主な事業への参加者数」の表にもお示していますが、若干の変動はあるものの参加者数が少しずつ増えており、市民意識の高まりが見て取れるため、「順調に進んでいる」と評価しました。</p> <p>・また、「(参考)省エネルギー・地球温暖化に関する意識調査」では、多くの市民の方が省エネルギーを意識した行動をしていると回答しており、日常生活において様々な省エネ行動を行っています。目標14にある「電気・都市ガス由来の温室効果ガス排出量」のグラフにもありますが、世帯数の増加に対してCO₂排出量は下がっており、市民・事業者の環境意識の向上による省エネ行動の成果が上がっていると考えられます。</p>	

環境審議会評価	順調に進んでいる
<p>・自然環境分野は生活環境分野に比べると日常生活に関わる部分が少ないため、市民意識の向上が困難である。</p> <p>・参加者が増加しているが、市の人口が約23万人であることを考えると少ない。さらなる環境意識の向上、広がり、深まりが必要である。</p> <p>・生活環境に関しては、目標に対して、やるべきことは実施していると思われる。活動への参加者数が増えていることから、市民の環境意識が向上している実態は、当初の目標に沿って順当に評価することができるだろう。</p>	



■環境審議会評価に対する市の対応

<p>・参加者数の増減は、主に市で実施しているイベントへの参加者数で把握を行っているところですが、予算や人員、当日の安全確保といった点を考慮するとイベント規模の拡大には自ずと限界が見えてきます。</p> <p>・よって、参加者からご好評をいただいているイベント等は継続しつつ、不特定多数の市民の方々の環境意識向上を図り、その変化を把握するための取り組みを併せて検討していきたいと考えます。</p>
--

■目標の変更履歴（～平成26年度）

年度(平成)	変更内容
23～26	・なし

重点施策

③④ 意識啓発・人材育成

■概要

- ・市内の環境に関する情報や、市民活動団体、事業者、市等による環境への取り組みに関する情報等を積極的に発信します。
- ・市民・事業者を対象とした環境に関する事業をより充実させ、参加者の増大を図ります。
- ・社会教育などの機会を捉えて環境に関する講座等を実施し、地域の中で知識や経験を広げていくことのできる人材の育成を図ります。
- ・環境意識啓発について、先進自治体の事例も参考にします。

■平成26年度における主な取り組みと課題

ア 主な取り組み

- ・意識啓発、人材育成に向けた情報発信、市主催あるいは市民団体・事業者との協働によるイベント等の実施、地球温暖化対策ポータルサイト「ちがさきエコネット」の構築について、予定どおり実施できました。
- ・環境市民会議「ちがさきエコワーク」との協働事業である環境市民講座については、会員の方のご尽力もあり、大人から子供まで多くの方に環境への興味・関心を持ってもらえるような内容で展開できました。
- ・「里山はっけん隊！」や緑のカーテンに伴うアンケートの結果から、環境への取り組みに対する市民意識の高まりが見られました。

イ 課題

- ・地球温暖化対策ポータルサイト「ちがさきエコネット」について、効果的な運用のために参加を募り多くの登録者を得ていく必要があります。
- ・各取り組みによる意識啓発や人材育成の効果を客観的に測定することが難しい中で、できる限り把握を試みていく必要があります。

■環境審議会評価と市の対応

平成26年度の取り組みに対する環境審議会評価	B
<p>評価できる点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本重点施策は継続が大切な取り組みであり、環境に係る意識啓発、情報発信、市民団体との協働実施、環境市民講座の開催等、着々と実施されている点は良い。また、ポータルサイト「ちがさきエコネット」が構築され、新たな情報発信の手段を生み出したことも評価できる。 	
<p>今後検討すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動団体の支援及び連携のあり方について、活動団体との十分な協議を継続する必要がある。 ・ちがさきエコネットのさらなる周知と登録者の増加が市民の意識啓発には重要と考える。 ・社会教育の場を活用し、環境に関する講座の実施、知識や経験を持つ市民の育成も必要。 ・意識啓発に係る先進自治体の良好事例の収集検討が行われていない。市の職員が行っている環境を守るための取り組みを市民に向けて紹介すると、イベント参加者がイベントで得た知識を今後どのように活用できるのかイメージできるようになるなどの効果が期待できるのではないかと。 ・環境政策がなぜ必要かについては、自治体は市民に対してより積極的に情報発信をしてほしい。ターゲットを絞り、意識啓発の方法を検討する必要もあるだろう。また、環境への関心が低い人たちに施策の重要性を訴え啓発するといった困難な課題にもチャレンジしてもらいたい。 ・日常生活に関わる環境情報は多い。市民との接点である広報紙など既存のツールと新しいツールのそれぞれを今後も活用しつつ、継続的な情報発信に努めてほしい。 	



環境審議会評価に対する市の対応
<p>平成27年度中に対応・実施しているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ちがさきエコネットへの登録者の増加を図っています。一例として、ちがさき環境フェアで実機を使いながらデモンストレーションを行うなど、サイト構築に携わった市民団体等とも協力しながら普及に向けた取り組みを進めています。
<p>平成28年度以降に対応予定のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より多くの市民の方に環境問題への興味・関心を持っていただき、環境配慮行動を実践していただけるよう、身近な生活の中で実感できるテーマを中心に情報提供を強化していきます。 ・社会教育の場を活用した、環境に関する講座の実施について検討していきます。
<p>その他</p>

平成28年度の施策展開

■具体的な取り組み内容

(1) 市民活動団体・事業者、市等の環境への取り組みに関する情報等の発信と充実

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
広報紙、タウン紙、ホームページ、環境掲示板等を活用した情報発信	→	→	継続 予定	環境政策課
ポータルサイト「ちがさきエコネット」の運用	→	→		
市主催あるいは市民団体・事業者との協働によるイベント等事業の実施と啓発	→	→		
人材育成への効果を把握するための内容を含めたアンケート等を実施	→	→		
各公共施設における環境に関する講座の実施	→	→	継続 予定	社会教育課 青少年課 各公共施設
ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業	→	→		社会教育課

■平成28年度実施事業と予算額

事業名	当初予算案 (A)	平成27年度予算額 (B)	増減額 (A-B)	担当課
広報ちがさき環境基本計画特集号の発行(再掲)	856千円	856千円	0千円	環境政策課
ポータルサイト「ちがさきエコネット」運用管理(再掲)	1,000千円	1,154千円	▲154千円	
ちがさき環境フェア(再掲)	1,078千円	1,071千円	7千円	
里山はっけん隊！(再掲)	177千円	175千円	2千円	
環境市民講座等の開催(再掲)	163千円	163千円	0千円	
各公共施設における環境に関する講座の実施	565千円	2,256千円	▲1,691千円	社会教育課 青少年課 各公共施設

■重点施策の変更履歴（～平成26年度）

年度(平成)	変更内容
23～26	・なし



環境フェア(環境かるた)



里山はっけん隊！（田んぼで自然観察）



里山はっけん隊！
(里山の恵みでおやつ作り)

重点施策 **㊦ 現在活動している市民や市民活動団体、事業者による環境保全の取り組みの支援**

■概要

- ・市民活動団体や事業者に対し効果的な支援を行います。
- ・広報紙やホームページ等を活用し、取り組みを市内外へPRする機会の提供や表彰制度などのインセンティブを設けることにより、活動の促進と市民への普及、自主的な参加拡大を図ります。

■平成26年度における主な取り組みと課題

ア 主な取り組み

- ・環境市民会議「ちがさきエコワーク」の活動支援、「ちがさき環境フェア2014」について予定どおり実施することができました。
- ・「ちがさき環境フェア2014」の企画、運営については平成25年度と同様、市民団体、事業者、学生、市が協力して推進し、環境基本計画(2011年版)の重要な視点である「協働」を体現したイベントとすることができました。
- ・地球温暖化対策ポータルサイト「ちがさきエコネット」の構築が完了し、市民あるいは事業者に対する新たな情報発信・共有の可能性を広げることができました。
- ・地域別の資源物収集量に応じて補助金の交付を行い、地域活動の促進に寄与しました。

イ 課題

- ・地球温暖化対策ポータルサイト「ちがさきエコネット」について、効果的な運用のために参加を募り多くの登録者を得ていく必要があります。
- ・資源回収推進地域補助金制度について、地域の中で制度をより活用していただくために、さらなる資源物の分別についてごみ通達ちがさきやホームページなどを通じて引き続き周知啓発をしていく必要があります。

■環境審議会評価と市の対応

平成26年度の取り組みに対する環境審議会評価	C
<p>評価できる点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政の市民活動や事業者に対する支援・協働体制は、以前に比べるとかなり進歩している。 ・市民活動団体や事業者に対して連携をとり、各種補助、支援を行った。各市民活動団体の実践力、企画力等評価される。また、行政と市民との協働作業も少しずつ進んでいる。 ・十数年にわたる市民活動団体との共催で「ちがさき環境フェア」が開催され盛況であった。 	
<p>今後検討すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共工事を受注した事業者に対する取り組みとして「環境に配慮した公共工事マニュアル」の徹底・運用が大事である。 ・市民団体への支援や連携のあり方については、財政的な面も含めて、環境基本計画における諸課題推進の立場から、対象団体との継続的な協議が重要である。 ・各市民活動団体の高齢化が進んでおり、活動の継続性のために次世代の育成も課題である。今後は地域との連携や協力を図る施策も必要である。 ・ポータルサイト「ちがさきエコネット」について、周知活動を積極的に展開するべきである。 	



環境審議会評価に対する市の対応
<p>平成27年度中に対応・実施しているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共工事における環境配慮の取り組みとして、工事発注元となる課が管理するチェックシートについて、本年度より毎年実施している外部機関が行う監査の中でヒアリングを行うこととし運用体制の強化を図っています。 ・地球温暖化対策ポータルサイト「ちがさきエコネット」については、ちがさき環境フェアで実機を使いながらデモンストレーションを行うなど、サイト構築に携わった市民団体等とも協力しながら普及に向けた取り組みを進めています。 ・地域の清掃活動の支援(ごみ袋、軍手の配布)を行っています(平成28年1月末現在、ごみ袋を16,172袋、軍手を4,933双配布)。 ・地域別の資源物収集量に応じて補助金の交付を行い、地域活動の促進に寄与しています。
<p>平成28年度以降に対応予定のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸美化の推進やマリレジャーの魅力を発信するため、海岸利用におけるマナー啓発事業(行政提案型協働推進事業)を実施します。 ・資源回収促進地域補助金制度を継続して実施します。 ・環境保全活動をしている市民団体や「茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会」への支援を引き続き実施していきます。
<p>その他</p>

平成28年度の施策展開

■具体的な取り組み内容

(1) 市民活動団体や事業者に対する効果的な支援

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
環境市民会議「ちがさきエコワーク」の活動支援	→	→	継続 予定	環境政策課
ポータルサイト「ちがさきエコネット」を活用した事業者への支援		→		
電気自動車購入費補助事業	→	→		
エコ事業者認定制度の活用	→	→		
環境美化推進事業	→	→		環境保全課
環境美化に関する民間団体補助事業	→	→		
資源回収促進地域補助金制度	→	→		資源循環課
緑化推進団体活動緑化推進団体活動事業費補助金制度	→	→		景観みどり課
「茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会」への支援	→	→		
環境保全活動をしている市民団体への支援	→	→		

(2) 環境に関する取り組みを市内外へPRする機会の提供、活動の促進、市民への普及、自主的な参加拡大

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
「ちがさき環境フェア」の開催	→	→	継続 予定	環境政策課

■平成28年度実施事業と予算額

事業名	当初予算案 (A)	平成27年度予算額 (B)	増減額 (A-B)	担当課
環境市民講座等の開催(再掲)	163千円	163千円	0千円	環境政策課
ポータルサイト「ちがさきエコネット」運用管理(再掲)	1,000千円	1,154千円	▲154千円	
ちがさき環境フェア(再掲)	1,078千円	1,071千円	7千円	
環境美化推進事業	1,225千円	901千円	324千円	環境保全課
環境美化に関する民間団体補助事業	350千円	350千円	0千円	
資源回収推進地域補助金制度	39,000千円	41,000千円	▲2,000千円	資源循環課
緑化推進団体活動事業費補助金	48千円	48千円	0千円	景観みどり課
「茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会」への支援	16千円	16千円	0千円	

■重点施策の変更履歴（～平成26年度）

年度(平成)	変更内容
23～26	・なし

施策の柱5.3 学校における環境教育の充実

目標19

各学校と地域との連携による環境教育を充実させ、地域資源を活用した環境学習の回数を増やしていくとともに、スクールエコアクションの導入による各学校での環境活動を継続的に実践していきます。

【目標担当課：環境政策課】

■目標19の進捗状況

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域資源を活用した環境学習(※)の回数	83回	88回	83回	97回
地域資源を活用した環境学習の実施校数(市立小中学校総数:32校)	31校	30校	29校	30校
こどもエコクラブ登録クラブ数	8クラブ	5クラブ	5クラブ	3クラブ

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
スクールエコアクション導入校	市立全小中学校(32校)			

■目標の進捗状況に対する中間評価(担当課および環境審議会)

担当課評価	順調に進んでいる
<p>・地域資源を活用した環境学習の回数や、地域資源を活用した環境学習の実施校数に若干の増減が見られるものの、平成23年度から市内公立小中学校全校にスクールエコアクションが導入され、各校が地域の特色を生かした取り組みを継続して展開するなど確実に定着してきています。</p> <p>・また、各校の取り組みにおける情報発信あるいは情報共有の場として、「ちがさき環境フェア」の中で「スクールエコアクション発表会」が実現し、その発表会が確実に生徒の学習につながっていることを踏まえ、「順調に進んでいる」と判断できます。</p>	

環境審議会評価	順調に進んでいる
<p>・スクールエコアクション導入時から考え、市立小中学校が全校取り組んでいる点、評価できる。また地域資源を活用した環境学習の回数の増加も評価できる。自然環境分野における環境教育の視点をもう少し重視してほしい。</p> <p>・学校における環境教育は、地域や市民活動団体の協力もあるうえで成り立っている部分もある。よってその協力体制等も紹介することも重要である。市内32校の合同発表コンクールとして、全生徒を対象とした環境意識の啓発を加速させる方法も検討してみてもどうか。</p> <p>・地域資源を活用した環境学習の回数が充分であり、着実に行われていること、スクールエコアクションが全小中学校で導入・運用されていることから、目標としては順調に進んでいるといえる。今後は、地域資源を活用した環境学習を継続する一方で、実施した環境学習の内容や成果が見える(広く市民に伝わる)ように工夫して報告をしてもらいたい。</p>	



■環境審議会評価に対する市の対応

<p>・各学校において自然環境をテーマとした環境教育をそれぞれ展開しておりますが、報告時に十分にお伝えできていない部分がございます。今後、各学校の魅力ある取り組みをより分かりやすく十分にお伝えできるよう努めてまいります。</p> <p>・「里山はっけん隊！」の実施内容は市ホームページに掲載しています。学校における環境学習についても、一部の学校の取り組みについてホームページに掲載しています。</p>	
--	--

■目標の変更履歴(～平成26年度)

年度(平成)	変更内容
23～26	・なし

ちょっと一息♪えほし麻呂の
環境スナッフショット



水質調査(円蔵中学校)



出前授業「私たちのくらしと環境」



出前授業「地産地消の推進」



松浪自然たんけん隊



スクールエコアクション発表会(左:浜須賀中学校、右:鶴が台中学校)

重点施策 ③6 地域と連携した環境教育
 ③7 学校における取り組みの支援

■概要

- ・学校における環境教育の支援を目的として、学校と地域を結びつける情報の提供を可能にする仕組みを構築・運用していきます。
- ・市内の環境のモニタリングと子どもたちの意識啓発を複合的に実現する仕組みへの展開を図っていきます。
- ・市内小中学校における環境教育の推進に向け、学校版環境マネジメントシステム(スクールエコアクション)を導入・運用し学校生活での環境活動の実践と浸透のための仕組みを確立します。
- ・児童や生徒に現在の環境の状況、市民活動団体の活動内容、事業者や市の取り組みなどを紹介し、環境への関心の向上と日常生活への反映を図ります。

■平成26年度における主な取り組みと課題

ア 主な取り組み

- ・スクールエコアクションに基づいた市内各小中学校での特色ある取り組みや、「ちがさき環境フェア2014」での発表会、取り組みの情報発信と共有については予定どおり取り組みを進めることができました。
- ・「スクールエコアクション発表会」では生徒自身がパワーポイントなどで資料を作り、熱心に環境への取り組みを発表する様子が見られ、発表会を通じて他のスキルアップも図れる学習効果の高い取り組みとなりました。
- ・「ちがさきエコスクール」を通じて学校での環境学習に役立つ情報を継続的に提供することができました。
- ・市職員だけでなく、地域で活動する市民団体等の方々に自然観察会の実施などご協力をいただきながら、学校における環境教育の充実を図ることができました。

イ 課題

- ・学校現場において環境学習支援サイト「ちがさきエコスクール」をより活用していただけるよう、内容を充実させていくとともに周知を強化していく必要があります。
- ・出前授業については学校教員から担当課や市民団体等へ直接依頼し実施するケースが多く、双方の担当者が変更した場合に継続性の問題が生じる可能性があります。情報の一元化を進め、状況が変化しても一定の水準で出前授業を提供できる体制を整えていく必要があります。

■環境審議会評価と市の対応

平成26年度の取り組みに対する環境審議会評価	B
<p>評価できる点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境教育は、次世代を担う子ども達らの環境意識の向上や、日常生活への環境意識の反映が期待できる、大切な取り組みである。これをふまえると、本施策は、学校における出前授業をはじめ教員が活用しやすいツールを提供するなど、着々と進められており評価できる。 ・地域と連携した環境教育の取り組みや学校の環境教育に対する支援は一定の効果を上げている。スクールエコアクションにより、環境活動が継続的に実践されている点や、環境フェアでの発表会等高く評価できる。 ・教員向け情報誌「環境学習News」の発行も次世代育成の点から評価できる。 	
<p>今後検討すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統一的な発表会の開催に対するインセンティブなどの拡大と工夫で、より環境意識の啓発が進展すると期待される。 ・スクールエコアクションは、学校と子どもたちが環境問題に取り組み、その取り組みを自分たちで振り返りながら考えていく仕組みである。発表の場だけでなく、日常の中で情報提供や交換しながら、学校現場と交流していくことも重要と考える。環境保全に関する行政の取り組み内容を紹介することで、環境保全と職業のつながりの啓発になると期待される。 ・環境学習支援サイト「ちがさきエコスクール」のさらなる周知活動が必要である。 ・担当教員や学校により環境学習の充実度にばらつきが生じやすい点は課題であり、こうしたばらつきが出ないような仕組み作りが必要である。市内の各地域に特色があるのは良いことだが、基本的な環境学習の内容はどの学校でも等しく提供される内容であるべきである。そのためには、環境部局と教育部局との情報共有・連携をより一層密にし、さらに関係強化を図ることが必要である。また、県との連携、保護者を巻き込んだ環境教育の実施も、実現してもらいたい。加えて、出前授業の工夫も望まれる。例えば市職員のほかに、市民が講師となる講座情報を集約し、学校が活用できるようにするなど、環境学習の種類を増やす努力が求められている。 ・環境教育は、時代や社会情勢により伝えるべき内容が変わるはずである。したがって、教育の提供は、個人の学習の深まりや情報の蓄積状況等を考慮する必要がある。そして、その段階に合致した、効果的な教育の内容・量・質を提示する配慮が不可欠である。 	



環境審議会評価に対する市の対応
<p>平成27年度中に対応・実施しているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校のニーズに応じた環境教育支援ができるよう、担当課間で随時情報交換を行っています。 ・「環境学習News」の内容や発行時期を環境部局と教育部局が調整し発行しており、出前授業の実施等に結びついた事例が生まれています。保護者と児童・生徒と一緒に参加する授業や、環境市民会議「ちがさきエコワーク」に講師を務めていただいた授業を実施しました。

平成28年度以降に対応予定のもの

- ・児童、生徒の日常生活の中で環境に配慮した行動がより根付いていくよう、引き続き各市立小中学校によるスクールエコアクションの取り組みを支援します。
- ・環境フェアにおけるスクールエコアクションの発表の場を有効に活用し、各学校の日頃の環境行動の実践について情報発信するなど、担当課間で連携しながら支援を行います。
- ・学習内容のばらつきの解消や、環境、教育両部局の関係強化、出前授業情報の提供を見据え、環境学習支援サイト「ちがさきエコスクール」のさらなる周知と活用を図ります。
- ・今後も学校の実態を担当課間で情報共有し、ニーズに応じた支援を行っていきます。学校や学年によっては「総合的な学習の時間」の時間で環境教育に重点を置いた学習を展開しているケースもあることから、今後は総合的な学習の時間を活用した環境学習への支援にも努めていきたいと考えています。

その他

・統一的な発表会の開催は各学校の特色ある取り組みについて情報やアイデアを共有できるといった利点があると考えられますが、一方で児童や生徒には大きな負担がかかることも想定されるため、学校のカリキュラムがある中で実際に実施が可能かどうか教育部局や学校現場の教員等とともに検討したいと考えています。当面は、児童・生徒が日常の学校生活の中で自然に環境活動を展開できる状況を作るための支援に注力したいと考えています。

平成28年度の施策展開

■具体的な取り組み内容

(1) 環境教育の充実に向けた情報提供の仕組みの構築・運用

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
環境学習支援サイト「ちがさきエコスクール」掲載情報の随時更新	→			環境政策課
学校関係者への支援サイト周知	→			

(2) 学校の環境教育に対する支援等

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
自然観察会等への支援	→			環境保全課 景観みどり課
学校教員への支援	→			
出前授業の実施	→			

(3) スクールエコアクションの導入・運用と学校生活での環境活動の実践

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
スクールエコアクションに基づく取り組みの促進	→			環境政策課 環境政策課 学校教育指導課
スクールエコアクション発表会の実施と、学校訪問等を通じた発表内容の充実に向けた支援	→			

(4) 児童や生徒の環境への関心の向上に向けた情報提供

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
教員向けの環境学習情報誌の発行	→			環境政策課

■平成28年度実施事業と予算額

事業名	当初予算案 (A)	平成27年度予算額 (B)	増減額 (A-B)	担当課
予算措置なし				

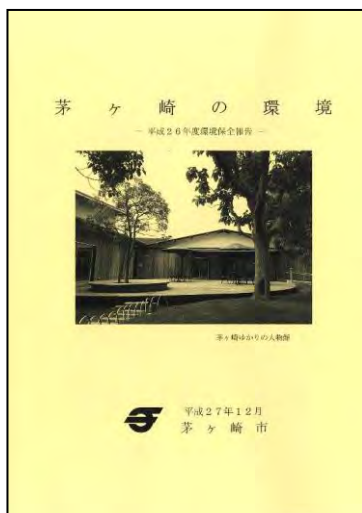
■重点施策の変更履歴（～平成26年度）

年度(平成)	変更内容
23～26	・なし

もっと知りたい！ ちがさきの環境

市では茅ヶ崎の自然や環境のデータを詳しくまとめた資料を発行しています。ご希望の方は各担当課にお問い合わせください。

『茅ヶ崎の環境』



大気汚染や水質汚濁、騒音・振動、地盤沈下といった公害の現況に関するデータについて掲載。市役所環境保全課で配布しています。

『清掃のあらまし』



ごみ排出量やリサイクル率などの統計データ、ごみの減量化・資源化事業について掲載。市役所資源循環課で配布しています。

『茅ヶ崎の四季と自然(DVD・VHS)』



市内7カ所のコア地域を中心に、季節の動植物や、谷戸の環境などについての解説を収録。市役所環境政策課で貸出ししているほか、市ホームページで動画配信しています。

『茅ヶ崎茅産茅消マップ』



市内の「農家軒先直売所」、「観光農園」、「花き生産者直売所」を地図で紹介。市役所農業水産課で配布しています。

Ⅱ. 茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版) 進捗状況報告書(平成27年度版)に対する答申

平成27年6月に発行した「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書」について、茅ヶ崎市環境基本条例第22条の規定により、茅ヶ崎市環境審議会に諮問したところ、平成27年9月に答申をいただきました。本書のⅠ章では、この答申内容を受けて市が検討した施策展開についてお示しています。

なお、本答申の「5.目標の進捗状況に対する環境審議会評価一覧」及び「6.重点施策の進捗状況に対する環境審議会評価一覧」についてはP.16～101にある「環境審議会評価」欄と重複することから、ここでは省略させていただきます。また、本答申については、市ホームページでもご覧いただけます。

茅ヶ崎市環境審議会 答申

検索 



茅ヶ崎市長に答申を提出する小池文人会長(左)

茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)
進捗状況報告書(平成27年度版)に対する答申

平成27年9月30日

茅ヶ崎市環境審議会

はじめに

日本のさまざまな社会問題のなかで、人口減少問題は最も重要な課題の一つである。一人の女性が一生の間に育てる子供の数は(一人の男性が一生の間に育てる子供の数も同様)、東京などの人口密集地域で少なく、自然の多い地域で多い現象が知られている。子供が育たず消滅に向かうはずの都市の人口は、自然の多い地域からの流入によって維持されている。この移動は流入先の自治体にとって一定のメリットがあるものの、市民個人の立場からは自分のまわりの環境が過密により悪化することを意味し、国全体にとっても未来の人口の喪失をもたらす。そのため、これまでは外から人が住み込むまちづくりが目指されてきた面があるが、今後は一人ひとりのまわりの環境を整備して、子供が育つまちづくりを優先していくことが地域の重要な責務であり、このような地域の環境づくりを行っていく必要があると考えられる。

茅ヶ崎市環境審議会では、茅ヶ崎市長からの「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)」に位置付けられた目標および重点施策の進捗状況の評価と、進捗状況に対する意見具申の諮問を受け、その進捗状況について、担当課の実施状況と自己評価ならびに市民のご意見を参考にして、茅ヶ崎市環境審議会としての意見を取りまとめ答申を行った。茅ヶ崎市環境審議会としての答申作成にあたっては、前年度と同様に、環境審議会委員を「自然環境分科会(中森泰三分科会長以下5名)」と「生活環境分科会(山田修嗣分科会長以下6名)」に分け、分科会として進捗状況に対する協議を行い、その結果に基づいて従前の評価基準を適用して、分科会評価結果とした。これを各分科会長から審議会に報告してもらい、それを審議して取りまとめたものを環境審議会答申とした。また、評価の過程で得られた課題や今後検討すべきこと、具体的な提案等を意見として付記した。

環境を扱う部門は行政組織のなかで多様な担当課に分散配置され、責任ある対応が難しい状況になりやすい。一つの課題に対して全庁的に取り組む態勢が必要であり、そのためには環境基本計画などの各種行政計画等を関係課のみならず全職員に周知・普及することが全庁をあげた取り組みにとって有意義であると思われるが、環境審議会における進捗状況の評価の過程においても、複数の関係担当課と環境審議会委員が一つの問題について議論する場面があり、単なる評価作業を超えた担当課間の調整機能として機能し得る可能性が感じられた。

本答申を活用されて、未来のすばらしい茅ヶ崎市の豊かな環境共生社会が構築されることを期待する。

末筆ながら、本答申作成に際し、茅ヶ崎市環境審議会の各委員の皆様をはじめ、市役所の環境関連部局の職員の皆様のご尽力、ご協力に感謝申し上げます。

平成27年9月

茅ヶ崎市環境審議会 会長 小池 文人

**茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(平成27年度版)に対する
茅ヶ崎市環境審議会としての意見
(目標および重点施策の平成26年度の進捗状況について)**

1.茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)の特徴と本評価の特徴

環境問題は比較的新しい課題であり、環境を扱う部門は行政組織のみならず社会の様々な場面で多様な分野に分散配置されている。このため責任ある対応が難しい状況になりやすく、これを防ぐため、茅ヶ崎市では市内の環境全般を扱う環境基本計画を上位の行政計画と位置づけ、市民のまわりの総合的な環境の向上を図っている。

茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)では、(1)人の健康と生活環境に関するもの(公害・生活環境問題)、(2)自然環境に関するもの(自然環境問題)、(3)都市環境に関するもの(都市環境問題)、(4)環境の負荷に関するもの(資源・エネルギー・廃棄物問題)、(5)地球環境保全に関するもの(地球環境問題)を扱うが、その中でも比較的新しく提起された問題でこれまで対応が遅れていた問題を中心に、以下の5テーマにおける重点的な推進を目指している。

テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全

テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり

テーマ3 資源循環型社会の構築

テーマ4 低炭素社会の構築

テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり

それぞれのテーマの下に2項目程度の「施策の柱」をおき、その着実な推進のため、「施策の柱」ごとに目標(数値化が困難な場合は取り組みの有無など)を立てている。さらにテーマごとに取り組むべき具体的な重点施策、およびそれに次ぐ補完的施策を挙げている。なお、この目標は見直しながら進めるとしている。

環境審議会による毎年の評価では重点施策レベルの実施状況の評価が主であったが、本年は目標の達成状況の評価や、目標値そのものの妥当性の評価も行った。

なお、これらの目標は設定直後の平成24年度(2012年度)の環境審議会にてその妥当性と評価を行っているが、毎年目標の妥当性を評価するのは適当でないと判断し、茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)が5年を経過した中間時点にあたる平成27年度(2015年度)で、その時の現状との整合性の視点から再評価することが望ましいとされたものである。

2.目標の平成27年度(2015年度)における評価と見直しの必要性の検討

平成27年度時点での目標の進捗状況を自然環境分科会(テーマ1、2)、生活環境分科会(テーマ3、4)で検討した結果を環境審議会で審議して答申にとりまとめた。また、テーマ5は共通施策として両分科会で評価を行ったものを取りまとめて環境審議会全体の評価とした。詳細な結果については、本答申の「5.目標の達成状況に対する環境審議会評価一覧」に記載している。

全体としてはおおむね順調に進行しているものが多い(表1)。ただし、自然環境に関するもののなかで、テーマ2「市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり」はほとんど進行していないとの評価になった(表1)。また、テーマ1「特に重要度の高い自然環境の保全」の施策の柱「コア地域ごとの活動組織を設置し、保全管理計画を作成」も進行が遅いとの評価であった。また人材育成に関するテーマ5「庁内にお

ける環境意識の向上」においても、生活環境分野での意識向上は図られたが、自然環境分野では十分との評価であった。

個別の目標に関して、テーマ 1 の目標「コア地域の適切な保全管理を行うための指標種の生育・生息状況についての市民によるモニタリング調査」は、実施の有無でなく、調査による評価結果を目標とすべきとの指摘があった。

地産地消に関するテーマ 3 では、「環境に配慮した農業に取り組む農業者や協力者を増やす」目標に対して、「環境に対する施策なのか、農業に対する施策なのかわかりにくい」、「環境に配慮した農業が経済活動としての農業と背反するなら目標を削除すべき」との指摘があった。農地は多面的な環境保全機能を持つ一方で、環境に配慮した農業が輸入農産物に対する国産農産物の優位性の源泉（ブランド価値）になったり、直売での多様な農産物に対する消費者側の需要などもあり、広い視野のもとに取り組みを展開していくことが望ましい。

目標は約半数が見直すべきとされた(表 2)。特にテーマ 2 は全ての目標を見直す必要があるとされたほか、低炭素社会の実現に向けたテーマ 4 では「ちがさきエコシート(茅ヶ崎市環境家計簿)」から 1 世帯・1 事業所あたりの CO₂ 排出量を把握することとなっているが、データ数が不足しているため、基礎となるデータの取得方法を含めた目標の再設定が必要である。

また、テーマ 3 における「市民 1 人 1 日あたりの資源物を除いたごみの排出量」の目標未達については、目標を下げるよりも新たな取り組みを検討すべきとの検討結果になった。

なお、目標の見直しが必要なものについては、達成時期の見直しや、量的な達成レベルの見直し、目標の設定の仕方の見直しなど、さまざまな理由などがあるため、実際の見直しにあたっては注意深い吟味が必要である。

目標の達成状況に対する評価の詳細については「5. 目標の進捗状況に対する環境審議会評価一覧」を参照されたい。

表 1 茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)の各テーマにおける目標の進捗状況

テーマ 目標の評価	テーマ 1 特に重要度の高い自然環境の保全	テーマ 2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	テーマ 3 資源循環型社会の構築	テーマ 4 低炭素社会の構築	テーマ 5 計画を確実に進めていくための人づくり	全テーマ
順調に進んでいる	2	0	3	2	2.5*	10.5
順調でない	2	4	2	0	0.5*	7.5
評価不能	0	0	0	1	0	1

※表中数字は進捗状況ごとの目標数を示す。

*テーマ 1 およびテーマ 2 の自然環境については「順調でない」が、テーマ 3 およびテーマ 4 の生活環境については「順調に進んでいる」傾向がある。

表2 茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)の各テーマにおける見直しの必要な目標数

テーマ 見直しの 必要性	テーマ1 特に重要度の 高い自然環境 の保全	テーマ2 市域全体の自然 環境の保全・再生の 仕組みづくり	テーマ3 資源循環型 社会の構築	テーマ4 低炭素社会 の構築	テーマ5 計画を確実に 進めていくため の人づくり	全テーマ
見直し不要	2	0	3	2	3	10
見直し必要	2	4	2	1	0	9

3.平成 26 年度(2014 年度)における重点施策の進捗状況の評価

茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)に掲げた重点施策について、表3の目安によって平成26年度の進捗状況を自然環境分科会(重点施策1~20)、生活環境分科会(重点施策21~31)で検討した結果を環境審議会で審議し答申にとりまとめた。また、重点施策32~37は共通施策として両分科会で評価を行ったものを取りまとめ、環境審議会全体の評価とした。なお、いくつかの重点施策についてはまとめて評価を行っている。

重点施策の評価結果の総括を表4に示す。なお、詳細な結果については、「6.重点施策の進捗状況に対する環境審議会評価一覧」を参照されたい。

表3 重点施策に対する評価の目安

評価	評価の内容	目安(例)	評価	評価の内容	目安(例)
A	極めて順調に進んでいる	90%以上	D	あまり進んでいない	40~59%
B	概ね順調に進んでいる	75~89%	E	今後、積極的な取り組みが必要	39%以下
C	ある程度進んでいる	60~74%	—	取り組みなし	0%

表4 茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)に掲げた重点施策全課題の平成26年度における進捗状況の評価結果の総括表(評価の中央値を太字で示す)

テーマ 評価と項目	テーマ1 特に重要度の 高い自然環境 の保全	テーマ2 市域全体の自然 環境の保全・再生の 仕組みづくり	テーマ3 資源循環型 社会の構築	テーマ4 低炭素社会 の構築	テーマ5 計画を確実に 進めていくため の人づくり	全テーマ
A 極めて順調に進んでいる	0	0	1	0	0	1
B 概ね順調に進んでいる	1	0	3	5	2	11
C ある程度進んでいる	4	0	2	0	2	8
D あまり進んでいない	5	1	0	0	0	6
E 今後、積極的な取り組みが必要	1	2	0	0	0	3

全体を見ると、おおむね順調に進行している。特にテーマ3と4に関しては順調である。

テーマ1においては、進捗は見られるもののさらなる推進が必要であり、テーマ2に至ってはほぼ進捗していない。今後の努力が望まれる。

4.進捗に遅れが見られるテーマに関する状況の解析

4.1 分散配置された環境担当課間の調整機能

先述のように、環境を扱う部門は行政組織の中で多様な担当課に分散配置され、責任ある対応が難しい状況になりやすく、進捗に影響を与えられられる。そのため一つの課題に対して全庁的に取り組む態勢が必要である。茅ヶ崎市においてこれに対応するための仕組みには以下のようなものがあると思われる。

- a. 自然環境庁内会議による市内の自然環境に関する問題の情報共有と調整(毎月)
- b. C-EMS による庁内の取り組みの評価(独自の評価サイクル)
- c. 環境審議会の年次評価作業における複数担当課の同席によるヒアリング(年1回)
- d. 全庁の全職員に対する各種行政計画の研修(入庁時、管理職昇進時など)
- e. 個別の施策における調整(随時)

これまでの5年間で、a および c、d による調整機能が発展したと考えられる。環境審議会におけるヒアリングの中では担当課の職員が自担当の施策の環境における新しい意義を認識していなかった様子も見受けられたので、職員の幅広い社会への興味を喚起するとともに、環境基本計画などの各種行政計画などを関係課のみならず全職員に周知・普及することが、各種行政計画の全庁をあげた取り組みにとって不可欠であると思われる。

環境審議会においては、今後はcの機能を強化することで、年次評価を単なる進捗評価作業以上のものにしていくことが可能であると思われるが、これは環境を統合的に扱う環境審議会の本来の任務に沿ったものである。

4.2 自然環境分野について

昨年の評価と同様に自然環境分野(テーマ1、2)の進捗は生活環境分野(テーマ3、4)と比較して遅れている。特にテーマ2では期待された進捗が見られていない。原因としてステークホルダーとの調整の難しさのほか、市役所の庁内における立場の異なる関係各課の調整の難しさなども考えられる。後者は実施体制や予算配分などにも反映されると考えられるが、これについては昨年の評価において考察されたので、今年是一般市民への市の普及活動レベルでの対応の可能性について考察したい。これまでも市民団体や市などにより、自然環境の保全活動や啓発活動が行われてきているが、以下のような新たな視点での取り組みによって、より推進させることも可能であろう。

自然環境に関するテーマで進捗が遅いことの原因として、生活環境におけるリサイクルや低炭素社会の実現では市民一人ひとりが取るべきライフスタイルが明確であるのに対して、自然環境に関しては市民に推奨する日常のライフスタイルが提案されていないため、無関心になりやすい点が考えられる。このため、例えば市内の里山や海岸、河川での散策や野外活動など、自然を活かした精神的・身体的に健康な日常生活のスタイルの推進も有意義であろう。

自然環境問題では、植栽種を用いた緑化の推進と外来種問題や、野生生物への餌やりによる動物愛護など、自然を愛する行為の間での対立が起きうる。このため市民が取り組みにくくなる現象が生じている可能性もある。例えば「全く緑のない状況より生け垣や植栽がある方が良く、まとまった緑地のない状態より植栽種であっても緑地があった方が良く、緑地のなかでは植栽種によるものより野生の在来種による茅ヶ崎市らしさがあればより評価が高い」など、善か悪かではなく状況に応じてより望ましいものを目指す状況にあることを市民に知らせることで、状況に応じた市民個人の取り組みがやりやすくなると考えられる。

4.3 生活環境分野及び共通分野について

生活環境に関するテーマ3、4と人材育成に関するテーマ5についてはおおむね順調に進行している。ただし、テーマ3「資源循環型社会の構築」における地産地消のための「環境に配慮した農業に取り組む農家の育成」は対象農家数が増えず順調ではなかった。新規参入を目指す都市型の小規模な農業起業家への経営資源（農地の流動化など）や市場（直売場の活性化など）をめぐる状況の改善が望ましい。なお、新規参入した農業起業家が増えれば、創意工夫する経営者マインドを持った人材の育成にもつながり、環境のみならず地域の活性化にも有効であると考えられる。

生活環境ではB評価が多かったが、今回の重点施策評価の特徴として、情報提供・啓発に関する施策に対してはC評価が多かった。行政からの情報発信・啓発には一定の限界があること、市民個人個人のニーズを満足させるには困難が伴うことは理解できる。しかし、それでもなお、行政として市民に知ってほしい情報とは何か、どうすればきちんと伝わるか、原点に立ち返って考えることが必要ではないだろうか。手詰まり感を説明するだけでなく、発信手段や内容の検討など新たな工夫についても触れてほしいと感じられた。例えば、フェイスブック等のSNSを活用した市民活動は、すでに市域で数多く展開されている。このような、まちの活性化につながる活動を行政が支援する仕組みを作ることも一案ではないだろうか。

4.4 全般について

自然環境と生活環境を通して、テーマの進捗が市民の生活に与える効果を測定・情報提供することで、取り組みの励みとしていただくことが期待できる。すなわち「自分の低炭素生活が地球温暖化の回避を通して自分自身の生活をどれだけ保全・向上させるか」や「海岸や河川、里山、緑地などの身近な自然が保全・整備されることで自分の生活の質がどれだけ保たれ向上するか」などが市民に意識されるようになれば、強い推進力になりうると考える。

市にも多様かつ膨大な業務があり、行政だけでできることには自ずと限界がある。臨機応変に市民や事業者、各種研究施設などの外部資源のさらなる活用を視野に入れることも必要ではないだろうか。例えば、市民と協働で進めている施策などは、一定の進捗が認められるものは協力者へお任せするとか、各関係主体の役割を再調整してさらなる進展を図るなど、適切な状況判断とともに新たな施策・対策を講じる必要があるだろう。

茅ヶ崎市は、人口・面積・人口密度・交通網などの諸条件を勘案すると、他の主要都市と比較して、「コンパクトなまち」と言えるだろう。その点では、市独自の施策を展開する余地がまだまだあると考えられる。

Ⅲ. 茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版) 進捗状況報告書(平成27年度版)に対する 市民意見への回答

平成27年6月に発行した「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(平成27年度版)」について、平成27年7月1日(水)から平成27年7月15日(水)の15日間にわたり、市民の皆様のご意見を募集いたしました。その結果、5名の方より78件のご意見をいただきました。ここでは、いただいたご意見とそれに対する市からの回答をお示ししています。

**茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)
進捗状況報告書(平成27年度版)に対する市民意見への回答**

- 募集期間 平成27年7月1日(水)～平成27年7月15日(水)
- 意見提出者数 5人
- 意見の件数 78件

●内容別の意見件数	項 目	件 数
		①進捗状況報告書全般について
	②目標および重点施策	70
	テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全	33
	テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	11
	テーマ3 資源循環型社会の構築	9
	テーマ4 低炭素社会の構築	9
	テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり	8
	③その他	0
	合計	78

①進捗状況報告書全般について			
No.	意見の内容	担当課	回答
1	環境審議会からの答申(コメント)が採り入れられて、本編、資料編ともに施策内容の記述がかなり具体的となり、26年度実施施策の内容や進捗状況が市民にとって理解しやすいものになったと思います。	環境政策課	今後もより良い報告書となるよう努めてまいります。
2	全体的にはわかりやすくなっているように思います。特にP6,7のアプローチがわかりやすい。P14,15のコア地域の説明も親しみやすい。	環境政策課	今後もより良い報告書となるよう努めてまいります。
3	肝心の重点施策の進捗についても、ばらつきはあるものの、前年度に比べると施策が進捗していると判断できるものが少し増えていることが担当課の評価(25年度/26年度A1/A1、B10/B14、C14/C7、D5/D4、E2/E2)において、B評価が多くなっていることから推測できます。更なる施策の推進を要望します。	環境政策課	今後も各担当課とともに施策の充実を図ってまいります。
4	自然系、生活系、共通とも各重点施策は多くの場合、相互に関係しているためか、施策の取り組み内容に同じことが繰り返し記述されている点気がなります。各重点施策にとって最も重要な取り組みを詳細に記述し、他の重点施策に共通する取り組みはできれば取り組み名だけにして、前掲や後掲またはページ表示など簡略化して記述したほうがよいのではないのでしょうか。	環境政策課	いただいたご意見を踏まえ、表記方法について工夫してまいります。
5	施策の取り組みで実施主体が行政か、行政と市民(市民団体)両者の共催なのか誤解されることなく正しく伝わるような文章表現(適切な主語・述語を使う)にした方が良い点がまだ散見されるので、改善が必要と思います。たとえば、p.16 「市民有志による保全作業を実施しました。」⇒「市民有志によって保全作業が実施されました。」または、「市民有志が保全作業を実施しました。」理由は市民有志の活動はあくまでボランティア活動であるからです。	環境政策課	実施主体の明確化については以前にもご意見をいただき、留意してまいりましたが、一層の改善を図ります。
6	8,9ページの総括表を見ると、生活環境は市民生活にすぐに感じる部分なのか、少しずつ良くなっているようですが、自然環境は市民生活にすぐには感じない部分なのか、評価はよくないように見えます。市民にすぐにわからないなら、自然環境は後回しにされてしまうのでしょうか。	環境政策課	自然環境の重要性や茅ヶ崎の自然環境の現状などを環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書や広報特集号などを通じて、市民の皆さまにわかりやすく丁寧な情報発信に努めてまいります。
7	予算について、全体的に、生活環境に比べ自然環境のほうは少ないと感じました。	環境政策課	どちらの分野においても目標達成に向けた施策を実施し、必要な予算の確保に努めてまいります。
8	資料編3の用語集は、用語の重要度、重点施策の市民理解度を高めるための必要性などに留意して全面的な見直しが必要だと思います。	環境政策課	報告書の内容をより詳しくご理解いただけるよう、改善を図ってまいります。

②目標および重点施策

テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全

施策の柱1.1 コア地域の保管理体制、財政担保システムの確立

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	担当課	回答
9	12	目標1	「順調に進んでいる」となっているが、ただやれば目標が達成したことにはならない。 自然環境の評価調査を行っていることは現実であるが、それを何のためにするのか、調査結果を使って保全・再生の施策や生物多様性地域戦略が策定されていかなければ、やった意味がない。何もしないうちにまた同じ施策を行うことになり、税金を無駄に使っている。「調査結果については、生物多様性地域戦略の検討に活用できるよう事業を進めるとしている」が、今度は実施できる見込みがあるのか、担保がほしい。	景観みどり課	継続的に調査を実施し、市の自然環境の状況を把握することは、施策を展開する上で重要であると考えます。 また、ご指摘のとおり生物多様性地域戦略の策定には至っていませんが、すでに作成された他市町村や今後作成される予定である県の同戦略を参考にしながら、平成27年度から実施する自然環境評価調査の結果を踏まえて検討を進めてまいります。
10	〃	〃	平成23年度の自然環境評価調査後には「生物多様性地域戦略」ができるはずでした。調査員に約束したにも関わらず成果物としてやれなかったことを自覚して、27年度から行う自然環境調査の組み立てを行ってほしい。	景観みどり課	ご指摘のとおり生物多様性地域戦略の策定には至っていませんが、すでに作成された他市町村や今後作成される予定である県の同戦略を参考にしながら、平成27年度から実施する自然環境評価調査の結果を踏まえて検討を進めてまいります。
11	13	目標2	平太夫新田の達成状況概要の「一部の地域で・・・」は不明確。⇒茅ヶ崎市占用地域の移植林および水害防備保安林(国有地)において「相模川の河畔林を育てる会」が保管理作業を実施。(※各団体の活動報告と整合させる)	景観みどり課 環境政策課	ご指摘いただきありがとうございます。より正確な記載に努めてまいります。
12	〃	〃	どうしてできなかったのか、できるために何が必要なのか、例えば、どのコア地域にも関わる全市的なシステムを作ることを考えるなどしてから、優先度を付けるべきではないか？	景観みどり課	コア地域のうち特別緑地保全地区や都市公園等である清水谷・柳谷・柳島については一定の進捗があります。しかし、その他の地区については土地所有者の理解を得ながら保全を進める必要があるため、保管理体制の体制づくりが計画どおりに進んでいない状況です。 今後、保管理計画については、(仮称)赤羽根字十三区周辺特別緑地保全地区保管理計画の平成27年度中の作成を目指して作業を進めています。続いて平成28年度からは平太夫新田における保管理計画の具体的な検討を進めていきます。その後、長谷や行谷について土地所有者の意向や土地の利用状況を踏まえて検討を行ってまいります。
13	14～ 15	—	7つのコア地域の特徴を具体的にまとめられていて、わかりやすく良いと思います。	景観みどり課 環境政策課	今後もより良い報告書となるよう努めてまいります。
14	16～ 17	重点施策1	保管理の実施と支援について、実施なのか支援なのか分かるように。	環境政策課	表記方法に留意してまいります。
15	〃	〃	目標1と関連し、保全を行う人や自然環境評価調査の育成システムが総合的に企画されていない。場当たり的でなく、将来を考えて施策を考えないといつまでもやれずにずれ込んでいくことになる。 総合計画第2次実施計画に記載されていた特別緑地保全地区指定との整合性と今後についてはどのようにしているか？	景観みどり課	ご指摘にあります人材育成につきましては非常に大切であると認識しております。今後もどのような取り組みがふさわしいかを検討してまいります。 総合計画第2次実施計画にも記載している特別緑地保全地区指定事業の進捗は遅れていますが、来年度から開始する総合計画第3次実施計画に位置づけ取り組みを進めています。

16	〃	〃	17ページの成果課題評価ですが、成果で「平太夫新田の保全管理については、河川管理者である国との意思疎通を図りつつ、……」と記載されていますが、河川管理者である国との意見交換会で、市の担当課はほとんど意見を言われなかったのですが、国有地の一部を占有している市は、国との意思疎通できたのか、大きな不安を感じました。	景観みどり課	国土交通省京浜河川事務所(国)と管理について意見交換を行っています。市の考えている保全の方向性を伝え、国からも希少植物等に配慮する旨の回答を得ています。今後も引き続き意思疎通を図りながら管理してまいります。
17	18	重点施策2	財源の確保にふるさと納税の活用は大変よいと思います。ぜひ活用推進を。	景観みどり課	ご意見ありがとうございます。ふるさと納税の活用については引き続き継続して実施していきます。
18	〃	〃	ふるさと納税の活用ができるようになったことは良かった。みどり基金の寄付も具体的な場所をあげるなど工夫が必要。21年に検討した「緑のまちづくり基金の処分に関するガイドライン」について触れられていませんが、現在の考え方を示してほしい。また「緑のまちづくり基金条例」についても見直しについて検討してほしい。	景観みどり課	「緑のまちづくり基金の処分に関するガイドライン」については、緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直し後、景観みどり課が主体となり、北部丘陵のみどりや市街地に残るみどりなど様々なみどりがある中で、基金活用の考え方について整理を進めます。
19	〃	〃	②の国及び県の補助金等をいつもあげられるが、具体的にどのような内容のものを準備したのか、教えてほしい。 トラストみどり財団の助成の条件は何か？ ふるさと納税の活用は新しいシステムだが、今後の増額してもらええる考え方として本来は場所を特定して行ったら、関心を持ってもらえるのではないか。例えば、寄付していただいた赤羽根斜面林の保全活動に充てるとか、考えたらどうか。 みどり審議会への財政担保システムの内容の検討をお願いしたはずであり、これはどこに行ったのですか？	景観みどり課	国及び県の補助金等については、特別緑地保全地区内の土地所有者の要望により土地を買い入れる際の交付金活用について情報収集等を行っています。 かながわトラストみどり財団の助成は、市町村等が所有者等の同意を得て行う保全のための借入事業等に対し助成を行うものです。 ふるさと納税の活用内容の特定につきましては、No.18の回答のとおり緑のまちづくり基金の活用と併せて検討する必要があると考えています。 財政担保システムの内容については、No.18で回答いたしました緑のまちづくり基金活用の考え方と併せて検討を行っていきます。
20	20～21	重点施策3,4	清水谷の保全管理には、土地所有者や近隣住民への協力が必須要件と思われる。積極的に定期的な繰り返し呼びかけをお願いしたい。	景観みどり課	ご意見のとおり保全管理にあたっては土地所有者等の協力が大切であると考えています。今後も自然環境上重要な地域であることの周知等を行っていきます。
21	〃	〃	柳谷にもバーベキューができる場所ができ、柳島にはキャンプ場ができました。同じような施設ができるのは疑問ですが、26年度にも同じような内容で評価があったように思います。それでも「キャンプ場の類似施設の状況の検討」では昨年度の評価が活かされていると思えません。真摯に受け止めてほしいと願うばかりです。	教育政策課 青少年課	(仮称)小出第二小学校用地につきましては、青少年の健全育成を図るため、野外研修施設の整備を検討してまいりましたが、柳島にキャンプ場が開設される等、類似施設の開設されている状況の中、同用地の今後の活用の方向性についてさらに検討を要するものと考えております。
22	〃	〃	(仮称)小出第二小学校用地の具体的な整備計画予定はないということだが、どのような理由か？あれば検討委員会等を開催し、検討させたのに、税金の無駄である。 建物は要らないから、これから市民・特に子どもたちが茅ヶ崎市の自然環境を学べる場所として、自然環境を再生する場所としたらどうか。お金がかからず、現地近くの植生等を再現し、生物をよぶことができる。保全すべき場所ではなく、子どもたちには十分に楽しむことができるようにすればよい。	教育政策課 青少年課	(仮称)小出第二小学校用地につきましては、青少年の健全育成を図るため、野外研修施設の整備を検討してまいりましたが、類似施設の開設や暫定スポーツ広場として青少年をはじめ多くの市民の方に利用されている状況等を勘案し、同用地の活用の方向性について、周辺の保全すべき自然環境への十分な配慮を行いながら、さらに検討を要するものと考えておりますが、当面は現在の状態での維持・保全を図ります。

23	22	重点施策5,6	②の市民への周知として、野鳥の観察会も行いました。	景観みどり課	ご指摘のとおり、野鳥観察会についても周知を行っていただきました。より正確な記載に努めてまいります。
24	22 23	重点施策5,6,7	両コア地区の保全管理には、市民への周知と共に近隣住民の理解と協力が必要です。特別緑地保全地区の保全管理には、保全管理計画と保全管理組織が必要です。有志市民を核にし、後継者養成も念頭に置いた保全管理体制の構築をお願いしたい。	景観みどり課	市民や近隣住民への周知につきましては、今後強化してまいります。 平成27年度に特別緑地保全地区指定を予定している赤羽根十三区については、保全管理活動を実施できる日数が限られていることや希少種の生息状況などを踏まえて、現時点では有志による保全活動を継続していただくことを中心に検討しています。 ご指摘にあります後継者育成につきましては非常に大切であると認識しております。今後もどのような取り組みがふさわしいかを検討してまいります。
25	23	重点施策7	①保全管理体制の検討・・・今後の事を考えると、ぜひ活動組織としての体制を整えてください。	景観みどり課	保全管理活動を実施できる日数が限られていることや希少種の生息状況などを踏まえて、現時点では市民有志の方による保全活動を継続していただくことを中心に検討しています。
26	24	重点施策8	この市街化調整区域は市街化区域と隣接しており、さらに土地開発が進むことが懸念されます。市街化調整区域での樹林不法伐採や土地転用が起こらないように十分な注意と法令等の通知と適切な指導が必要です。	景観みどり課	都市計画法や茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続き及び基準等に関する条例などに基づいた土地利用が行われるよう、関係課と情報を共有するとともに、自然環境保全に関する協議等を行っていきます。また、引き続き森林法等の関連法令に関する周知や適切な指導等を行っていきます。
27	〃	〃	開発が行われる場合に、どのような対応を具体的にできるのか、検討をしっかりとっておいてください。	景観みどり課	地権者に適宜連絡をとり、開発予定状況を確認しています。 開発が行われる場合は、コア地域として位置づけがされていることを踏まえながら、地権者と希少植物の移植、自然環境の保全等についての事前協議を行います。
28	〃	〃	森林無届伐採、草地環境破壊したことについて触れていません。茅ヶ崎市にとって、自然環境上重要な場所と決めたにも関わらず、破壊されたことを踏まえて、二度とこのようなことがないための対策について、書いてください。 所有者の変更の可能性が高い場所です。その時あわてることのないように、「緑のまちづくり基金の処分」とも兼ね合わせ考えてほしい。またモニタリング調査の時に入り、保全管理していますが、年に1回だけ。特緑予定地であるので、頻度を上げての作業が必要と思います。	景観みどり課	市街化調整区域の所有権移転については、農地を除いて制限がありません。土地利用については、都市計画法や茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続き及び基準等に関する条例などに基づいて行われるよう関係課と情報共有を行うとともに、自然環境保全に関する協議等を行っていきます。また、引き続き森林法等の関連法令に関する周知等を行っていきます。

29	25	重点施策9	<p>①に畑でボランティアの斡旋があったとされていますが、個人で事業者と市民に貸し出しており、水田の保全および耕作放棄地解消になっている。どうしてこの制度が利用されないのか、また、この制度以外でどのようなことが行われているのか、調査し、活用する必要があるのではないかと。他の分野では民間活用ばかりを言っているのだから。</p> <p>アンケートをとってから、何も進んでいない。行谷の埋め立てられた場所は、農地に回復はしていない。農業委員会の許可の内容を考えるべきではないか。</p> <p>課題として、小出川の整備計画で自然環境の保全に影響がないよう、しっかり茅ヶ崎市の考え方を持って、対応してほしい。</p>	農業水産課 農業委員会 環境政策課	<p>地権者個人が市民に貸し出すには、特定農地貸付法に基づく区画貸しや、地権者が農作業を行う中で体験的に行わせる農園利用方式があります。よって、農地地権者が市民に農地を貸すという制度は現在特定農地貸付法の運用支援以外してありません。</p> <p>また、個人と事業者とのことですが、当方で認識している事例として、事業者が福利厚生活動の場を探していたところ、地権者様が行う水稻栽培のお手伝いをするという形で双方の合意が図られたことにより、活動が何年も続いているということを知っています。</p> <p>農地保全の主要施策として地域の中心経営体や認定農業者、新規就農者等に農地の斡旋を行い、利用権設定により耕作されなくなった農地の貸し借りのお手伝いをする中で、積極的に耕作放棄地の未然防止及び優良な農地の保全を図っています。</p> <p>また、農業委員会の意見進達および神奈川県での許可については法令等に基づくものですが、大規模な農地造成の申請に対しては、都市部等関係機関とも連携して対応してまいります。</p>
30	"	"	<p>遊水機能土地保全補助金制度を活用し、水田の保全が出来たことは良かった。田植え、稲刈りなどを行うと人がたくさん参加します。後継者不足などの農家の現状を市民がお米を作りたいという希望をつなげられないでしょうか？このままでは水田は特に減少するばかりです。</p> <p>ここは7つのコアのひとつ。行谷の自然環境の特長を是非守ってください。</p>	農業水産課 景観みどり課	<p>農地の貸し借りおよび行谷の現状については、No.29の回答のとおりです。</p> <p>市民の水稻栽培に関する体験の機会の提供としては、農業・漁業体験プロジェクトでの田植え、稲刈り体験があります。また、援農ボランティア制度にご登録いただき、ボランティア活動として水稻栽培に参加できる可能性があります。機械化が進む中、ボランティアの必要性は薄いと考えられます。</p> <p>また、各小学校において、授業の一環として、地域の農家の献身的な協力を得て、農業体験が各地で行われています。</p>
31	26	重点施策10,11	<p>③生け垣の構築・保全について、生け垣ではなく各家の周り、後ろに広がる屋敷林が重要なので、それに補助をしてくれるように制度を変えてほしい。</p>	景観みどり課	<p>重点施策16の自然環境の保全に向けた条例の制定とあわせて検討を行ってまいります。</p>
32	28～29	重点施策12	<p>県管理地のチガヤ、クロマツの管理方法でどのような申し合わせが行われたのでしょうか。管理方法が市民にも分かるようにしてください。</p>	景観みどり課	<p>県との調整により、チガヤについては年1～2回(梅雨～夏及び初冬)の草刈を行うこと、クロマツについては年1～2回の下草刈りを行い、密植状態となるまでは間引き等を行わずに管理することとしています。</p>
33	"	"	<p>養浜事業について、成果の所に「国・県への要望を行った結果、継続して養浜事業が実施されることになりました」とありますが、何を伝えたのでしょうか。具体的な内容を聞きたい。</p> <p>トラック輸送によるダムの堆積物の運搬は、環境に多大な負担をかけていると考え、根本的な解決策を考えるべきである。</p> <p>既に県で相模川土砂管理計画が進んでおり、土砂を運ばなくても良いように川の途中から土砂を流そうとしております。一番下流で一番影響がある茅ヶ崎市がその検討に加わらず、情報もない状況ではおかしいのではないのでしょうか。</p>	広域事業 政策課 農業水産課	<p>養浜事業を継続するうえで、養浜材の質の向上と茅ヶ崎海岸での堆積砂の有効活用、養浜事業による海中環境調査の実施、効果的な砂浜維持や飛砂対策のための竹簾等設置を要望しております。</p> <p>相模川土砂管理計画につきましては、検討の段階から下流域の市町村は加わっておらず、十分な情報収集も出来ていなかったため、今後は国や県の関係機関に積極的な情報提供を求めるとともに、連携を密にしてまいりたいと考えております。</p>

施策の柱1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	担当課	回答
34	32～ 33	重点施策13	保存樹林、保存樹木の助成によって、新規に保存樹林の面積が12,236㎡増加、樹木1本が増えたことは高く評価したいと思います。重点施策16に合わせた基準の見直しは、まちなかのみどりの創出になるような前向きな見直しになることを要望します。	景観みどり課	ご意見のとおり、市街地に残された樹林保全の観点からの見直しを検討しています。現在指定の面積要件は500㎡以上の一団の樹林地となっていますが、現状では市街化区域にはほとんど残っていません。保存樹林による緑地の保全をさらに進めるため、面積要件を引き下げることを検討しています。
35	〃	〃	保存樹林、保存樹木への助成・・・昨年との比較が知りたい。増えた件数・面積、減った件数・面積を書いてほしい。	景観みどり課	平成25年度末は32件、3.61haです。平成26年度は平成25年度に比べ、新規指定は4件1.22ha増加、解除は3件、0.18ha(平成25年度末の解除含む)減少し、33件、4.67haとなっています。
36	〃	〃	柳谷の所でも記載しましたが、保存樹林の基準を見直し、屋敷林の保全もしてほしい。	景観みどり課	保存樹林制度は屋敷林も対象となります。No.34に記載した通り、保存樹林・保存樹木制度の見直しを進めてまいります。
37	〃	〃	海岸のみどりの保全と再生事業・・・協働事業後、どのような計画か？グランドプランの海岸自然公園のあり方も方針を出してほしい。	景観みどり課 農業水産課	平成25年度から実施している協働推進事業につきましては、それまで進んでいなかった再生のための育苗事業などに一定の成果を上げる事ができました。今後はこのノウハウを活かし、実施地域を広げる事を含め検討していきます。 グランドプランに関しましては、事業プログラムに遅れが生じておりますが、当初の自然海浜復元の計画に変更はございません。漁港背後地駐車場整備に合わせたプロムナード緑地の整備、暫定駐車場廃止に伴う西側広場の砂浜の修復、海浜植生の群落による砂草ゾーンの創出、A地区未利用地の海浜植生による自然公園化等を計画しております。漁港背後地駐車場整備を平成32年以降に計画しておりますので、その後順次着手する予定です。
38	〃	〃	街路緑化の推進・・・茅ヶ崎市の街路樹が植栽されてからどのような管理がされているのか、他市のような一体的な情報管理や植栽後の管理がされていないことが指摘されている。また、ツツジは、同じ時期に剪定の管理が必要であり、どうしてツツジだけを植えるのか、理解に苦しむ。もっと管理がしやすく、植生に適した植物を選定すべきではないか。	道路管理課 道路建設課	道路拡幅等の際は庁内関係各課と連携をとり、植生に適した植物の選定に努めます。 ツツジは「市の花」として制定されていることや、4～6月に花が咲いた後に同時期に剪定できるため、管理がしやすいことから植樹帯の主たる樹種として選定しております。今後も、庁内関係各課や自治会等と連携・調整を行い、植生に配慮した植樹帯の整備に努めてまいります。
39	〃	〃	街路樹や植栽帯が限られていて難しいということですが、本来市民に危険がないように道路を作り、植栽をすることにより、南側地帯のクラスターも少しでも解消することができるはずである。それを難しいと諦めるのではなく、庁内での工夫をしてほしい。	道路管理課 道路建設課	道路拡幅等の際は庁内関係各課と連携をとり、様々な工夫をし街路樹や植栽帯の整備に努めます。 今後も、庁内関係各課や自治会等と連携・調整を行い、植生に配慮した植樹帯の整備に努めてまいります。

40		”	狭あい道路等の拡幅や北部での道路整備にはしっかりした自然環境の保全に徹したマニュアルを作成し、在来植物がある斜面・土手等を保全すべきである。	道路管理課 道路建設課	狭あい道路等の拡幅や北部での道路整備については、自然環境の保全に十分配慮した事業手法で実施してまいります。 道路整備の際は、環境マネジメントシステム「C-EMS」(チームス)に基づき、周辺の自然環境や生態系に与える影響を最小限に止めるよう努めております。
41	34	重点施策14	援農ボランティア、市民農園の新規開設支援、遊休農地での農業体験などの適切な取り組みによって順調に進捗していることを評価したいと思います。農業自粛による生物多様性への配慮についてもよろしくをお願いします。	農業水産課	農業を生業とし、良い農産物を効率よく栽培、収穫、出荷し、農業により収益を上げていくことにおいて、必要最小限の農薬の使用による病気の防除、害虫の防除は必要なことと考えております。農薬の使用に関しては、非常に細かい制限が課されており、またほとんどの専業農家は農薬の制限使用量や制限回数よりも少ない、最低限の使用と農業資材の活用を併用し、より安全で安心な農作物を消費者に供給しています。また、無農薬による栽培を行っている農業者に関しても、農薬を使用しないことでかなりの労力を費やし、無農薬であるという付加価値を付けた農作物の供給をしています。

テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり

施策の柱2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	担当課	回答
42	35～ 36	目標5,6	目標の見直しが必要とされているが、どうしてやれなかったのか、課題にも記載がないのはどうか？	景観みどり課	スケジュールの遅れにつきましては、実効性のある条例とするために考え方の整理に時間がかかってしまったことが一番の原因であり、改善すべき課題であると考えております。今後は、自然環境庁内会議を活用するとともに担当者レベルでの調整連携を進めることで、スケジュールにあわせて条例の制定を目指します。
43	”	”	目標6の指定および位置づけについて、湘南海岸保全配慮地区、茅ヶ崎駅周辺重点保全地区、茅ヶ崎南東部重点保全地区の記述は⇒保全配慮地区/湘南海岸保全配慮地区、重点保全地区/茅ヶ崎駅周辺重点保全地区。茅ヶ崎東南重点保全地区と変更願います。右側欄の説明は不適切です。	景観みどり課	保全配慮地区及び緑化重点地区については、都市緑地法第4条に基づいてみどりの基本計画で位置づけているため、指定及び位置づけ欄に記載しました。
44	37	重点施策16,17	「重点施策16 自然環境の保全に向けて条例の制定」は、今年度みどり審議会で審議されることになっている。しかし、本来環境基本計画の重点施策であるため、環境審議会でも十分な審議をする必要があるはずである。環境審議会としてのしっかりした考え方・意見をまとめ、みどり審議会や景観みどり課に伝え、できれば審議会として一緒に議論してほしい。 折角、後発で作る条例なので、茅ヶ崎独自の規制をかけた自然環境の保全ができる条例を策定することが重要である。	景観みどり課 環境政策課	環境基本計画上の重点施策であることから、今後も環境審議会において報告事項として提示していく予定です。以前の環境審議会において、「全体像等が見えない」と意見が述べられないなどのご意見もいただいたことから、ある程度条例の考え方がまとまった時点で提示していきたいと考えています。
45	”	”	みどり審議会が検討するようですが、環境基本計画の重要施策ですから、環境審議会でもこの重要施策の検討をしてください。	環境政策課	

46	38	重点施策18	自然環境庁内会議では、関係課の情報共有だけにとどまらず、迅速な対応と機動的な連携による事案の解決をぜひお願いします。	景観みどり課	ご意見を踏まえ、自然環境庁内会議が課題解決のためにより機能を発揮できるよう、要綱の見直しを行いました。
47	〃	〃	課題欄で議事録の記載内容を精査する必要があるとしているが、記載内容ではなく、どのような内容をどのように会議で進めていくかが重要である。 要綱の改正も必要で、しっかり課題解決ができる組織運営をするべきである。	景観みどり課	

施策の柱2.2 生物多様性の保全年方針の策定

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	担当課	回答
48	39	目標7,8	見直しが必要となっているが、なぜ前回の評価調査時にできなかったのか理由を示し、今回実施される調査時にできるという確約をしてほしい。	景観みどり課	自然環境評価調査の内容を踏まえながら、環境基本計画やみどりの基本計画に位置付けのあるそれぞれの施策との連動を意識し、実効性の高い戦略とするため、実現の可能性や継続性も踏まえた検討を進めていることで時間を要したものです。今後は、神奈川県や近接する自治体の状況を把握し地理的連動性を意識しながら、関連計画と調整を図った計画を目指します。
49	〃	〃	景観みどり課では第3回自然環境評価調査の後、「生物多様性地域戦略」を検討するようですが、公共事業における生物多様性に配慮した工事などは環境政策課主導でできるのではないのでしょうか。検討してください。	環境政策課	環境に配慮した公共工事へのチェックについては、これまで年1回の外部監査の中で書類上でのチェックを行ってまいりましたが、今後は書類の提出に加え、外部監査機関によるヒアリングを行い、工事担当課の実施状況をチェックすることで、環境に配慮した公共工事の実効性を高めてまいりたいと考えております。
50	40	重点施策19	ガイドラインの作成は、次の調査を待たずに、現状の手持ちの調査データでも作成は可能と思います。また、市民団体が日頃収集しているデータの集約などができるデータ管理システムの構築も大切ではないでしょうか。	景観みどり課	生物多様性地域戦略やガイドラインの作成については、自然環境評価調査の内容を踏まえながら、環境基本計画やみどりの基本計画に位置付けのあるそれぞれの施策との連動を意識し、実効性の高い戦略とするため、実現の可能性や継続性も踏まえた検討を進めていることで時間を要したものです。 また、市民の皆様が収集されたデータも非常に貴重であることは認識しておりますが、調査方法や精度に課題がある可能性もあることから、一元的な管理・公表の対象は自然環境評価調査のデータとしております。
51	〃	〃	②ビオトープと生態系管理入門・・・何人の人が調査に参加してくれるのか聞きたい。 市職員によるモニタリング調査・・・この結果はどのように公表され活用されるのか明確でないので聞きたい。	景観みどり課	平成27年度からの調査業務がまだ本格始動していませんが、調査実施時には講座への参加者にお声掛けを行い参加への依頼を行ってまいります。 市職員によるモニタリング調査の結果については、自然環境評価調査を行う際の参考情報として提供を検討しています。

52	〃	〃	<p>市の職員が調査を行っていることを知りました。市民に情報を公開し、活用させてください。景観みどり課だけのデータではこの目的に合っていません。</p> <p>現在茅ヶ崎市内の自然環境の保全作業をしている人たちが限られた人たちであることはご存じだと思います。多くの人が、参加できるような支援を考えてほしい。</p>	景観みどり課	<p>市職員によるモニタリング調査の結果については、自然環境評価調査を行う際の参考情報としての提供を検討しています。</p> <p>自然環境の保全作業については、多くの市民の皆様にご協力いただくと考えており、広報紙や市ホームページなどを活用した参加を呼び掛けています。</p>
----	---	---	---	--------	--

テーマ3 資源循環型社会の構築

施策の柱3.1 4Rの推進

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	担当課	回答
53	41	目標9	茅ヶ崎市一般廃棄物ごみ処理基本計画と茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画の両方の名称が使われているが、最新の名称に統一した方が良いと思います。	資源循環課	ご指摘いただいた点につきまして、今後統一してまいります。
54	42	目標10	資源物排出量で、古紙類、とくに本・雑誌・雑紙が予測に比べ大幅に減っています。本や雑誌が電子図書などに置き換わったせいか、燃やせるごみに出していないか、他のルートで処理されていないか、当初の目標値が違っているのかなど原因を調べてみる必要があります。	資源循環課	ご意見いただいた点につきまして、今後、調査してまいります。
55	44	重点施策21	懸案となっていたごみ減量・リサイクル推進店の増加が郵送や訪問勧誘によって新たに20店舗が加入し、レジ袋削減に対応してくれることになったこと、小学校への啓発用DVDの配布や出前講座への誘いで申込が増えたことはよかったですと思います。また文教大が実施したアンケート調査や企画経営課が実施したアンケート調査結果は公表した方が良いと思います。	資源循環課	文教大学のアンケート調査については環境指導員会議の中で報告させていただきました。市民向けの公表については、文教大学と協議してまいります。なお、企画経営課が実施したアンケート(平成26年度茅ヶ崎市まちづくり市民満足度調査)につきましてはホームページにて公表されております。
56	48	重点施策23	不用品登録制度との連携によって、リユースが増えたことはよかったですと思います。フリーマーケットでのリユースをもっと積極的に行ってみてはどうでしょうか。現実には家具、衣類、日用品などのリユースは福祉施設等が開催するバザーでもかなり行われています。	資源循環課	リサイクル市、フリーマーケット等の開催情報の提供については、市で実施できる範囲を研究し、実施方法を検討してまいります。
57	50	重点施策24	資源物のリサイクルについては、自治会での分別収集などでかなり啓発効果が上がっていると思われます。家庭菜園での生ごみコンポストの利用はまだ展開の余地がありそうですが、学校給食残さの堆肥化事業の高齢化による課題は今後ますます深刻となる恐れがあり、打開策について早期の検討が必要と思われます。	農業水産課 資源循環課	<p>家庭菜園でのコンポストの利用啓発につきましては、毎年4月に行っている家庭菜園利用者対象の園芸講習会の中で、啓発しています。</p> <p>また、給食残渣堆肥化事業につきましては、市内で唯一の農業者団体によって実施されているものですが、給食残さからぼかし堆肥をつくり、元肥として活用することはかなりの労力を要することから、当団体と連携し現状を維持してまいります。</p>

58	〃	〃	<p>・焼却残さの有効利用について ごみを燃やした後の灰を高温で溶融固化し、得られた固化物(スラグ)は道路のアスファルト材などに利用されるとの事ですが、最近、焼却溶融技術が見直され、高温処理のため多量の燃料使用量となる等溶融炉の課題があり、更新採用を控える自治体が出てきています(東京都等)。また、相模原市ではごみは単なるごみ焼却炉ではなく、ごみのガス化溶融炉でごみを高温のまま一体的に溶融処理し、燃料費等の運転経費の低減を図っています。</p> <p>これらのごみ処理技術の向上変遷に対して茅ヶ崎市のごみは単独の焼却炉、そこから出る焼却灰は常温まで冷却し、別の施設まで搬出し、別途燃料を使用して高温処理をしスラグ化しています。このままでは多量の燃料使用による高い運転経費になっており、また、溶融のための燃料使用による溶融排ガスによる地球温暖化ガス(CO2)が余分に発生します。</p> <p>焼却灰の減容化、再利用については本報告書記載の道路アスファルト材だけでなく、別の技術も開発され、その専門処理業者もいます。いろんな対応技術が開発されています。</p> <p>茅ヶ崎市の現在のごみ焼却炉は建設から年数が経っており、長寿命化の検討とともに、その延長としてごみ焼却炉の更新も視野に入れていると想定しますが、それらについて市の現状、今後の計画について概要方針だけでも本報告書の中に触れていただけたらと思います。</p>	資源循環課 環境事業 センター	<p>現在、茅ヶ崎市では資源循環型社会の実現のため、焼却残さの有効利用、再資源化を進めています。焼却残さの再資源化については溶融処理を主体としていますが、他にも人工砂化やセメント化といった手法も専門業者に委託し取り組んでいるところです。</p> <p>これら再資源化については、費用面では埋立処理に劣りますが、市の最終処分場の埋立残余容量が年を負うごとに減少していることを考慮すると必要不可欠であり、埋立処理によらない再資源化という手法をとることで資源循環型社会を構築し環境への負荷低減を目指します。</p> <p>溶融処理をはじめ、人工砂化、セメント化においては温室効果ガスである二酸化炭素の排出は避けられませんが、現在市が依頼している専門業者は、それぞれ環境に配慮した取り組みを行い温室効果ガスの排出量削減に努めております。</p> <p>また、市のごみ焼却処理施設については、建築から年数が経っていることから、長寿命化のための基幹的改良工事を進めており、これについては進捗状況等を今後本報告書に取り入れられるよう検討してまいります。</p>
----	---	---	--	-----------------------	---

施策の柱3.2 地域資源を活用する地産地消の推進					
No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	担当課	回答
59	55	目標13	環境保全型農業に関する法制度改正に合わせて目標の変更(削除等も含め)を検討した方がよいと思います。	農業水産課 環境政策課	ご意見ありがとうございます。現状を確認しながら検討してまいります。
60	56	重点施策25	学校給食食材をはじめ市民に対する地産地消の取り組み・呼びかけは順調に推進されていることは高く評価するとともに引き続き継続を期待します。	農業水産課	地産地消は終わりのない取り組みであると考えておりますので、様々なアイデアを大事にしながら、引き続き継続してまいります。 学校給食における地産地消の取り組みについても継続的に実施してまいります。
61	58	重点施策26	冬期湛水については、茅ヶ崎市の農業用水の供給が相模川左岸用水等のポンプ揚水に依存している状況では電力費など経済的問題がネックとなるので、現状では一旦保留とし、今後太陽光発電の普及に伴う価格低下などを見ながら揚水の可能性を検討することにはどうでしょうか。	農業水産課	冬期湛水実験事業については、様々なハードルを何とかクリアしながら、平成24年度より調整をはじめ、25年度より実施してまいりました。3年間の実施において終了いたします。

テーマ4 低炭素社会の構築					
施策の柱4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進					
No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	担当課	回答
62	60	目標14	中間評価の説明には前半と後半の説明にもう少し工夫が必要のように思われます。前半の民生家庭部門の基準年と21年の間の43%の増加は、第3次産業等の影響と思われませんが、21年以降は増加率にほとんど変化がありません。茅ヶ崎市にとって大切なことは、実消費量ベースの電気・ガス由来の温室効果ガス排出量のデータから分かるように人口増にもかかわらず世帯当たりの温室効果ガスの排出量が少し減少していることが、市民の省エネ行動や工夫によることを伝えることだと思います。	環境政策課	ご意見の後半にもありますように、データの分析結果から市民の方々の工夫や努力がお伝えできるよう、今後も努めてまいります。
63	62	目標15	データシートが4か月単位であるため、年間のデータが採れず、評価不能というのはおかしいと思います。確かに夏季のエネルギー使用量は大きいかもしれませんが、春夏秋冬の4か月毎にデータを採ってもらえば、年間データとして評価できるようになると思います。エコネット(エコシート)についても同じ考えで、ぜひ年間データが蓄積されるように取り組んでほしいと思います。	環境政策課	「評価不能」とした理由として、年間データが得られないことと同時に、回収サンプル数が少なく目標データとしての信憑性に乏しいことが挙げられます。 また、現在の目標には「前年に比べエネルギー使用量を削減できた家庭・事業者集の数を増やす」とありますが、エコシートは基本的に匿名でご提出いただくため前年との比較が困難であり、正確なデータは把握できません。 今後どのようなデータを目標指標として設定するにしても、回収サンプル数を増やしていく努力は必要ですが、現在の指標では算出に無理が生じていることも事実のため、目標自体の変更も視野に入れて検討してまいります。
64	64	重点施策27	節電コンテストの実績(削減効果)は市民にとっても更なる節電・省エネへの意識変化や動機づけになると思います。エコネットを活用した実績の公表や参加者募集の積極的な呼びかけを進めてほしいと思います。パワーボックスは可搬式でしょうか、それとも電気自動車に乗せて移動するのでしょうか？もう少し説明が必要だと思います。	環境政策課	節電コンテストの実績について市ホームページなどの公表に加え、エコネットを活用した公表や周知方法を検討してまいります。 電気自動車に充電した電気を活用する装置「パワーボックス」は、電気自動車からは独立したもののため、電気自動車からの給電時には接続のために近くに設置する必要がありますが、常に電気自動車に載せておく必要はありません。 用語の解説等については今後も充実を図ってまいります。
65	65	〃	テーマ4「低炭素社会の構築」の施策の柱4.1「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進の1項目として、3電気自動車等を活用した市民意識の向上およびインフラの整備について事業項目を記載していますが、自動車に関しては最近では電気自動車(EV)に加え、水素を燃料とした燃料電池自動車(FCV)も商用化に向けた開発・実証が進められています。水素は再生可能エネルギーとしても製造可能であり、走行時に排出するのは水のみで大気汚染物質やCO ₂ は一切排出しません。この観点から国レベルでもFCVの普及促進を図っており、環境白書(平成26年版)でも取り上げられています。茅ヶ崎市でも国の政策に呼応してFCVをこれまでどのように取り組んできたのか、また今後どのように取り組む計画なのかの情報発信もした方が良いのではと考えます。	環境政策課	イベント等を通じた燃料電池自動車(FCV)の紹介・普及啓発については、平成26年3月に開催した「STOP! 温暖化と次世代エネルギー燃料電池」での試乗・同乗体験会(協力:トヨタ自動車㈱)を実施しています。また、平成26年6月開催の「ちがさき環境フェア2014」における展示を実施しています(協力:神奈川県)。 今後は燃料電池自動車に関する取り組みについても報告書へ記載を図ります。

66	66	重点施策28	個人住宅、共同住宅への太陽光パネルの導入は順調に進展しているようですが、パネルの設置数や出力などの累積データをエコネットでご公表してほしいと思います。クレジット制度については、当初から懸念されたように、クレジットを購入してくれる企業の参加・確保がポイントです。クレジット量を集約し、企業への協力呼びかけが必要です。	環境政策課	太陽光発電補助に関する累積データなどについては、エコネットでの公表を検討してまいります。 クレジット制度については、平成27年度以降クレジット量の集約を行いクレジット購入企業を確保するべく呼びかけを行ってまいります。
67	68	重点施策29	公共施設等への太陽光パネルやLED照明などの新エネルギー機器や省エネ機器の導入が順調に進展していることやごみ焼却場での熱回収(発電・給湯)は大変よい施策だと思います。事業者との連携も視野に入れて今後の進展を期待します。	環境政策課	今後も多くの公共施設に省エネにつながる設備を導入できるよう努めてまいります。

施策の柱4.2 交通行政における温室効果ガスの排出削減

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	担当課	回答
68	72	重点施策30	公共交通の利用者や予約型乗り合いバスが増加傾向にあることは、目標16の達成の面で好ましいと思います。一方、北部地区のコミバス利用者がほぼ横ばい状態なので、対策が必要と思います。施策の進展には、予約型乗り合いバスアンケートの地区別利用者分析やコミバス利用者が増加、または停滞している要因(地区人口、既存交通機関との関係など)の分析が必要と思います。	都市政策課	北部循環市立病院線につきましては、予約型乗合バスの運行開始に伴い減便して運行しています。このことが利用者増につながらない一番の要因であると考えております。また、当該北部循環線は市街化調整区域を多く走るコースになっているとともに、県道は路線バス網が充実した状況にありますので、これらの環境を踏まえ、地域に適した交通の環境を構築できるよう検討してまいります。
69	74	重点施策31	安全対策課の啓発活動が進展していることは評価できますが、依然として学生のマナーやルール違反が目につきます。改正道路交通法の施行にあわせて一層の啓発をお願いしたいと思います。交差点での自転車利用高齢者の転倒(ブレーキ操作時)が散見されます。高齢福祉介護課と連携して危険防止の呼びかけをお願いしたいと思います。 トピックスの改正道路交通法のチラシの図が小さくて読めません。HPで法令改正のPRを行なうとともにチラシを高齢者家庭に配布してはどうでしょうか。	安全対策課	平成27年6月1日に改正道路交通法が施行されましたが、市といたしましても啓発活動実施の良い機会であると捉えております。 年間150回を超える交通安全教室につきましては、高齢者を対象とする教室の開催を地域の皆様等にご提案しているところです。 また、平成26年4月より地域、警察等との連携のもと、高齢者宅へ戸別訪問し啓発活動を継続して行っております。 今後ご意見を参考といたしまして、高齢者を対象とした啓発活動を展開してまいります。

70	〃	〃	<p>自転車運転による交通事故の増加に伴い、最近になって自転車の交通ルールの強化が行われております。温室効果ガスの排出がない自転車の利用拡大は好ましい状況と考えますが、現実には道路交通法では自転車は歩道ではなく車道の左端、または歩行者優先、歩行者の安全を図りながら歩道を利用可能と指導されています。現在、一般道路の多くは道幅が狭く、また歩道がない道路もあり、自転車は危険と隣り合わせの運転を強いられています。自転車運転をする側からすると道路交通法が先行し、道路整備の状況が追いついていない感じがして、自転車事故は起こり易い状況であると考えます。</p> <p>1.茅ヶ崎市の自転車利用の促進に対する取組みは道路交通法の改正頻度に追いついていないのではないのでしょうか。もっと迅速に対応強化を図るべきではないのでしょうか。</p> <p>2.このような状況で茅ヶ崎市と茅ヶ崎警察署はどのような連携で自転車利用促進を図っているのでしょうか。本報告書でも何らかの記載をした方がよいのではないのでしょうか。</p> <p>3.公的な自転車傷害補償保険制度について環境基本計画から少し外れるかもしれませんが、自転車運転による交通事故に対して、現在公的な保険制度がありましたでしょうか。公的な保険制度により、自転車運転者はリーズナブルな費用で保険に入れる制度があったらと思います。自転車事故は被害者となるだけでなく、思わぬ被害を与える加害者にもなる可能性があります。それらを総合した公的な保険制度があればと期待します。</p>	安全対策課	<p>自転車の安全利用に関しましては「ちがさき自転車プラン」を策定し、「人と環境にやさしい自転車のまち ちがさき」を将来都市像として掲げ、市民の皆様、茅ヶ崎警察署、関係団体等の協働で取り組んでまいりました。</p> <p>平成26年4月には「第2次ちがさき自転車プラン」を策定し、前プランを引き継ぎ「人・自転車を優先したまちづくり」を進めてまいります。</p> <p>道路交通法が改正された際には、警察と連携して行っている交通安全教室で重点的にお知らせするとともに、地域の皆様や関係団体等と啓発活動を実施して対応しております。</p> <p>保険制度につきましては、民間の保険が充実していることから、交通安全教室など機会がある度、保険加入について積極的に案内等行っているところです。</p>
----	---	---	---	-------	---

テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり					
施策の柱5.1 本計画推進のための庁内における環境意識の向上と人材育成					
No.	ページ	目標/重点施策	意見の内容	担当課	回答
71	76～77	目標17	みどりと生物多様性の保全のために、現行のC-EMSを地球温暖化対策だけでなく、みどりや生物多様性の保全も追加したものに改正してはどうでしょうか。	環境政策課	C-EMSについては、環境全般を管理する仕組みであったISO14001から独自の環境マネジメントシステムとして移行しました。移行の際は基本的に自然環境に関する事項については、環境基本計画で進行管理することとし、C-EMSでは温室効果ガス削減を図るとともに、資源循環型社会や低炭素社会の構築に向けた取り組みを推進する仕組みとして運用を開始いたしました。このため、みどりや生物多様性の保全をC-EMSに追加することは現在のところ考えておりません。
72	〃	〃	「順調に進んでいる」としているが、生物多様性に関し、十分な研修が行われたとは思えない。市民に開かれた研修を行い、お互いに情報共有するべきではないか。	景観みどり課	引き続き研修を実施するとともに、今後の研修のあり方についてはご意見を参考に検討してまいります。
73	78～79	重点施策32	C-EMSのみどりや生物多様性の保全を追加することにより、みどりなどの自然環境関係の法令改正(例えば森林法など)などの情報提供や自然環境の改変に関する情報の共有と対策が適切に行われることを期待したいと思います。改正C-EMSを市民に公表することで市民への周知も図られるのではないのでしょうか。	環境政策課	No.71の回答のとおりです。

74	〃	〃	<p>C-EMSは、ISO14001を返上した時点で狭義のものとなり、十分な機能をしていない。特に自然環境に関しては、なんら各部課が運用もしていないので、結果、環境に配慮する公共工事マニュアルは絵に書いた餅になっていた。</p> <p>庁内でどのように運用するのか、何が必要か、もう一度時代に合わせて、検討すべきである。</p>	環境政策課	<p>C-EMSは一事業者として環境負荷低減を進めるために導入されており、温暖化対策実行計画に示された取り組み項目の効率的執行を目的の1つとしていることから、主に省エネや温室効果ガス排出削減などを進めるために運用しております。</p> <p>また、自然環境に関する事項については、環境基本計画やみどりの基本計画など所管計画により各部課の連携を取りながら施策の推進を図っています。</p> <p>環境に配慮した公共工事へのチェックについては、これまで年1回の外部監査の中で書類上でのチェックを行ってまいりましたが、今後は書類の提出に加え、外部監査機関によるヒアリングを行い、工事担当課の実施状況をチェックすることで、環境に配慮した公共工事の実効性を高めてまいりたいと考えております。</p>
----	---	---	--	-------	--

施策の柱5.2 市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	担当課	回答
75	80	目標18	担当課が環境政策課のため、目標の進捗状況の記載が省エネ、地球温暖化に偏っています。目標達成のための重点施策は、景観みどり課や社会教育課も担っており、重点施策34～36には活動例の記載があることを目標進捗状況にも明記した方がよいと思います。	環境政策課	目標の進捗状況の記載に関しては、「里山はっけん隊！」の参加者数など環境に関する主な事業への参加者数等も記載をしており、省エネや地球温暖化に偏った記載をしていることはないと思いますが、各重点施策の活動例を偏りなく記載するよう努めてまいります。
76	82	重点施策34	「ちがさきエコネット」をいかに普及させるか、また、そのデータをどう具体的な施策の推進に活かせるかがポイントです。推進協議会での検証フォローと推進をお願いします。	環境政策課	ちがさきエコネットについては、協働事業者も含め普及策などの検討を重ねています。また、茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会にも協議を通じる中で引き続きフォローと推進等についてお願いしてまいります。
77	84	重点施策35	資源物回収推進地域補助金制度や緑化推進団体活動事業補助金制度などの用語解説が必要と思います。	資源循環課 景観みどり課	緑化推進団体活動事業補助金については、みどりの愛護活動を実践する団体を支援し、みどり豊かなまちづくりを推進するためのものです。 資源回収推進地域補助金制度については、ごみの減量化、資源化に関することをはじめ、地域コミュニティのために役立てていただくため、各自治会に資源物の収集量に応じて1キログラムあたり2.5円の補助金を交付しているものです。 用語解説については、今後より丁寧にわかりやすく行うよう努めてまいります。

施策の柱5.3 学校における環境教育の充実

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	担当課	回答
78	88	重点施策36,37	学校教育に対する支援等として市の支援だけが記載されていますが、実際には資料編に記載があるように多くの市民団体が学校教育の支援を行なっています。市民や市民団体との協働で行なっている支援活動があることを明記すべきだと思います。市民団体の学校支援などは多岐にわたるので、たとえば「資料編1.2などを参照」と明記する方法が考えられます。	環境政策課	ご意見にもありますように、市内には学校における環境教育にご協力いただいている市民や市民団体の方が多くいらっしゃいます。本報告書の資料編にも一部紹介させていただいておりますが、こういった取り組みをより広く、そして多くお伝えできるよう、皆様にご協力いただきながらできる限り取り組み状況を把握するとともに重点施策においても資料編を参照していただけるよう記載方法に留意してまいります。

茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)

環境審議会答申への対応と次年度の施策展開(平成27年度版)

平成28年(2016年)3月発行

発行部数 250部

発行:茅ヶ崎市

編集:環境部環境政策課

〒253-8686

茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467(82)1111

内線 1211、1212

FAX 0467(57)8388

メール kankyouseisaku@city.chigasaki.kanagawa.jp

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト
QRコード

